

潮来市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画(第2期後期)

福祉先進都市を目指して
みんなで変える! 変わる! 潮来の福祉



潮来市
潮来市社会福祉協議会

(表紙 裏白)

はじめに

本市では、平成29年度に「潮来市地域福祉計画・地域福祉活動計画（第2期）」を策定し、今年で3年が経過しました。基本理念は『みんなで変える！変わる！潮来の福祉＝福祉先進都市を目指して＝』と定め、市民の皆様や市の福祉に対する意識を変えていく、変わっていくことによって、だれもが安心して住み続けられる「地域共生社会」の実現をめざすものとなっています。



この3年間の中で、一人暮らし高齢者数の増加は顕著で、各ご家庭の生活スタイルは多様化し、家族や地域の支えあいといったつながりが希薄になってきています。そのような中で、計画策定から3か年が経過した中間年として、計画策定状況の点検・評価を実施し、地域の支えあいの体制づくりをさらに進めていきたいと考えております。今回の中間評価から見えてきたものとして、介護予防などの取り組みが進み、高齢者の健康づくりに寄与していること、高齢者の地域サロン活動など地域コミュニティづくりが少しずつ進んできたことなどが挙げられます。その一方で、前記したように福祉課題が複合化・複雑化しており、地域の中で福祉の手助けが必要とされる方に、福祉サービスが確実に届く必要があります。そのため、今回の計画では、平成29年に策定した基本理念を継承しながら、引き続き、福祉課題に対応できる地域の支えあい体制づくりの構築を進めていきます。

また、本計画策定にあたっては、地域福祉を推進する中核的な専門組織と位置づけられる社会福祉協議会が定める「地域福祉活動計画」と基本理念を共有し、一体的に推進するとともに、関連する諸計画（障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画）の上位計画として、課題等を共有しながら取り組みを進めていきます。

令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大が世界規模となり、私たちがこれまでに体験したことのないような日常生活となりました。時代背景が変わり、どのような状況になったとしても福祉サービスが必要な人に届けることができ、地域社会ですべてのみなさんが、いきいきと生活できる社会づくりを推進させていただきます。

結びに、本計画を策定するにあたり、アンケート、パブリックコメントなどで貴重なご意見、ご提言をいただきました市民等のみなさまをはじめ、熱心にご審議くださいました潮来市地域福祉計画策定委員の皆様には、心から感謝申し上げます。

令和3年3月

潮来市長

原 浩道

(市長あいさつ裏)

はじめに

近年、少子高齢化や核家族化が急速に進み、家族や地域での支え合う力の弱体化や住民相互の繋がり希薄化が進むなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中、様々な福祉課題や生活課題を抱える人が増加し、公的制度だけでは、多様化・複雑化する地域のニーズに応えることが難しくなってきました。

誰もが住み慣れた地域で安心して健やかに暮らしていくためには、地域住民・福祉関係者・ボランティアなどが協働しながら地域の福祉力を高めていくことがこれまで以上に重要になってきています。

潮来市社会福祉協議会（社協）では、平成25年3月に「潮来市地域福祉活動計画（第1期）」、平成30年3月に同計画（第2期）を策定いたしました。

市民に親しみやすい広報誌「きずな」の発行やSNSの特性を生かした情報の発信、ボランティア機能を充実させるためボランティアセンターの設置・運営、災害時に備えての災害ボランティアセンターの運営訓練等、地域に根差した活動を推進してきましたが、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、事業を展開していくことが難しくなり「いま、できること」を考え地域づくりを進めてまいりました。

そして今回、第2期計画の中間見直しとして取り組みの評価と市民等へのアンケート調査を実施し、計画の見直しに向けた課題等を検討し、第2期後期として計画を策定したところであります。

私たち社協は、引き続き、地域福祉の推進を担う中心的な組織として『顔の見える社協づくり～あの人がいるから「社協」へ行こう！～』を基本的な考え方として、地域社会における役割の重要性を再確認し『いっしょに たすけあう こみゆにてい』を共助の合言葉に、市民の皆様や地域のボランティア、地域団体等と連携を図りながら、役職員が一丸となって計画を推進してまいりますので、皆様のご支援・ご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました計画策定委員をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました住民の皆様並びに関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

令和3年3月

社会福祉法人 潮来市社会福祉協議会

会 長 根本 健助



(社協会長あいさつ裏)

目 次

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画の趣旨と背景	1
2 計画の性格と位置づけ	3
(1) 計画の性格	3
(2) 計画の位置づけ	4
(3) 計画の構成	5
3 計画の期間	6
4 計画の策定体制	7
(1) 地域福祉計画策定に係るアンケート	7
(2) 関係各課等、障害福祉団体、サービス提供事業者へのヒアリング	7
(3) 会議等	8
(4) パブリックコメント	8
第2章 地域福祉の現状と課題	
1 人口等の現状	9
(1) 総人口と世帯の推移	9
(2) 高齢者人口・高齢化の推移	10
(3) 障害者手帳所持者の推移	11
(4) 出生児数の推移	12
(5) 教育・保育の状況	12
2 市民の福祉意識	13
(1) 地域とのつながりについて	13
(2) 地域福祉活動の推進について	14
(3) 安心して暮らせる福祉のまちづくりについて	15
(4) 中学生・高校生の福祉意識について	17
3 地域活動の概要	18
(1) 民生委員児童委員の活動	18
(2) 自治会（区）の活動	19
(3) ボランティア団体・NPOの活動	20
(4) 社会福祉協議会の活動	21
4 主な取り組みと中間評価	23
(1) 主な取り組み	23
(2) 第2期計画の中間評価	25
5 地域福祉の重点課題	28

第3章 潮来市地域福祉計画

1 基本理念	33
2 基本目標	35
3 重層的支援体制の整備に向けた取り組み	37
4 施策体系	38
《基本目標1》福祉が必要な人を見逃さない地域づくり	
（1）地域で信頼される人材の育成	40
（2）情報共有の強化	42
（3）福祉意識の醸成	44
《基本目標2》課題を解決できる地域づくり	
（1）福祉・保健拠点の整備	47
（2）総合相談体制の整備	48
《基本目標3》サービスの切れ目と隙間のない地域づくり	
（1）高齢者福祉・介護保険事業の充実	52
（2）障がい者（児）福祉の充実	54
（3）児童福祉・子育て支援の充実	56
（4）生活困窮者支援の充実	57
《基本目標4》生活の質の向上を目指す地域づくり	
（1）地域福祉活動の充実	59
（2）権利擁護に対する支援《潮来市成年後見制度利用促進基本計画》 ...	61
（3）防犯・防災体制の充実	65
（4）福祉のまちづくりの充実	67

第4章 潮来市地域福祉活動計画	
1 基本的な考え方	69
2 社協の役割	70
3 活動計画の内容	71
《基本目標1》福祉が必要な人を見逃さない地域をつくろう！	
（1）地域で信頼される人材の育成	71
（2）情報共有の強化	75
（3）福祉意識の醸成	76
《基本目標2》課題を解決できる地域をつくろう！	
（1）福祉・保健拠点の整備	77
（2）総合相談体制の整備	78
《基本目標3》サービスの切れ目と隙間のない地域をつくろう！	
（1）高齢者福祉・介護保険事業の充実	81
（2）障がい者（児）福祉の充実	83
（3）児童福祉・子育て支援の充実	84
（4）生活困窮者等支援の充実	84
《基本目標4》生活の質の向上を目指す地域をつくろう！	
（1）地域福祉活動の充実	85
（2）権利擁護に対する支援	86
（3）防犯・防災体制の充実	87
（4）福祉のまちづくりの充実	88
4 社協の機能強化	90
第5章 計画の推進と評価	
1 計画を着実に推進する体制の確立	93
2 協働による推進体制	94
3 計画の評価・点検	95
4 目標指標	96
資料編	
1 策定経過	99
2 設置要綱と委員名簿	100
3 潮来市重層的支援体制整備のイメージ図	103

(目次裏)

第 1 章 計画の策定にあたって

(中とびら裏白)

1 計画の趣旨と背景

近年、日本社会が抱える課題として、「若者世代の子育てと雇用」、「要介護高齢者と障がい者の同居」、「生活困窮者の支援と雇用」、「児童虐待と生活困窮」といった多様な組み合わせで、福祉課題が複合・複雑化しており、従来の縦割りの支援だけでは課題解決が困難になってきています。

国は、このような地域における福祉課題の複合・複雑化を踏まえ、国の政策は大きく変化しており、市としても的確な対応が求められているところです。平成30年の社会福祉法の一部改正において、高齢者、障がい者、児童、その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する、いわゆる上位計画として地域福祉計画が位置付けられています。

また、認知症や障がい等があることで判断能力が不十分な方の生活を支える成年後見制度の利用促進が求められています。国は、平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」を制定し、市町村において、成年後見制度の利用促進のための施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

今回、市は平成30年3月に策定した「潮来市地域福祉計画」の中間見直しに併せて「成年後見制度利用促進基本計画」を新たに位置づけるとともに、社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を改訂し、市民をはじめ多くの機関や組織、団体等が課題を共有しながら、地域共生社会（※）の実現に向けて対策を講じていきます。今後とも市が取り組むことはもちろんですが、市民一人ひとりがこのような福祉の問題を「我が事」のこととして捉え、縦割りでない「丸ごと」の地域づくりを進めていきます。

※地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

■ 社会福祉法改正の動き

(「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯)

年 月	内 容
平成28年 6月	「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
7月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
10月	地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
12月	地域力強化検討会 中間とりまとめ
平成29年 2月	社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を提出 『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程)を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
5月	社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布 ※改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
9月	地域力強化検討会 最終とりまとめ
12月	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
平成30年 4月	改正社会福祉法の施行
令和元年 5月	地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)設置
7月	地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ
12月	地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
令和 2年 3月	社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)を提出
6月	改正社会福祉法の可決・成立 市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行予定

資料：厚生労働省「令和2年度 地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議」資料より作成

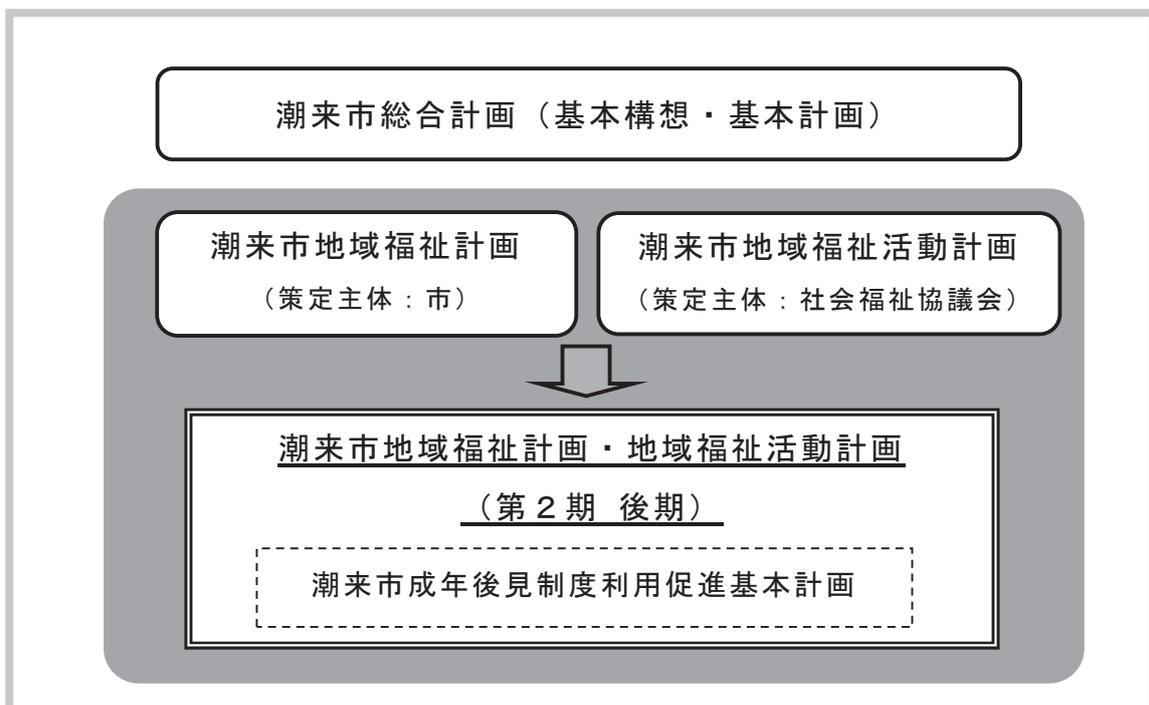
2 計画の性格と位置づけ

(1) 計画の性格

- 「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に定められる市町村地域福祉計画であり、本市では第2期計画の中間見直しとなります。
- 新たに、成年後見制度利用促進法第14条第1項に規定する「市町村成年後見制度利用促進基本計画」を位置づけます。
- 「地域福祉活動計画」は、地域福祉推進の中核的組織と位置付けられる社会福祉協議会の役割として策定し、地域福祉活動を推進するものです。
- 「地域福祉計画（市）」と「地域福祉活動計画（社会福祉協議会）」は、共通の目標に向かって計画を一体的に策定し、相互に連携を図りながら地域福祉活動の推進に努めるものです。
- 令和12（2030）年までに世界各国が達成を目指す共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）が国連サミットにおいて掲げられています。本計画においてもSDGsの基本的理念である「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、取り組みを推進するものです。



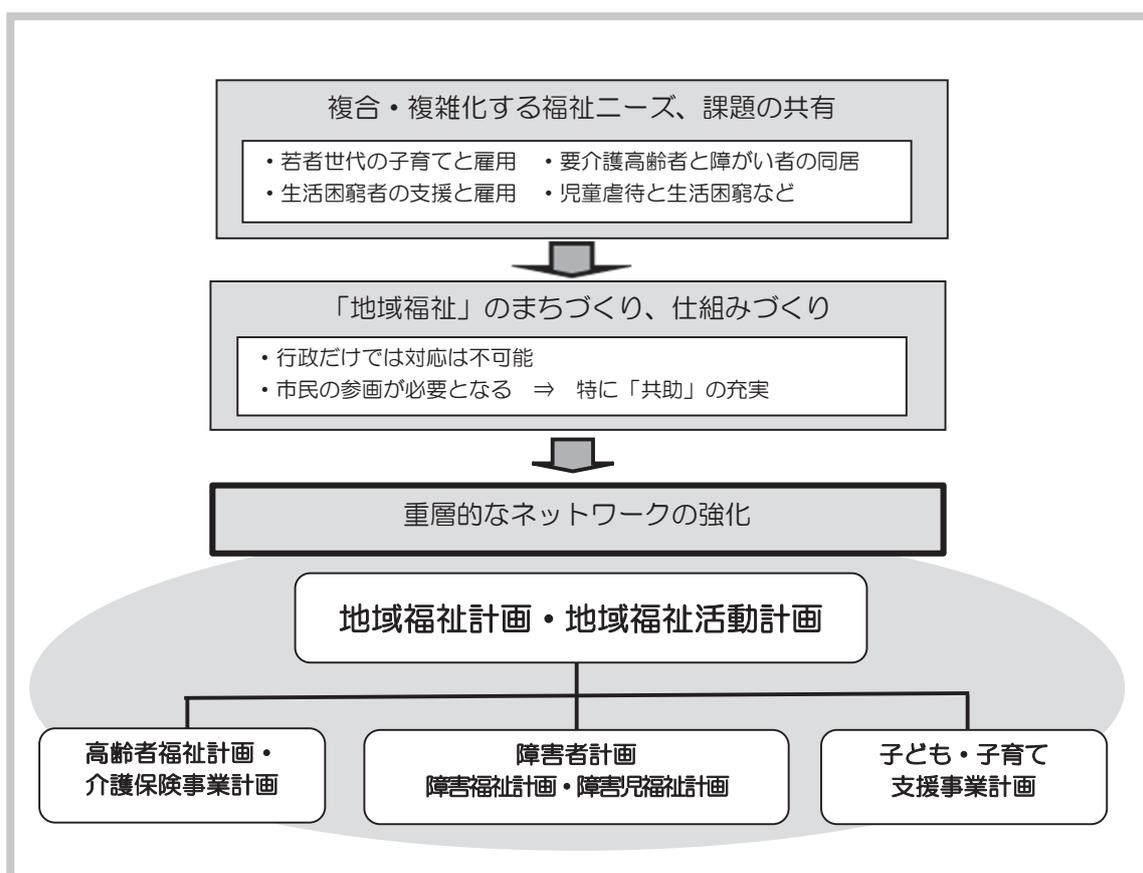
■計画の性格



(2) 計画の位置づけ

- 本市の福祉課題が複合・複雑化していることに対して、市のみで対応するには困難であり、市民の理解や地域の協力が必要不可欠となっています。
- 「地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、関連する福祉の諸計画（高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画）と整合を図り、課題を共有しながら、取り組みを推進するものです。

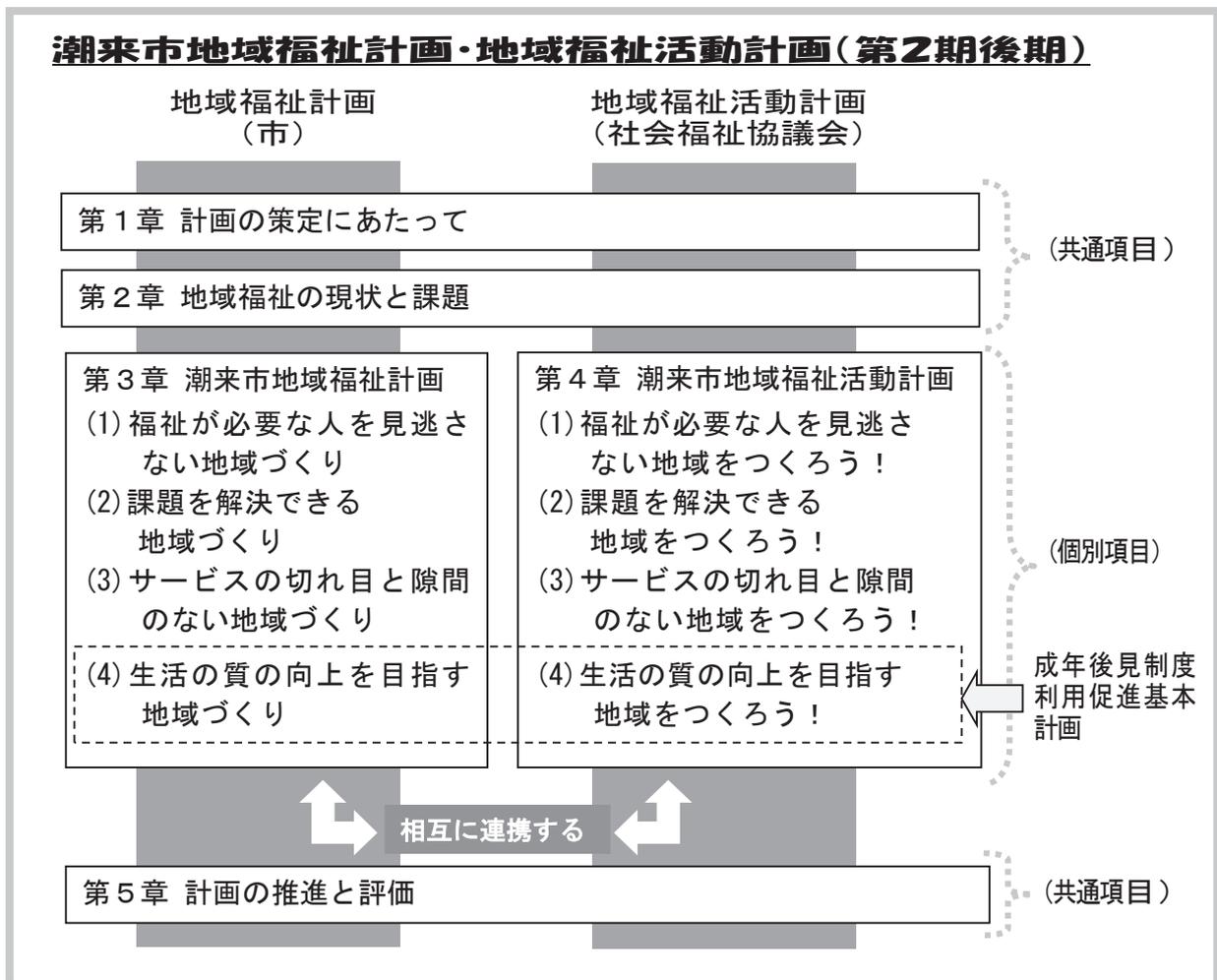
■計画の位置づけ



(3) 計画の構成

- 本市は、今後の地域福祉の重要性と地域福祉を推進する専門組織として社会福祉協議会を位置づけていることから、「地域福祉計画（市）」と「地域福祉活動計画（社会福祉協議会）」を一体のものとして策定しています。
- 本計画の第3章「潮来市地域福祉計画」と第4章「潮来市地域福祉活動計画」は、それぞれ個別項目になりますが、相互に連携を図りながら本市の地域福祉活動の推進に努めます。

■計画書の構成イメージ

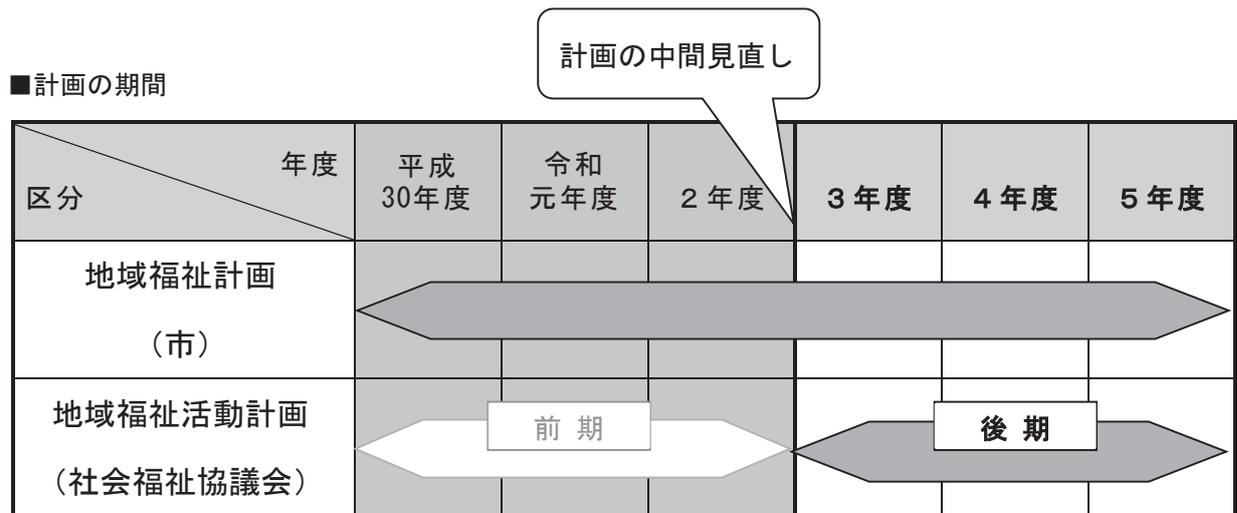


3 計画の期間

○市が策定する「潮来市地域福祉計画」は、潮来市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画や、潮来市高齢者福祉計画・介護保険事業計画と整合性を図り、平成30年度から令和5年度末までの6年間となります。

今回の計画は、3年目の中間見直しとなります。

○社会福祉協議会が策定する「潮来市地域福祉活動計画」は、令和3年度から令和5年度末までの3か年の後期となります。



4 計画の策定体制

(1) 地域福祉計画策定に係るアンケート

地域のつながりやボランティア活動への参加意向、地域福祉活動に対する理解等を把握し、安心・安全に住み続けられる福祉のまちづくりを推進するため、次の5種類のアンケート調査を実施し、計画の中間年の評価・分析を行いました。

■地域福祉アンケートの概要

種 類	調 査 対 象 者	調 査 方 法	有効回答数
① 一般市民アンケート	18歳以上の市民 2,000人を無作為抽出	郵送配布・回収	940人 (47.0%)
② 民生委員アンケート	民生委員児童委員71人	郵送配布・回収	62人 (87.3%)
③ 区長アンケート	区長66人	郵送配布・回収	57人 (86.4%)
④ ボランティア アンケート	ボランティア団体・個人 42件	郵送配布・回収	33件 (78.6%)
⑤ 中学生・高校生 アンケート	市内中学2年生全員	各学校を通じて 配布・回収	210人
	潮来高校1～3年生 全員	学校を通じて 配布・回収	362人

(2) 関係各課等、障害福祉団体、サービス提供事業者へのヒアリング

「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」ならびに「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の策定と併せて、庁内の関係各課等に取り組み状況や成果等を確認するヒアリング調査を実施しました。

また、障害福祉団体、サービス提供事業者に対してアンケート調査を行い、その後、ヒアリング調査を実施し、課題等の整理・分析を行いました。

(3) 会議等

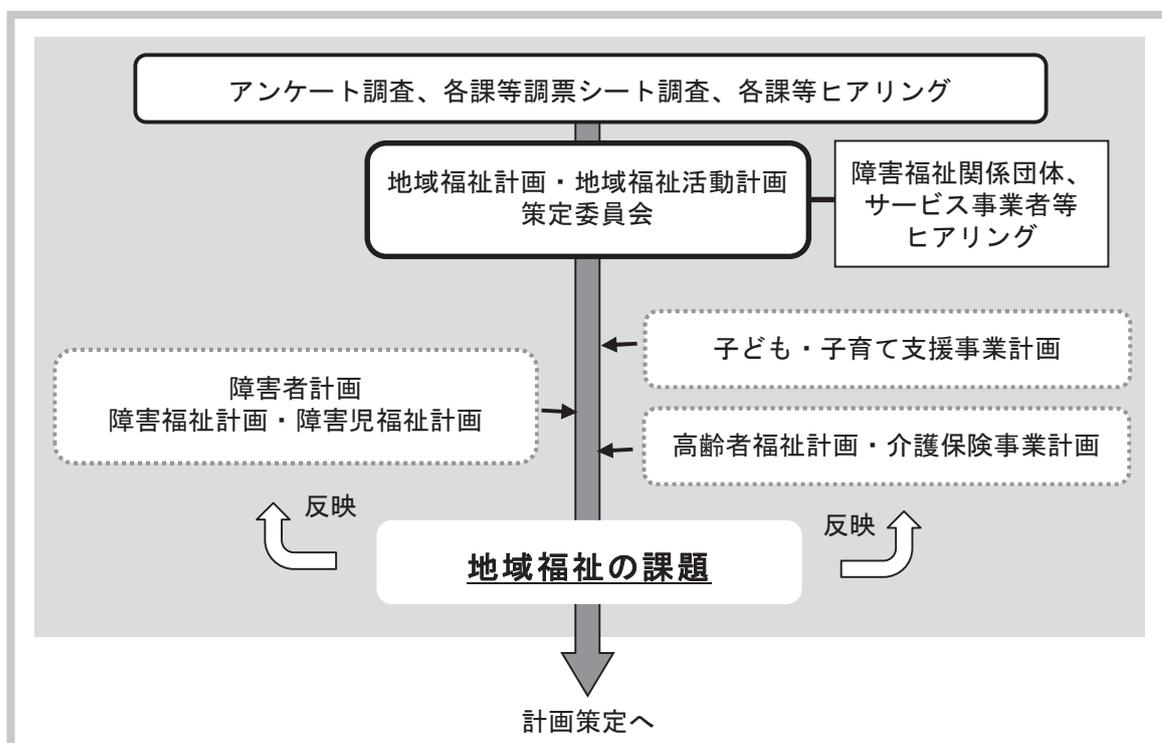
◇地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会

計画策定にあたって、市民代表や保健医療関係者、福祉関係事業者、社会福祉関係団体からなる「地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」を組織し、計画の中間年の評価と計画内容の審議を行いました。

◇市関係所管課等

市内の市関係所管課において、計画の進捗状況等を確認する調票シート調査ならびに各課ヒアリングを実施し、各課等の取り組み状況の把握、地域福祉の社会づくりに向けた調整と検討を行いました。

■地域福祉課題を共有する体制



※各計画の策定委員会は、議会、自治会、民生委員児童委員、当事者団体、サービス提供事業者、ボランティア団体、学識経験者など、幅広い人材で構成されています。

(4) パブリックコメント

潮来市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）について、広く市民から意見を求めるため、パブリックコメント（意見聴取）を実施しました。

第2章 地域福祉の現状と課題

(中とびら裏白)

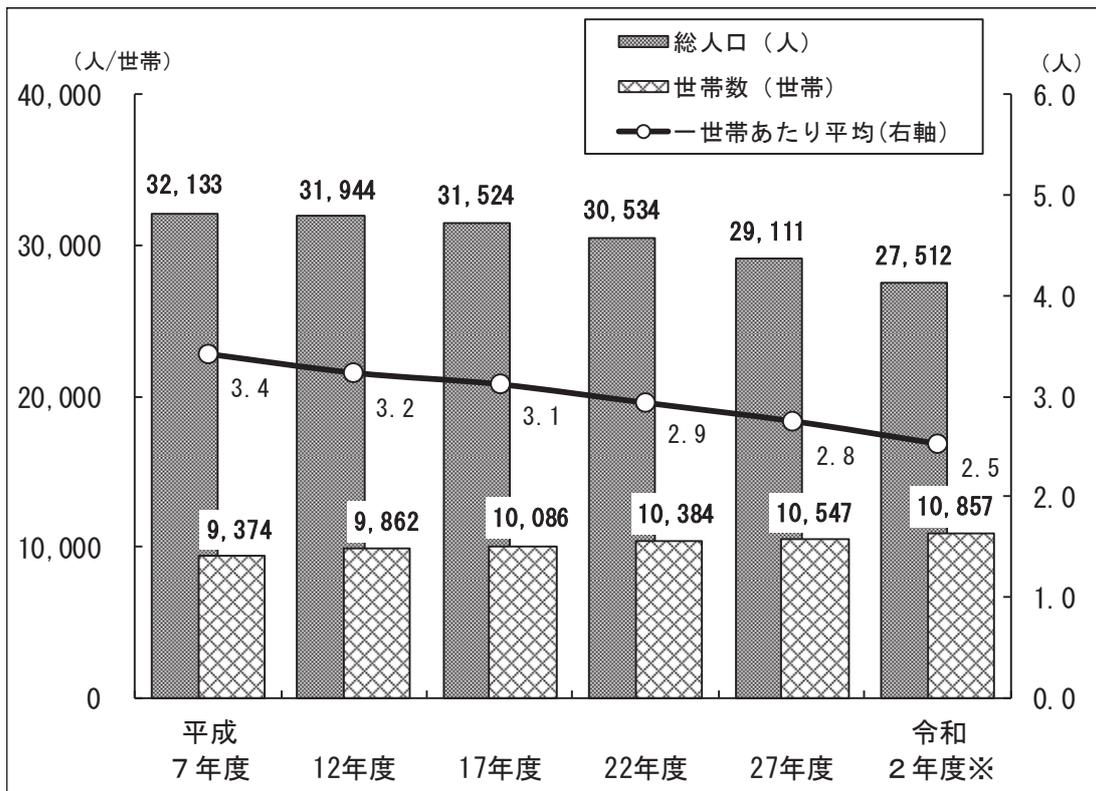
1 人口等の現状

(1) 総人口と世帯の推移

総人口は、減少傾向が続いており、令和2年度は27,512人となっています。

その一方で世帯数は増加しており、一世帯あたり平均人数は令和2年度に2.5人となっています。

■総人口と世帯の推移



■年齢別構成比の推移

〈上段：人 (人) 下段：割合〉

	平成7年度	12年度	17年度	22年度	27年度	令和2年度※
総人口	32,133	31,944	31,524	30,534	29,111	27,512
年少人口 (15歳未満)	5,823 (18.1%)	5,195 (16.3%)	4,496 (14.3%)	3,873 (12.7%)	3,341 (11.5%)	2,960 (10.8%)
生産年齢人口 (15~64歳)	21,731 (67.6%)	21,232 (66.5%)	20,594 (65.3%)	19,419 (63.6%)	17,331 (59.5%)	15,297 (55.6%)
高齢者人口 (65歳以上)	4,579 (14.3%)	5,517 (17.3%)	6,424 (20.4%)	7,194 (23.6%)	8,253 (28.4%)	9,069 (33.0%)

資料：国勢調査（令和2年度は常住人口調査）

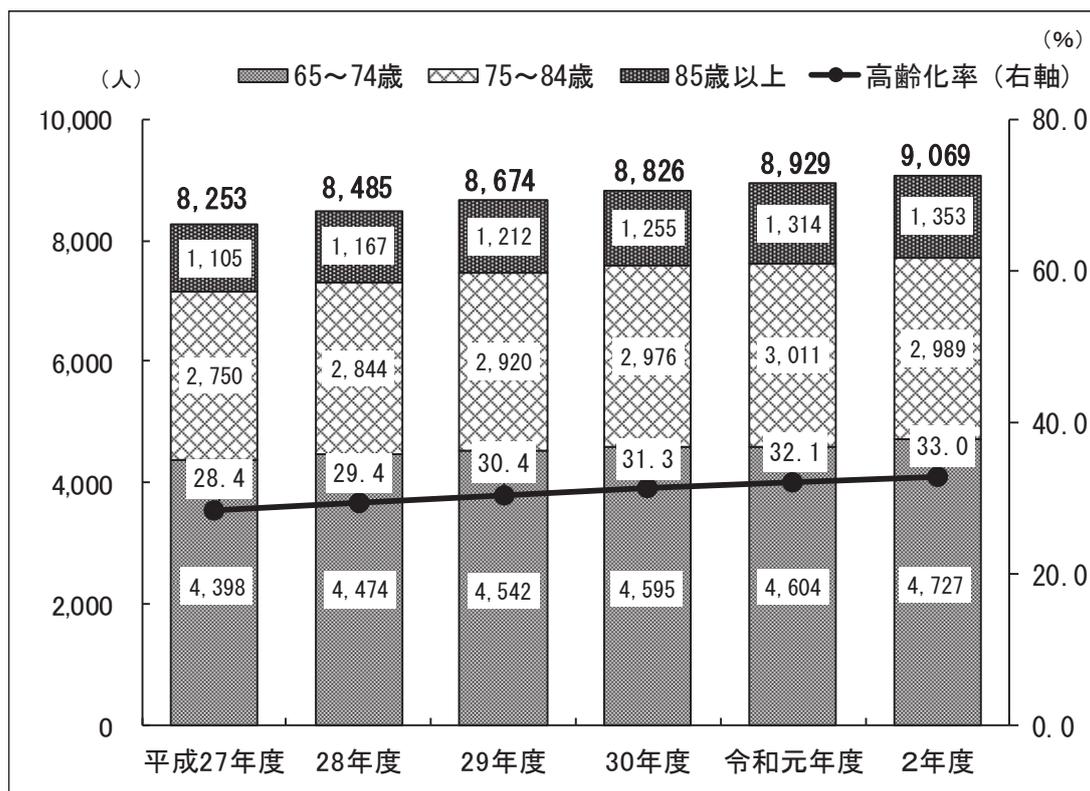
※総人口は年齢不詳を含む

(2) 高齢者人口・高齢化の推移

高齢者人口の推移を1年ごとにみると、平成27年度は65歳以上が8,253人でしたが、令和2年度には9,069人に増加しています。

また、高齢化率は平成27年度に28.4%でしたが、令和2年度には33.0%に増加し、在宅ひとり暮らし高齢者世帯も増加しています。

■高齢者人口・高齢化の推移



資料：常住人口（各年10月1日）

■人口・世帯の状況

(単位：人・世帯)

区分	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
総人口	29,111	28,849	28,491	28,227	27,807	27,512
老年人口（高齢者）	8,253	8,485	8,674	8,826	8,929	9,069
高齢化率	28.4%	29.4%	30.4%	31.3%	32.1%	33.0%
一般世帯数（世帯）	10,547	10,606	10,645	10,718	10,727	10,857
在宅ひとり暮らし 高齢者世帯数※	750	737	744	736	1,005	1,137

資料：常住人口（各年10月1日）

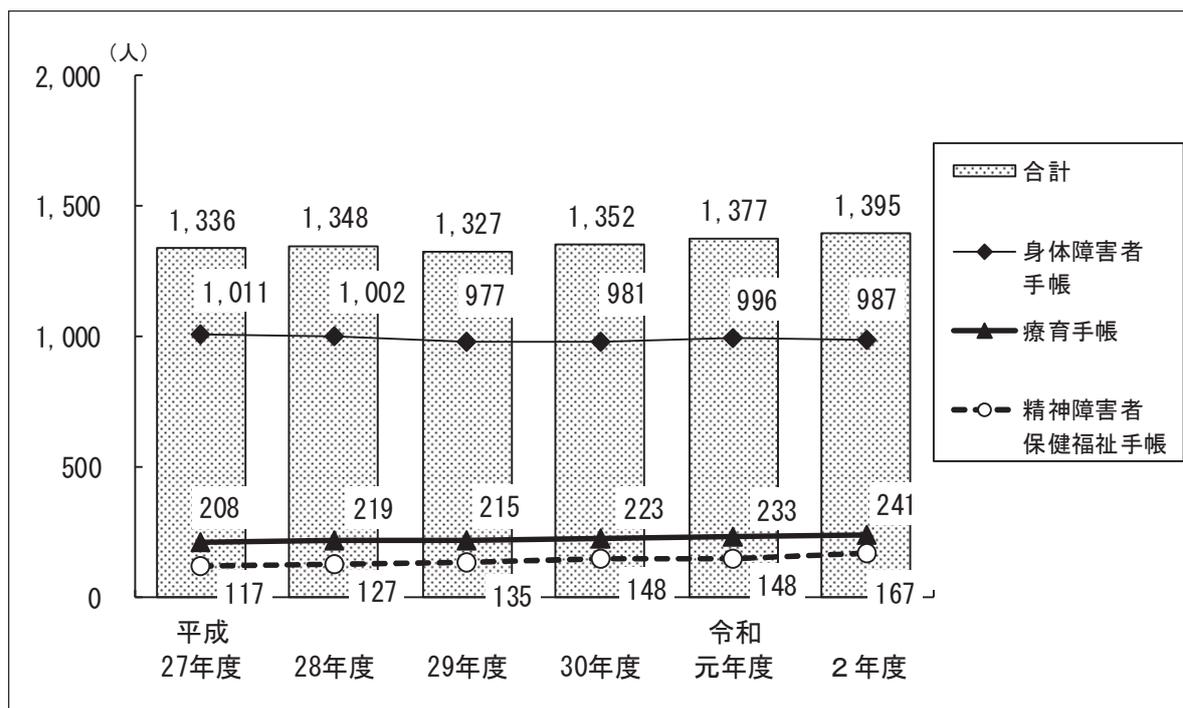
※在宅ひとり暮らし高齢者世帯数は各年4月1日現在

(3) 障害者手帳所持者の推移

本市の障害者手帳の所持者は、令和2年4月1日現在1,395人です。

また、障害者手帳所持者のうち、身体障害者手帳所持者が令和2年度に987人で全体の70.8%を占めています。

■障害者手帳所持者の推移



資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

注) 障害者手帳：身体障がいのある人は「身体障害者手帳」、知的障がいのある人は「療育手帳」、精神障がいのある人は「精神障害者保健福祉手帳」がそれぞれ申請・認定等のうえ交付されます。

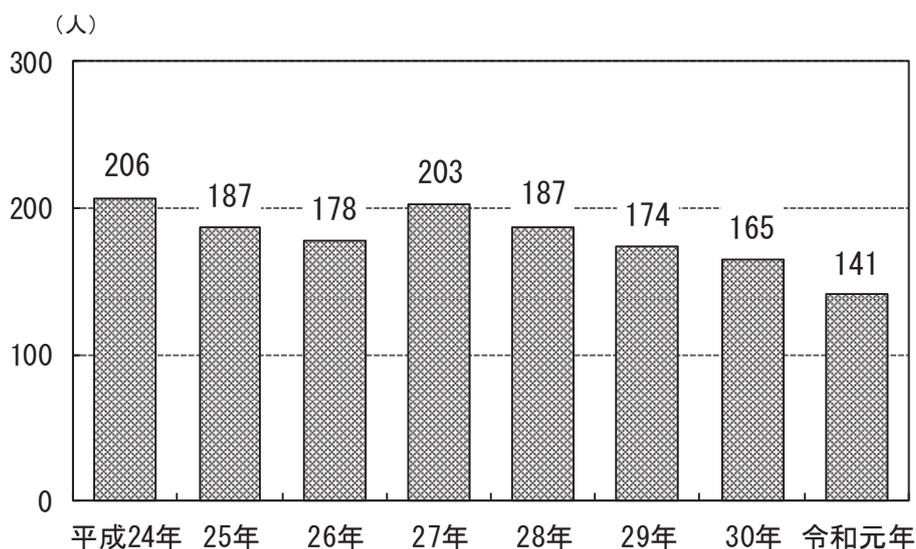
■総人口に占める障害者手帳所持者の割合

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
総人口に対する割合	4.6%	4.6%	4.6%	4.7%	4.9%	5.0%

(4) 出生児数の推移

本市の出生児数の推移をみると、近年は減少傾向が続いており、令和元年は141人となっています。

■出生児数の推移



資料：人口動態統計

(5) 教育・保育の状況

本市は、令和2年度に公立幼稚園と公立保育所を総合再編し、「潮来市立あやめこども園」となっています。また、すべての私立幼稚園・保育園が就学前の子どもの教育・保育を一体的に提供する「認定こども園」になっており、8園あります。

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象とした「放課後学童クラブ」は、公立5か所のほか、私立4か所で開設しています。

その他、本市では、すべての小学生を対象とした「放課後子ども教室」の実施や、子育て支援に関するサービスとして、「ファミリー・サポート・センター」や「子育て広場（つどいの広場）」の開設、言葉の遅れなど発達・発育面で経過観察が必要な子とその保護者に対して、「幼児教室」を実施しています。

2 市民の福祉意識

(1) 地域とのつながりについて

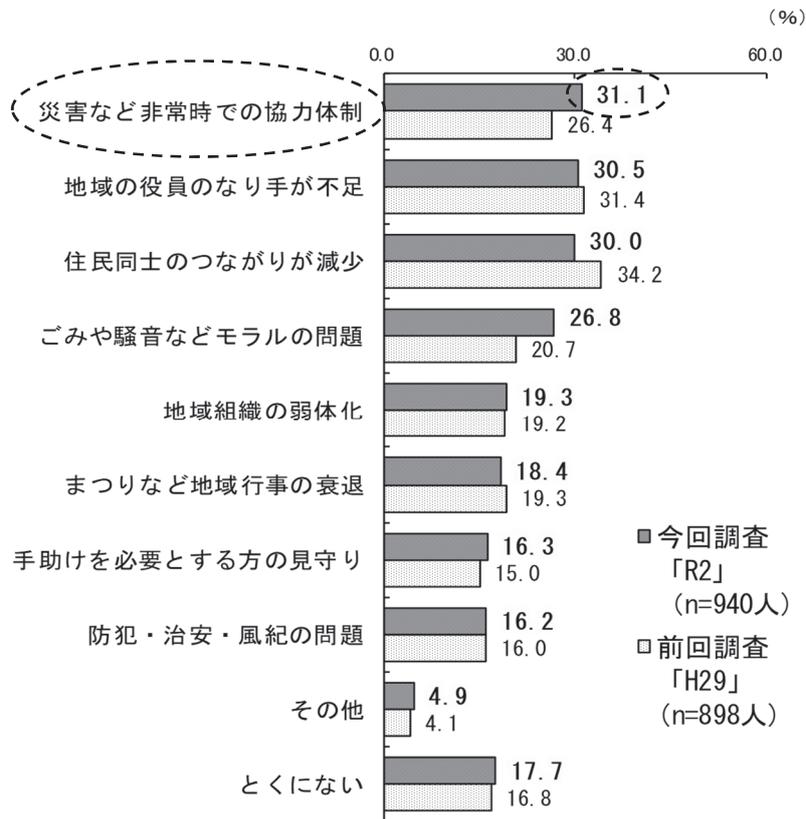
地域の気になる課題をみると、「災害など非常時での協力体制」が31.1%で、前回調査よりも4.7ポイント増加し最も高くなっています。

また、ご近所付き合いは「とても親しく付き合っている」が前回調査よりも減少し、「付き合いはほとんどない」が増加していました。

■地域の気になる課題（市民）

質問：お住まいの地域をみて、気になること、問題と感ずることがありますか。

（あてはまるものすべてに○）



注) 無回答値は省略

資料：潮来市地域福祉に関するアンケートより

(2) 地域福祉活動の推進について

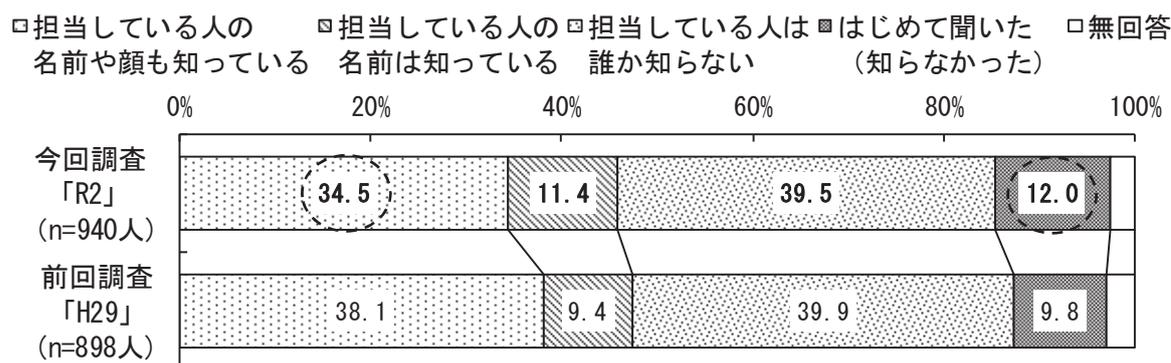
担当地区の『民生委員児童委員』の認知度をみると、「担当している人の名前や顔も知っている」が34.5%で前回調査よりも3.6ポイント減少し、「はじめて聞いた（知らなかった）」が12.0%で増加しています。

また、『社会福祉協議会（社協）』の認知度をみると、前回調査とほぼ同様ですが、「聞いたことがあるが活動は良く知らない」が55.2%を占めて高い結果です。

さらに、社会福祉協議会への期待については、「専門的で継続的な相談支援」が前回調査よりも増加していました。

■『民生委員児童委員』の認知度（市民）

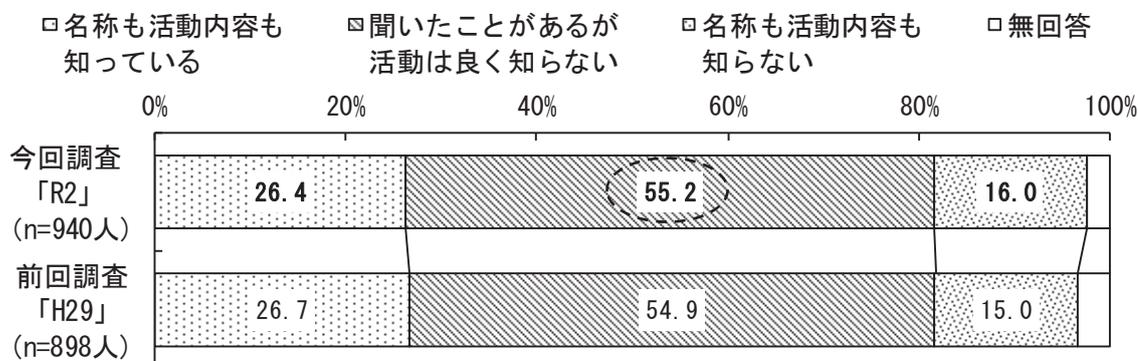
質問：あなたは、担当地区の「民生委員児童委員」をご存じですか。（1つに○）



注）無回答値は省略

■『社会福祉協議会』の認知度（市民）

質問：あなたは「潮来市社会福祉協議会」をご存じですか。（1つに○）



注）無回答値は省略

資料：潮来市地域福祉に関するアンケートより

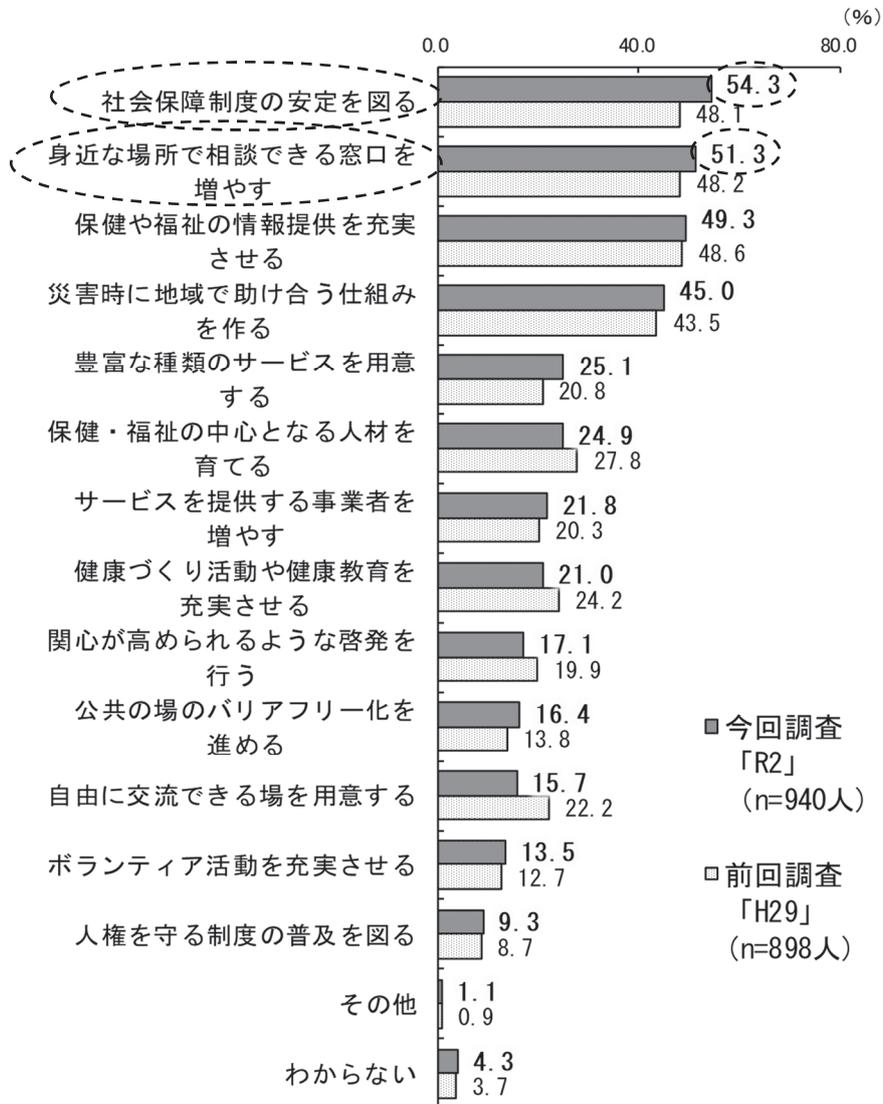
(3) 安心して暮らせる福祉のまちづくりについて

地域福祉の重点施策をみると、「社会保障制度の安定を図る」が54.3%で前回調査よりも6.2ポイント増加して最も高い割合です。次に「身近な場所で相談できる窓口を増やす」が51.3%で前回調査より3.1ポイント増加しています。

また、障がいのある人への差別や偏見については、「少しはあると思う」が、前回調査よりも増加していました。

■地域福祉の重点施策【複数回答】(市民)

質問：今後、潮来市で地域福祉を推進していくためには、どのような取り組みが重要と考えますか。(5つまで○)



注) 無回答値は省略

資料：潮来市地域福祉に関するアンケートより

『成年後見制度』について

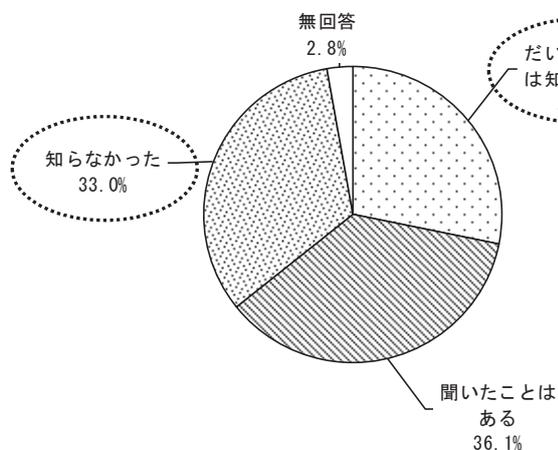
認知症や障がいなどの理由で判断能力が不十分な方に対して、成年後見制度の利用を促進していく必要があります。

アンケート結果では、成年後見制度の認知度は「だいたい内容は知っている」が28.2%でした。その一方で、「知らなかった」が33.0%を占めています。

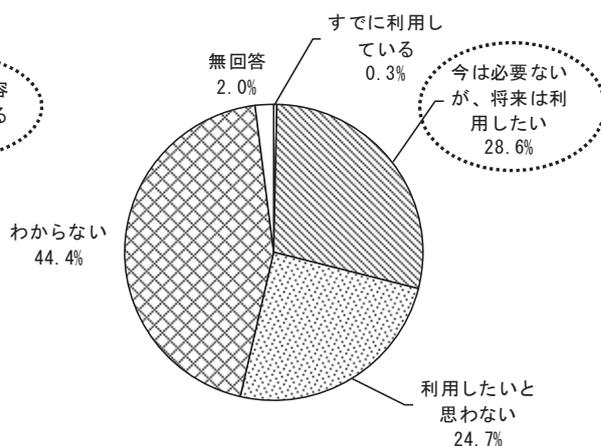
また、成年後見制度の利用意向は、「今は必要ないが、将来は利用したい」が28.6%となっています。

■成年後見制度について（市民）

質問：あなたは「成年後見制度」をご存知ですか。（1つに○）



質問：あなたは「成年後見制度」を利用したいと思いますか。（1つに○）



資料：潮来市地域福祉に関するアンケートより

(4) 中学生・高校生の福祉意識について

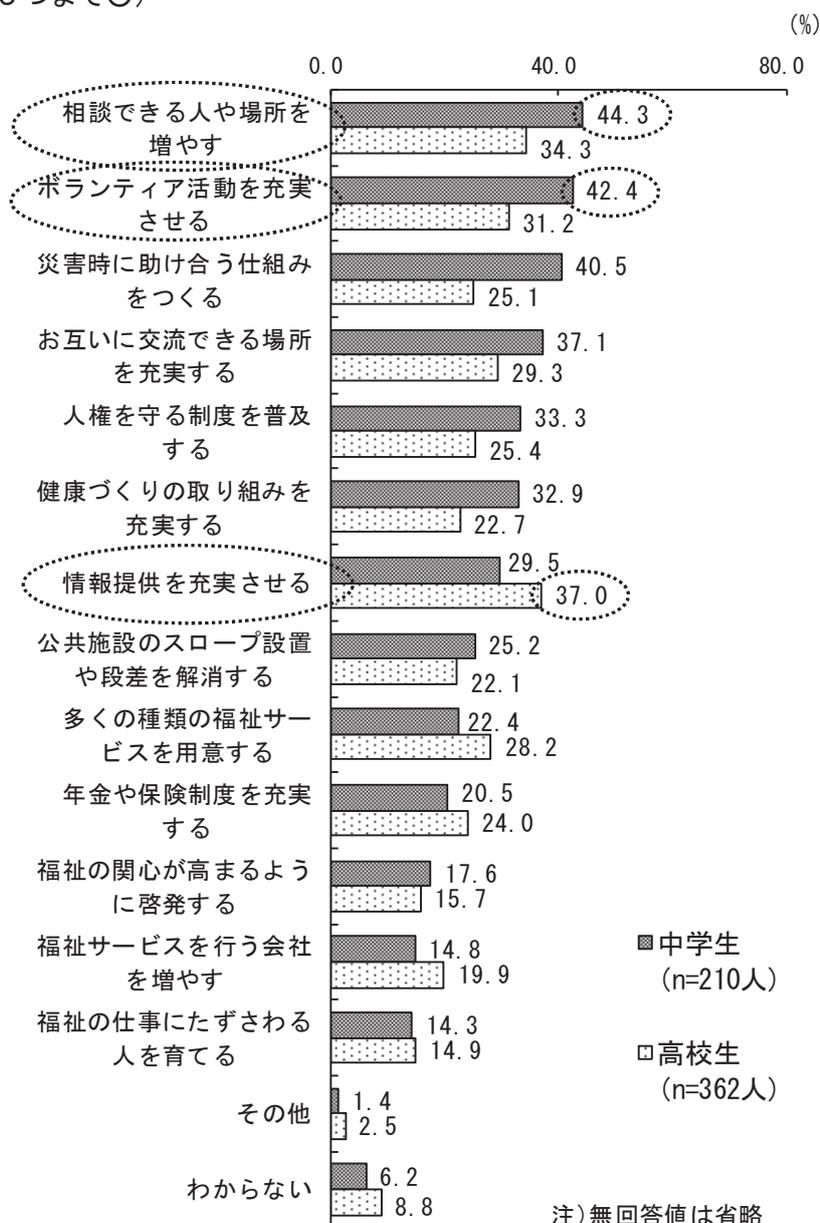
福祉のまちづくりを行っていくために重要なことは、中学生は「相談できる人や場所を増やす」が44.3%で最も高く、次に「ボランティア活動を充実させる」が42.4%で続いています。

また、高校生は「情報提供を充実させる」が37.0%で最も高い結果です。

■福祉のまちづくりの重点施策【複数回答】(中学生・高校生)

質問：福祉のまちづくりを進めるために、どのような取り組みが重要と思いますか。

(5つまで○)



資料：潮来市地域福祉に関するアンケートより

3 地域活動の概要

(1) 民生委員児童委員の活動

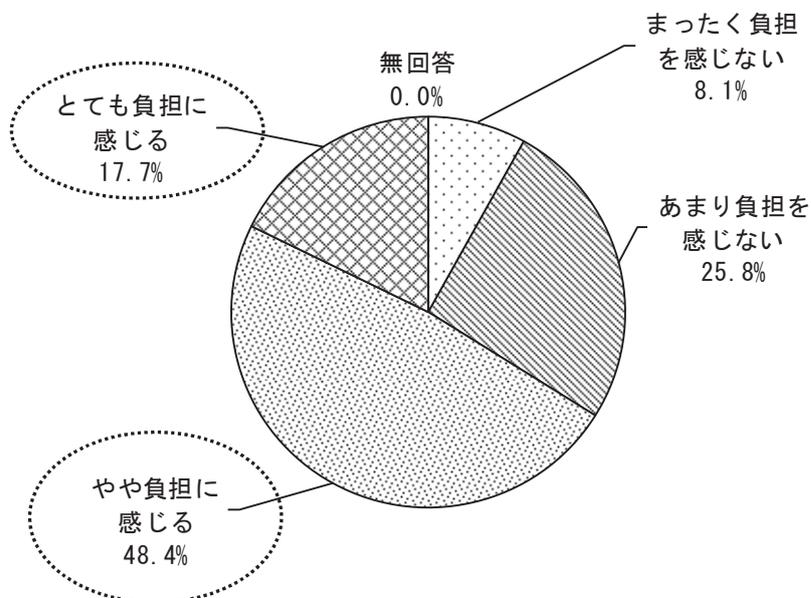
民生委員児童委員の活動は、地域住民の生活状況を把握し、要援護者への相談や支援、福祉サービスの情報提供、社会福祉事業者等との連携、関係行政機関の業務協力などの役割を担っています。また、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う児童委員も兼ねています。

本市では、令和2年度現在71名の民生委員児童委員が活動しています。

アンケートでは、民生委員活動に対して8割の委員がやりがいを感じていると回答していましたが、「やや負担を感じる」と「とても負担を感じる」を合わせると66.1%であり、特に、経験年数が短い委員ほど負担に感じている割合が高い結果でした。

■民生委員活動の負担感（民生委員）

質問：民生委員活動に負担を感じていますか。（1つに○）



資料：潮来市地域福祉に関するアンケートより

(2) 自治会（区）の活動

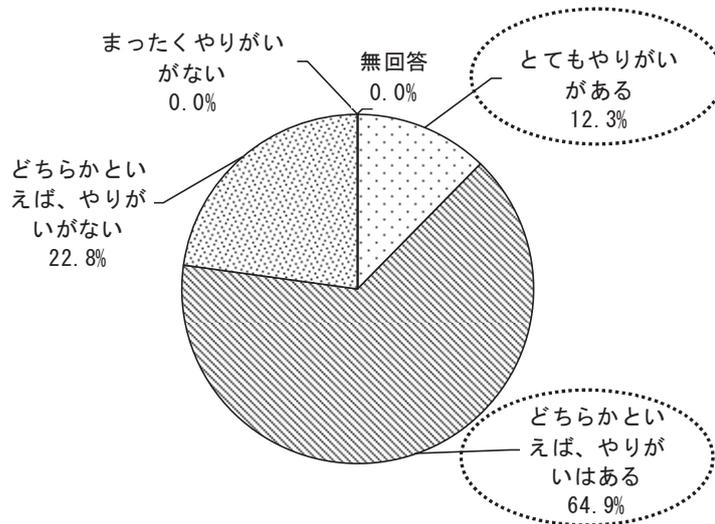
自治会（区）は、地域における様々な問題解決に取り組むとともに、住民の連帯意識の向上に努めている自主的な組織です。

令和2年度現在、市内7地区(66区)により組織され、その代表者(区長)により会の運営方針の決定、市との連絡調整が行われています。

アンケートでは、自治会（区長）活動について、「とてもやりがいがある」と「どちらかといえば、やりがいはある」を合わせると“やりがいがある”との回答が77.2%を占めています。

■自治会活動のやりがい（区長）

質問：自治会（区長）活動にやりがいを感じますか。（1つに○）



資料：潮来市地域福祉に関するアンケートより

■自治会（区）一覧

地区	区名
潮来	西丁、大塚野、浜丁、上丁、下丁、あやめ2丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目、七軒丁、十番、十四番
日の出	日の出1丁目、日の出2丁目、日の出3丁目、日の出4丁目 日の出5丁目、日の出6丁目、日の出7丁目、日の出8丁目、大洲
津知	新町、後明、将監、江寺、貝塚、築地、川尾
延方	須賀、曲松、古高、小泉、新宮、大山、下田、洲崎、東、西、徳島、福島、米島、前川
大生原	水原1、水原2、水原3、釜谷、大生、大賀
香澄	牛堀第一、牛堀第二、永山東、永山西、堀之内、茂木、清水
八代	芝宿、横須賀西、横須賀東、台上戸、宿、古宿、赤須

(3) ボランティア団体・NPOの活動

潮来市では、下欄のような様々な活動を行っているボランティア団体があります。また、「潮来市ボランティアセンター」では、ボランティア活動を行いたい人と、ボランティアの手助けがほしい人との調整役を行っています。

さらに、NPO法人（特定非営利活動法人）が市内を主な拠点として活動しています。

■潮来市ボランティアセンター登録団体一覧（令和2年度現在）

団体名	主な活動内容	団体名	主な活動内容
ろづなの会	一人暮らし高齢者の安否確認	クラブ・マーマイド	水泳指導
和楽寿会	障害者支援（手話・点字）	更生保護女性会 潮来支部	子育て支援
いちえ会	施設での介助サービス	更生保護女性会 牛堀支部	
しゃぼん玉	音訳（市報）	萌の会	傾聴ボランティア，福祉活動
華の会	福祉活動，学校支援	ボタンの会	介護用品制作，高齢者施設支援
D-51	学校福祉，美化活動	きくの会	傾聴ボランティア
絵手紙会	高齢者への絵手紙	潮来フラ・ハイビスカス	フラダンス披露
ステップ	手品の披露	延方生活学校	三世代交流，元気っ子体験活動
きぼう	ガイドヘルパー（視覚重度）	シルバーリハビリ体操指導士会	シルバーリハビリ体操指導
大生原地域ふれあい給食サービス	一人暮らし高齢者への お弁当作り	虹の会	マリッジサポート
津知地域ふれあい給食サービス		ITAKOクオリティウイメンズネット	福祉活動，潮来の踊りの披露
日の出地域ふれあい給食サービス		藤研究会	日本舞踊の披露
潮来地域ふれあい給食サービス		ふとんかわかし隊	布団乾燥機による布団乾燥
延方地域ふれあい給食サービス		スマイル会	介護相談，創作踊り
牛堀地域ふれあい給食サービス		潮来市民謡保存会	踊り，民謡披露
八代地域ふれあい給食サービス		島崎城跡を守る会	環境整備活動

■市内のNPO法人（特定非営利活動法人）一覧（令和2年度現在）

名称	主な活動内容	名称	主な活動内容
ピコット	知的あるいは身体に障がいのある人々の社会参加支援	れいめい	知的、身体及び精神障がい者とその家族に対する活動支援
ふれあい潮来	障がい者（児）及び高齢者に対する福祉サービスの提供	わくわくネット65（ワクワネットロコリ）	子どもの諸活動に関する事業の企画・運営及び子育て支援

(4) 社会福祉協議会の活動

社会福祉協議会は、住民相互の助け合いを基調とし、地域福祉の推進を目的として多様な活動を展開しています。

■主な活動内容（令和2年度現在）

実施事業	主な内容（概要）
I 法人運営事業	1. 組織の経営 (1)理事会の開催 (2)評議員会の開催 (3)評議員選任・解任委員会の開催 2. 理事・監事・評議員の機能強化 (1)役職員研修会の実施 3. 委員会活動の充実 (1)総合企画委員会の開催 (2)広報委員会の開催 4. 会員促進加入（一般会員、賛助会員、特別会員） 5. 自主財源の確保 (1)チャリティーゴルフの開催 (2)福祉バザーの実施 6. 善意銀行（寄付）事業の運営 (1)善意銀行募金箱の設置 (2)善意銀行募金箱設置協力店の紹介
II 地域福祉事業	1. (仮称) 地域福祉推進員の設置・活動の推進 2. ふれあい・いきいきサロンの推進 3. 高齢者福祉事業 (1)ふれあい給食サービス事業 (2)ふれあい日帰り遠足事業（お楽しみ遠足） (3)寝たきり高齢者のシルバービューティーサービス事業 4. 障がい者（児）福祉事業 (1)障がい者施設展示即売会の実施 (2)視覚障がい者用録音物配布事業 5. 母子福祉事業 (1)母子家庭新入学児童祝金の支給 6. ボランティア活動の推進 (1)生活支援体制整備事業 (2)福祉教育の推進 (3)災害ボランティアセンターの体制整備 (4)夏休み小学校ボランティア体験学習 7. 個人ボランティアの活動推進 8. 防犯活動の充実 9. 共同募金及び歳末たすけあい運動の実施 (1)募金運動・活動の周知 (2)街頭募金の実施 (3)職域募金の実施
III 相談支援事業	1. 福祉心配ごと相談事業 2. 法律相談事業 3. 日常生活自立支援事業（受託事業）
IV 在宅生活支援事業	1. 特殊寝台及び車椅子貸出の実施 2. 地域ケアシステム推進事業（受託事業） 3. 在宅高齢者等家族介護用品支給事業の実施（受託事業） 4. 軽度生活援助事業の実施（受託事業） 5. 介護予防（安否確認）事業（受託事業） 6. 外出支援サービス事業（受託事業）

(続き)

実施事業	主な内容（概要）
V 広報、啓発活動	1. 社協だより（きずな）の発行・充実 2. ホームページによる情報の提供 3. SNSの活用 4. 社会福祉大会の開催 5. 市広報誌の活用 (1)広報いたこ (2)広報いたこ情報版
VI 介護保険事業	1. 居宅介護支援事業 2. 訪問介護事業・介護予防訪問介護事業 3. 要介護認定調査事業（受託事業）
VII 障がい福祉サービス	1. 居宅介護事業（ホームヘルプ）・重度訪問介護事業
VIII 相談支援事業 （障がい者・障がい児）	1. 特定相談支援事業・障がい児相談支援事業
IX 地域包括支援センター事業（受託事業）	1. 総合事業支援業務 2. 権利擁護業務 3. 包括的・継続的ケアマネジメント（介護支援専門員研究会） 4. 在宅医療・介護連携の推進 (1)医療機関と介護連携の研究会 (2)在宅医療・介護連携のための多職種協働による勉強会 5. 生活支援サービスの体制整備（ほほえみの会いたこ） 6. 認知症施策の推進 (1)認知症初期集中支援チーム (2)認知症地域支援推進員の配置 7. 地域ケア個別会議の実施 8. 指定介護予防支援業務 9. 一般介護予防事業 (1)介護予防普及啓発事業 (2)地域リハビリテーション活動支援事業
X その他社会福祉 関連事業	1. 心身障害者福祉センター施設の管理（市より指定管理者として管理運営） 2. 定額診療制度の利用支援 3. 児童・生徒等への学習支援 4. 日常生活支援事業 5. ひとり暮らし高齢者への歳末慰問金の支給 6. クリスマス慰問（あやめ荘、福楽園、鹿行潮来荘、いたこの郷、あおぞら） 7. 行旅人の援護 8. 災害援護 9. 総合相談体制の確保と訪問活動（アウトリーチ）の強化 10. 権利擁護の推進
XI 受託事業（再掲）	1. 地域ケアシステム推進事業 2. 在宅高齢者等家族介護用品支給事業 3. 軽度生活援助事業 4. 介護予防事業（安否確認事業） 5. 外出支援サービス事業 6. 地域包括支援センター事業 7. 脳の健康教室事業 8. 足腰らくらく塾事業 9. 生活福祉資金貸付事業 10. 日常生活自立支援事業（基幹型）
XII 当事者団体支援事業	1. 身体障害者福祉協議会の活動助成及び運営育成 2. 遺族会の活動助成及び運営育成

4 主な取り組みと中間評価

現計画において、P D C Aサイクル（計画：Plan、実行：Do、評価：Check、改善：Action）に基づく進捗状況を把握して点検・評価することになっています。

そのため、取り組みの進捗状況を把握するため、各課に調票シート調査並びにヒアリングを行い、実績・成果ならびに予定・計画、課題・方針等を確認しました。

（1）主な取り組み

① 福祉が必要な人を見逃さないよう、地域の人材づくりに努めてきました。

地域福祉の担い手として、人材の確保・育成に進めてきたほか、福祉制度等の情報提供や学校における福祉教育、市民を対象とした講演会等を開催してきました。また、社会福祉協議会において、生活支援体制整備事業として「ほほえみの会いたこ」座談会や、認知症カフェ「いたこハートカフェ」の開催といった新たな活動も始まっています。

しかし、概ね順調に取り組みが進められてきた中で、地域福祉活動を強化する体制として「(仮称) 思いやりサポーターの配置検討」や「ボランティア活動を支援する制度等の情報提供」の取り組みといった内容が課題となっています。

② 必要な部署が連携して、課題を解決できる相談対応を進めてきました。

福祉の専門職の確保に努めるとともに、各窓口で受ける相談が必要な部署と共有される「福祉相談支援システム」の整備も進めています。市民からの相談には各課が連携して対応し、必要に応じて訪問活動を行うなど、困りごと等の解決に向けた取り組みを推進してきたところです。

しかし、関係課と連携しながら相談対応に努めているところですが、個別困難ケースに対して関係課によるケアチームを確立して対応を強化するといったことが課題であるほか、各種相談等に総合的に対応する福祉・保健拠点のあり方(総合相談体制)についても今後の検討が必要となってきました。

③ サービスの切れ目と隙間のない福祉の充実に取り組みました。

安心して自宅で暮らし続けられるよう、生活支援サービスの充実に努めてきたほか、子育て支援に関しては「子育て世代（母子健康）包括支援センター」を設置するとともに、巡回支援専門員による相談や「幼・保・小が連携した福祉プログラム」に取り組むなど、切れ目のない保育・教育を推進してきました。

しかし、地域子育て支援拠点等については、既存の「子育て広場」事業等を上手に活用していくなどの検討が必要になります。

また、障がい福祉に関しては、障害者虐待防止センターの窓口設置など進めてきましたが、障害者計画を推進する上で、地域の課題を共有する「地域自立支援協議会」の運営体制や、高齢福祉に関しては、シルバー人材センターの運営、地域に不足する福祉サービス事業所の確保といった内容が課題となっています。

④ 地域や社協と連携して、生活の質の向上に努めました。

この間、防災体制を充実するため、福祉避難所の確保について運営マニュアルや避難所の選定を進めてきました。また、地域福祉の中核を担う社会福祉協議会との連携を深め、専門職の体制強化や地域福祉活動の充実に努めてきたところです。

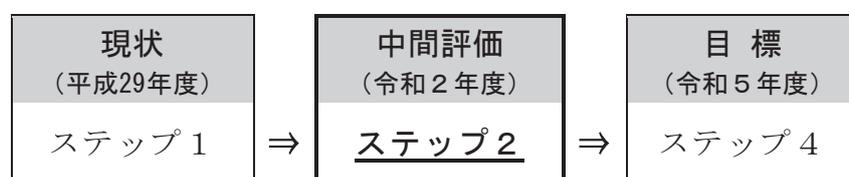
また、社会福祉協議会内にボランティアセンター運営委員会が設置されたところですが、ボランティアセンターの周知や人材バンク制度が進んでいないといったことが課題になります。さらに、新たな参加者や専門性を有するボランティアの確保や支援体制を強化していく必要もあります。

(2) 第2期計画の中間評価

本計画では、令和5年度末を目標に、厚生労働省が示した「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業による「地域共生社会の実現に向けた評価指標」と「潮来市地域福祉に関する市民アンケート」による指標を設定しています。以下は、中間評価の結果です。

《指標1》市民を中心とした話し合いの場や集いの場の把握を行う。

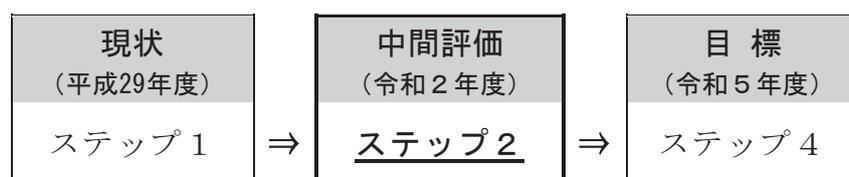
○高齢者の地域サロンなど集いの一部で交流把握し、ボランティアセンター運営協議会等において、地域課題が把握できるような仕組みづくりを進めています。



※ステップの内容は、「第5章 計画の推進と評価」を参照（以下同様）。

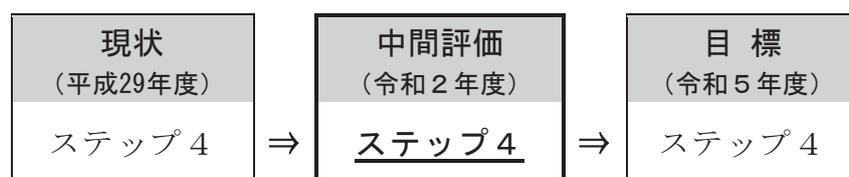
《指標2》支援の担い手となる人に向けて、情報発信や学習会を開催する。

○広報紙やホームページを活用して福祉に関する情報を関係機関に発信したり、テーマに応じた講演会等を開催してきました。社協においても、社会福祉大会の開催のほか、広報委員会を中心に社協だより（きずな）の発行やSNSの活用などに努めています。



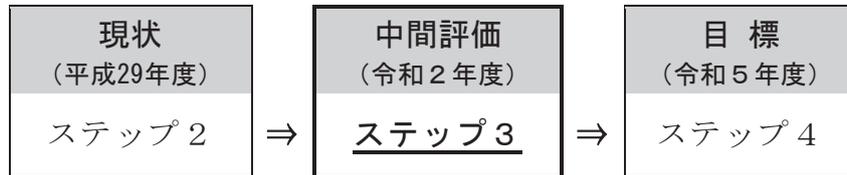
《指標3》潮来市の地域の福祉ニーズや課題を把握する。

○地域福祉に関するアンケートは、市民のほか、民生委員児童委員や区長、ボランティア、中・高校生に実施し、他の福祉計画の調査とも合わせて地域の福祉ニーズや課題を把握しています。



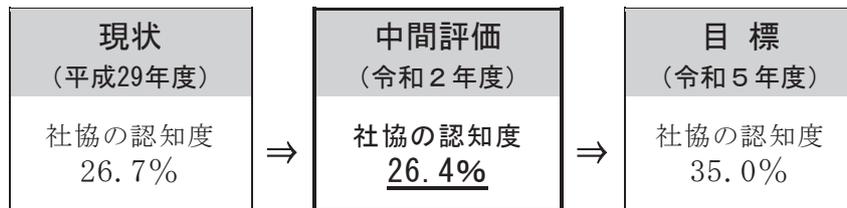
《指標4》 潮来市内の各関係機関と連携する。

○福祉関係課等、障害福祉団体、サービス提供事業者などと課題を共有しながら連携を図っているほか、かすみ保健福祉センターや教育委員会と連携したプログラムの実施や、障害者就労支援事業所と都市整備部門との連携なども図られています。



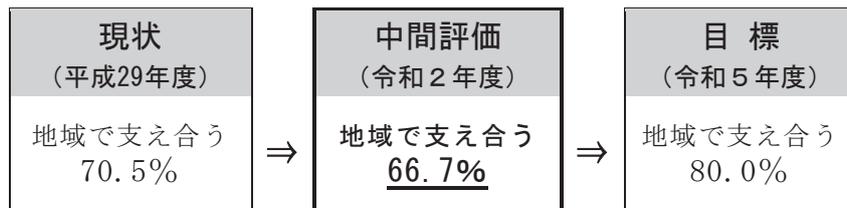
《指標5》 「社会福祉協議会」の認知度を上げる。

○アンケートにおいて、社会福祉協議会の認知度は前回とほぼ同様に26.4%でした。



《指標6》 行政と市民が協力して地域で支え合いをする。

○アンケートにおいて、「行政の責任で」との回答が、前回よりもやや増加し、「行政と市民が協力し地域で支え合う」との回答は66.7%でした。



- 市は、この間、福祉課題の複合・複雑化に対応するため、予防的福祉、地域人材の育成、連携の体制づくりを計画の基本理念に掲げて取り組みを進めてきました。
- 今後は、地域住民が主体的に地域の課題を把握して解決を試みる体制づくりが求められますが、今回のアンケート結果では、地域コミュニティが希薄化する中で、「福祉」は行政の責任で行うべきとの声も高くなってきています。しかし、地域との連携を強化した取り組みは地域福祉を推進する上で不可欠と考えています。
- そのため、必要な人に必要なサービスが必要な時に確実に提供されるよう、地域福祉活動を強化する体制整備が必要であるとともに、各種相談等に対応する総合相談体制や、地域における重層的な支援体制のあり方について、検討・協議を進めていく必要があります。
- また、各福祉計画を推進する策定委員会、協議会等の体制強化や、市内に不足する福祉サービス等を充実させていくことも、市民が安心して暮らしつづけられる地域づくりに向けて大切です。

■具体的な課題

- 地域福祉活動を強化する体制「（仮称）思いやりサポーター等」の検討。
- ボランティアセンター（社協）と連携した、ボランティア活動を支援する制度の周知や情報提供の強化。
- 福祉の個別困難ケースに対して、ケアチームを確立し対応を図る支援の強化。
- 各種相談等に総合的に対応する福祉・保健拠点のあり方。
- 各福祉計画を推進する策定委員会、地域自立支援協議会の体制。
- 市内に不足する福祉サービス事業所の充実・確保。
- 子育て支援の拠点等の確保や、地域団体と連携した自主的な活動の継続。
- ボランティアセンターの運営とボランティアの確保、支援体制の強化。
- 児童、高齢者、障がいのある方への相談対応を迅速に進めるネットワーク。
- だれもが安心して外出し、暮らしやすい福祉のまちづくり



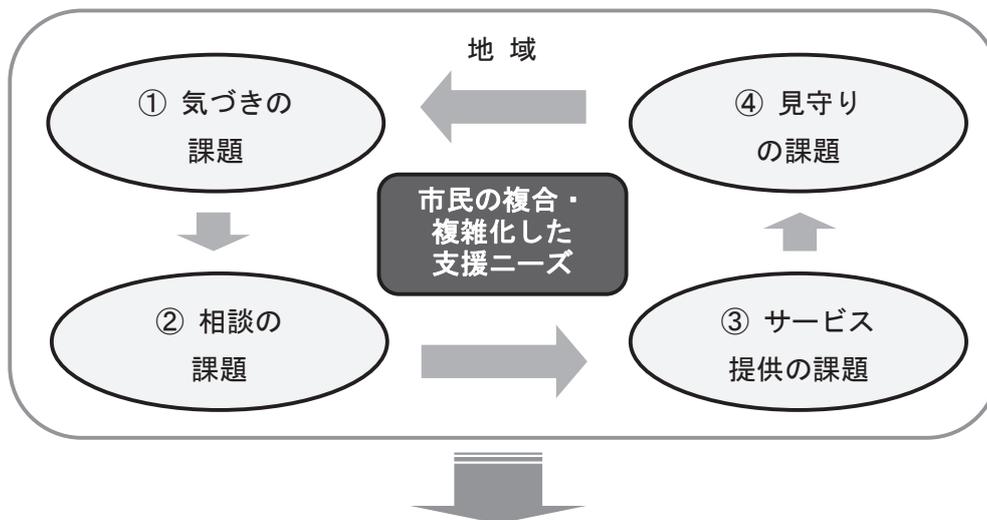
5 地域福祉の重点課題

- 少子高齢化、核家族化、価値観の多様化が進む中で、現在の制度や分野ごとの「縦割り」では解決できない様々な課題が複合・複雑化してきています。
- そのため、地域福祉の重点課題を共通の課題として捉えながら、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築が課題となります。

■地域福祉の重点課題

- ① 支援の行き届かず困っている人を見つけ、見逃さない（気づきの課題）
- ② 話をよく聴き、ニーズに応じた相談対応体制を確保する（相談の課題）
- ③ サービス提供基盤の確保とサービス利用につなげる（サービス提供の課題）
- ④ 生活の改善に向けて、温かく寄り添った支援を継続する（見守りの課題）

『必要な支援を包括的に確保するための4つの課題』



- * 福祉が必要な人を見逃さないよう、福祉感度の良い、信頼のおける人材をたくさん増やして、いち早く問題の発見につなげ、ニーズを顕在化させる。
- * 困りごとは決して断らず解決できるよう、多職種との連携を強化した相談対応体制づくり。
- * 地域のサービス基盤の充実とともに様々な資源を組み合わせながら、隙間のない福祉の輪を構築する。
- * 一人ひとりの課題にきちんと寄り添いながら、地域全体で温かく継続して見守っていける体制づくり。

(1) 支援の手が行き届かず困っている人を見つけ、見逃さない（気づきの課題）

- * 自治会（区）への加入率が減少し、地域のつながりが希薄化している。
- * 支援が必要でも、近所に知られたくない、隠したい人もいる。
- * コロナ禍で、行事やイベントが中止となり、引きこもりがちになっている。
- * 支援を必要としていても、公的なサービスにつながっていない人がいる。
- * 地域の中には支援の手が行き届かず問題が放置され、明るみになった時には深刻になっているケースがある。
- * アンケートでは、自治会（区）の役員や民生委員の負担感が挙げられており、地域活動の必要性を理解してみんなで協力できる体制が求められる。



福祉が必要な人を見逃さないよう、福祉感度の良い、信頼のおける人材をたくさん増やして、いち早く問題の発見につなげ、ニーズを顕在化させていく。

(2) 話をよく聴き、ニーズに応じた相談対応体制を確保する（相談の課題）

- * 相談ごとは、複合・複雑化しており、相談者の話をよく聴き、多職種が連携しながら適切に対応することが大切になる。
- * 支援が必要な方のケースによっては、生活困窮の課題とも深く関わっている場合がある。
- * 市や社会福祉協議会において専門職の配置を進めてきたが、福祉の専門的な知識を有する職員の必要性が今まで以上に増している。
- * 一世帯で複数分野の課題を抱える（ファミリーケア）といった状況に対応できるコーディネーター能力を有する職員が必要である。
- * 市福祉事務所の建物は本庁舎の別棟プレハブで、通路やカウンターが手狭であり、相談するにもプライバシーの問題がある。
- * 社会福祉協議会も市本庁舎と離れており、連携がとりにくい。



困りごとは決して断らず解決できるよう、多職種との連携を強化した相談対応体制づくり。

(3) サービス提供基盤の確保とサービス利用につなげる（サービス提供の課題）

- * サービスの事業内容を知らないため、実際のサービス利用につながっていないことがある。
- * 福祉サービス事業所間のつながり、情報交換が少ない状況にある。
- * 妊娠・出産により子育て支援が必要になったり、加齢とともに介護が必要になったり、不慮の事故等により支援が必要になることがある。
- * アンケートでは、「社会福祉協議会」の認知度はあまり変わっていない。また、権利擁護事業を実施していることが知られていない。
- * アンケートでは、介護保険や障害福祉サービスの公的サービスのほか、身近な生活支援サービスの充実が求められている。
- * 社会福祉協議会は、公的サービスのほか、継続的な相談支援や身近な生活支援サービスの充実といった、地域福祉の要として期待されている。



地域のサービス基盤の充実とともに様々な資源を組み合わせながら、隙間のない福祉の輪を構築する。

(4) 生活の改善に向けて、温かく寄りそった支援を継続する（見守りの課題）

- * 障がいのある人への差別や偏見は、前回調査よりも若干高くなっている。
- * 安否確認の声かけや、話し相手程度ならできそうという人が多い。
- * 団体に属さなくても個人でボランティア活動に取り組んでいる人がいる。
- * アンケートでは、災害など非常時での協力体制の課題が前回よりも、高くなっている。
- * アンケートでは、福祉の考え方として「行政と市民が協力し地域で支え合う」との回答が特に多いが、行政の責任で行うべきとの回答も増えている。
- * 市のヒアリングでは、コロナ禍で障がい者の就労機会が奪われている中で、福祉部局以外の課とも連携して、障がい者の就労支援に努めている。
- * 福祉計画の取り組みを推進させていくための組織体制が不十分である。



一人ひとりの課題にきちんと寄り添いながら、地域全体で温かく継続して見守っていける体制づくり。

- 国は、属性や世代を超えた支援を柔軟かつ円滑に行うため、介護、障がい、子ども、生活困窮等の各制度における関連事業に係る補助について、一体的な執行を行う仕組みを構築しています。
- 本市においても、市民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、検討を進めていく必要があります。

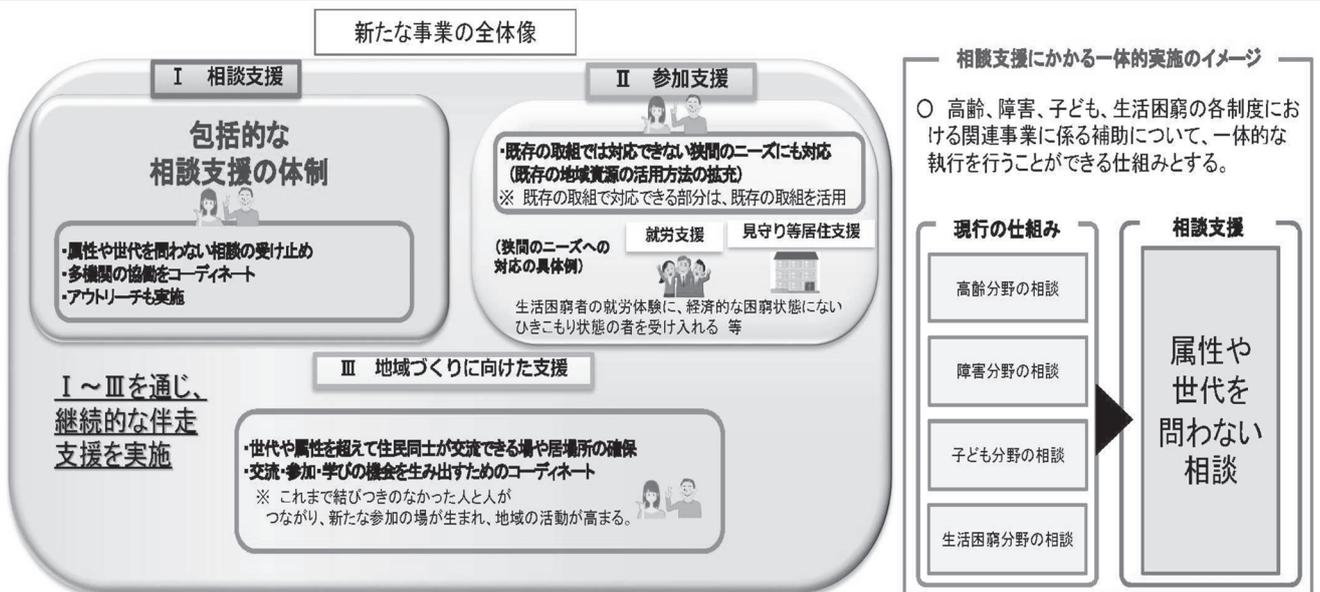
◆市民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない支援体制を整備する必要があります。



- ・地域福祉活動を強化する体制（「ほほえみの会いたこ」等）
- ・各種相談に総合的に対応する（総合相談体制）
- ・福祉計画を推進する策定委員会や協議会の体制強化
- ・地域と連携した自主的なサロン等の活動支援
- ・児童、高齢者、障がいのある方への相談対応を迅速に進められる拠点やネットワークの強化 など

社会福祉法の改正に基づく「重層的支援体制整備」について

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、「Ⅰ相談支援」、「Ⅱ参加支援」、「Ⅲ地域づくりに向けた支援」を実施する事業を創設する。
- 新たな事業を実施する市町村に対して、関連事業に係る補助等について、一体的な執行を行うことができるよう、交付金を交付する。



資料：厚生労働省 社会保障審議会（一部抜粋）

(裏白)

第3章 潮来市地域福祉計画

(中とびら裏白)

1 基本理念

みんなで変える！ 変わる！

潮来の福祉

= 福祉先進都市を目指して =

近年、地域社会及び家族を取り巻く環境は大きく様変わりし、福祉課題も複合・複雑化しています。

この現実に対応し、市民や市が今までの福祉への視点や考え方を大きく変えて、未来の潮来市の福祉を「地域共生社会」にふさわしく「変える」ことを目指します。そして、多くの人々から「潮来の福祉に学べ」、「潮来といえば、あやめと福祉」と喧伝される「福祉先進都市」を目指します。



潮来市が目指す「福祉先進都市」は、「地域共生社会」に則して、次のような内容で構成します。

(1) 予防的福祉 … 新しい「福祉」の視点(暮らしたい地域を考える)

これからの福祉に対する重要な視点は「予防的福祉」の推進です。本市は、これまでの申請主義による「待ち」だけの姿勢ではなく、抱えている問題が深刻化し、解決が困難な状況となる前に早期に発見して支援につなげていくことが大切と考えています。専門職による訪問活動の充実などにより、必要な支援がいち早く届けられるような環境づくりが大切と考えています。

(2) 地域人材の育成 … 「我が事」の人づくり(課題を解決したい)

地域福祉の推進に人材の育成は欠かせません。適切な福祉サービスを提供するために必要なコーディネーターなどの専門職はもちろんのこと、となり近所や自治会(区)、民生委員児童委員など地域による見守り活動など身近な人々が大切な人材となります。福祉の専門職から一般の市民までが、同じ目標と視点で、主体的に取り組んでいる環境づくりが大切と考えています。

(3) 連携の体制づくり … 「丸ごと」の連携づくり(一人の課題から)

福祉課題の複合・複雑化に対応するためには、多職種・多機関の連携が不可欠です。市民、市、社会福祉協議会、福祉事業所、医療機関、保健機関などはもちろんのこと、観光事業者や商工業者、教育分野など多方面と連携する環境づくりが大切と考えています。当事者に寄り添いながら、その人のできる力を引き出していく視点を持って課題を解決します。連携による成功体験が積み重なっていく環境づくりが大切と考えています。

このような『福祉先進都市』を目指して、潮来市は変わっていきます！

福祉に対するみんなの意識や取り組みの意識を変えていく、変わっていくことによって、だれもが安心して住み続けられるまちづくりを推進していきます！



2 基本目標

■必要な人に必要なサービスが、必要な時に提供できる地域づくりを進めます

「自助」「共助」「公助」の役割分担といった言葉ですが、これは地域福祉を推進する上でもとても大切です。その中心には「人材」、「人づくり」が存在します。市や社会福祉協議会の取り組みはもちろんですが、地域の皆さんの「自助」「共助」の取り組みが非常に重要になります。

■「自助」市民等の役割■

市民は、地域社会の一員としての意識が最も重要であることを理解し行動していくことが大切です。そのため、最も身近な自治会（区）での地域活動などに参加し、できることから積極的かつ主体的に関わっていきましょう。

■「共助」社会福祉協議会、地域等の役割■

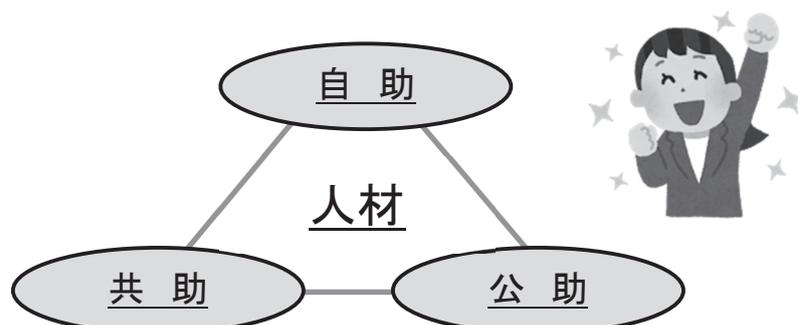
社会福祉協議会は、地域福祉の推進を担う中心的な組織です。そのため、市民の生活を支援するとともに、市民の交流の場、支え合いの場を積極的に推進し、活発な地域福祉活動を展開していくことが求められます。地域のボランティア、地域団体等と連携して、市の福祉課題の解決に向けて行動し、福祉のまちづくりを推進していきましょう。

■「公助」行政等の役割■

行政は、地域福祉を推進するにあたって、市民の福祉意識の醸成を図り、市の福祉課題に対して的確に対策を講じていく役割があります。

市は、社会福祉協議会、地域団体・市民等と連携・協力しながら、計画の実施主体として福祉施策を総合的に推進していきます。

■地域福祉を推進する役割



本市は、がまんをさせない、手遅れにさせない、あきらめさせない『潮来の福祉三原則』を定めて地域福祉を推進してきました。

困っている人を見つけ、見逃さない（気づきの課題）、ニーズに応じた相談対応体制を確保する（相談の課題）、福祉サービスの利用につなげる（サービス提供の課題）、そして、温かく寄りそった支援を継続する（見守りの課題）といった一連の流れの中で、地域福祉の充実に取り組んでいきます。

【潮来の福祉三原則】

がまんをさせない“福祉”をつくる

手遅れにさせない“福祉”をつくる

あきらめさせない“福祉”をつくる



【主な取り組み】

- 「(仮称) 思いやりサポーター」は、地域福祉活動を支える良き理解者として、社会福祉協議会とも連携して活動できる組織体制を検討します。
- 福祉課題が複合・複雑化する中で、市と社会福祉協議会が一体となった福祉・保健拠点の必要性については、引き続き検討します。
- 各種の相談に対して、「丸ごと」受け止められる重層的な支援体制の構築を目指します。
- 福祉分野の諸計画を推進し、福祉サービス事業所を確保して充実します。

【計画の推進】

- 「地域福祉計画策定委員会」を中心に、各部局との連携を図りながら、本市の地域福祉全般について進捗状況を把握し推進します。
- 毎年度、PDCAサイクル（計画：Plan、実行：Do、評価：Check、改善：Action）に基づき計画を評価・点検します。

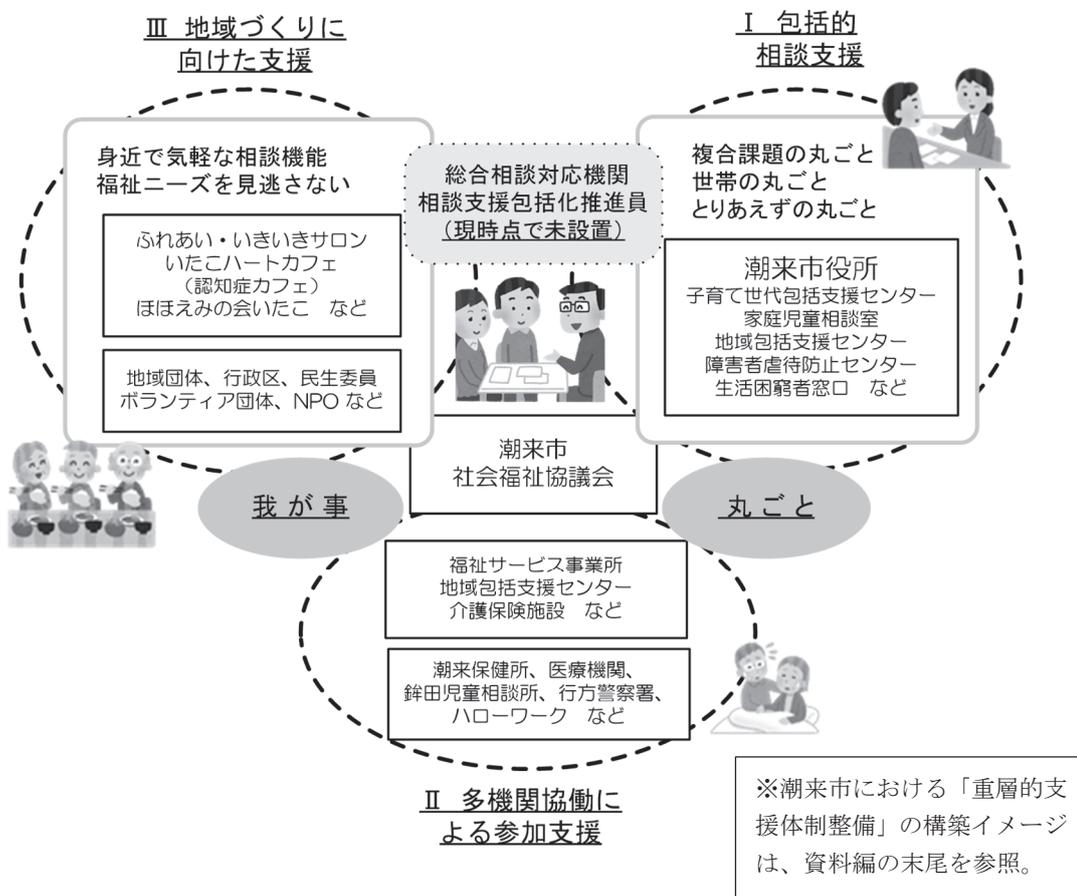
3 重層的支援体制の整備に向けた取り組み

国は、属性や世代を超えた支援を柔軟かつ円滑に行うため、高齢・介護、障がい、子ども、生活困窮等の各制度における関連事業、相談支援に対して一体的に取り組む制度を構築しています。

本市においても、既存の取り組みや機能を活かしつつ、市民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の整備に向けた取り組みを検討していきます。

- 「Ⅰ 包括的相談支援」については、断らない相談支援を進めるため、既存の相談窓口やセンターを活用しながら、不足する機能について新たに検討を進めます。
- 「Ⅱ 多機関協働による参加支援」については、福祉サービス事業所を始め、地域の専門機関等と連携を強化しながら、社会とのつながりを支援していきます。
- 「Ⅲ 地域づくりに向けた支援」については、地域コミュニティを基盤として、日常の暮らしの中での支え合い活動や多様な場づくり、見守り活動を支援していきます。
- 「総合相談対応機関」については、相談者の属性、世代、内容に関わらず包括的に相談を受け止め、多機関協働の事業や継続した支援につなげる調整機能を検討していきます。

■重層的支援体制の整備に向けた概略イメージ



4 施策体系

◆◆◆ 施策体系 ◆◆◆

「みんなで変える！ 変わる！ 潮来の福祉」

＝ 福祉先進都市を目指して ＝

重層的支援体制の整備に向けた取り組み

《基本目標1》福祉が必要な人を見逃さない地域づくり

- (1) 地域で信頼される人材の育成
- (2) 情報共有の強化
- (3) 福祉意識の醸成

《基本目標2》課題を解決できる地域づくり

- (1) 福祉・保健拠点の整備
- (2) 総合相談体制の整備

《基本目標3》サービスの切れ目と隙間のない地域づくり

- (1) 高齢者福祉・介護保険事業の充実
- (2) 障がい者（児）福祉の充実
- (3) 児童福祉・子育て支援の充実
- (4) 生活困窮者支援の充実

《基本目標4》生活の質の向上を目指す地域づくり

- (1) 地域福祉活動の充実
- (2) 権利擁護に対する支援
- (3) 防犯・防災体制の充実
- (4) 福祉のまちづくりの充実

潮来市成年後見制度
利用促進基本計画

《基本目標 1》福祉が必要な人を見逃さない地域づくり

アンケートでは、近所付き合いがますます希薄なっていることがわかりましたが、ご近所による支え合いや災害など非常時での協力体制は必要と考えている人が大多数です。しかし、地域にどのような方が住んでいるかわからず、コミュニケーションがとれないため、支援を必要とする人が地域にいるのか分からない、支援につながらないといった課題も見られます。

また、コロナ禍の中で閉じこもりがちになったり、なんらかの支援を必要としていても、福祉を受けることに引け目を感じる気持ちから、助けを求められない人が地域にはいます。

そのため、地域に信頼のおける人をたくさん増やして、福祉の手遅れにならない様に、いち早くそのような方の問題の発見につなげて、きめ細かな福祉ニーズを明らかにしていくことが大切です。

【主な現状】

○自治会(区)のコミュニティ、つながりが希薄化

○閉じこもりがち、福祉に引け目を感じる人がいる

○災害などの非常時での協力体制が必要

【課題】

◆福祉が必要な人を見逃さないよう、福祉感度の良い、信頼のおける人材をたくさん増やして、いち早く問題の発見につなげ、ニーズを顕在化させていくこと。

※本計画において「福祉が必要な人」とは、介護保険の要介護認定者や障害者手帳等を所持する人だけではなく、何らかの要因によって生活しづらい状況にあり、地域社会からの一定の関与が必要とされる人を想定しています。

(1) 地域で信頼される人材の育成

◆取り組みの方向性◆

- * 地域福祉の中心的な担い手として、民生委員児童委員活動を強化していきます。
- * 区長など、地域福祉活動を推進する地域リーダーの育成を推進します。
- * 福祉が必要な人を見逃さないよう、福祉感度の良い、福祉意識の高い人材を育成していきます。

◆それぞれの取り組み◆

「自助」 市民等の役割

- 地域の身近な人とあいさつできる関係を大切にしましょう。
- 悩みや困りごとは一人で抱え込まずに、民生委員児童委員等に相談しましょう。
- 困った時に相談場所がわからない場合は、市や社会福祉協議会に連絡して、つないでもらいましょう。
- 地域の活動を通じて気づいたこと、感じたことは市や関係者に伝えましょう。

「共助」 地域等の役割

- 区長など地域で信頼できるリーダーと、地域の困りごとを共有しましょう。
- 地域で気になった人や手助けを必要としている人を知ったら、市や社会福祉協議会に伝えましょう。
- 社会福祉協議会において、高齢者や障がい者、子育て世帯等、見守りが必要な方と市とのパイプ役として支援を図ります。

「公助」 行政等の役割

- 信頼のおける方に「(仮称)思いやりサポーター」になっていただき、地域福祉活動の良き理解者として地域福祉活動を推進する体制づくりを進めます。
- 民生委員児童委員活動の充実が図れるよう、活動をバックアップします。
- 当事者団体の地域福祉活動を充実するため、地域の情報や福祉の情報提供収集にあたります。
- 支援を必要とする人の情報を関係職員で共有し、連携して対応にあたります。

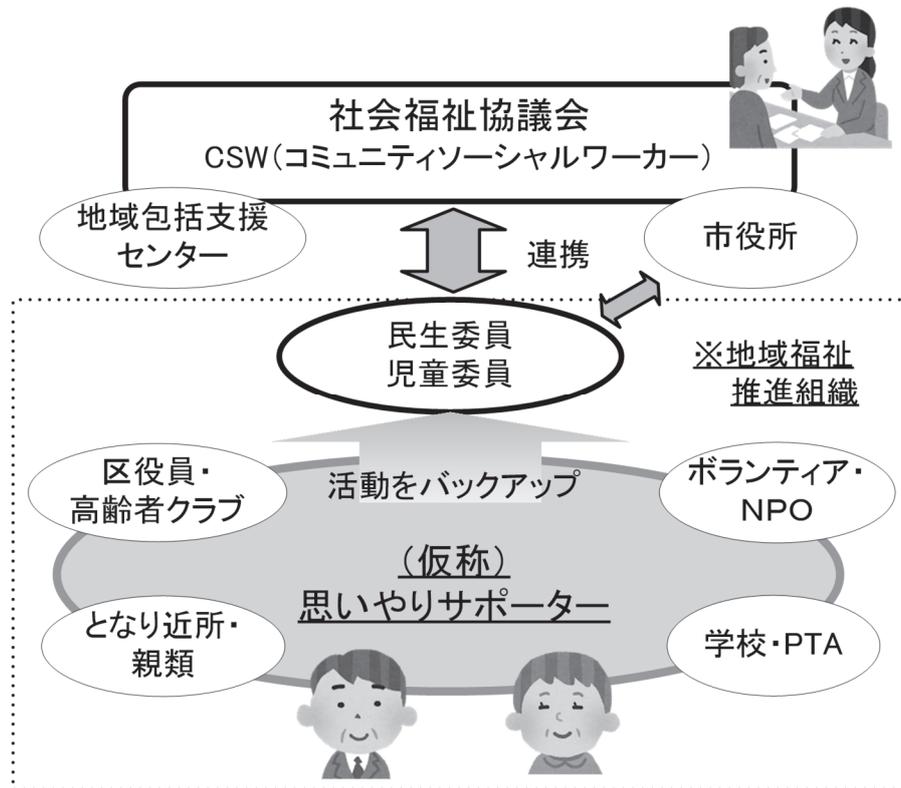
◇市等の主な事業・取組◇

- 「(仮称)思いやりサポーター」の設置検討 [社会福祉課]
- 生活支援体制整備の推進 [高齢福祉課・社会福祉協議会]
- 民生委員児童委員の活動支援 (民児協の運営・視察研修等) [社会福祉課]
- 福祉団体、親の会等との情報交換 [社会福祉課]
- 福祉情報共有のための職員の育成確保
[社会福祉課・高齢福祉課・子育て支援課・社会福祉協議会]
- ボランティア活動の普及・啓発 [社会福祉協議会]
- ボランティアセンター(活動拠点)の充実 [社会福祉協議会]

■地域で信頼される人材の育成のイメージ

「(仮称) 思いやりサポーター」は、地域福祉を推進する要となる民生委員児童委員活動の良き理解者であり、地域福祉活動をバックアップします。

また、社会福祉協議会の専門職 (CSW:コミュニティソーシャルワーカー) は、地域福祉推進組織と連携をとりながら、地域で困っている人の生活課題の解決に結びつけます。



※地域福祉推進組織とは、地域の福祉課題を解決するために、中学校区程度の範囲で地域住民が主体的に活動する組織をイメージしています。

(2) 情報共有の強化

◆取り組みの方向性◆

- * 必要な人に確実にサービスの利用が結びつくように、福祉サービスの情報共有を強化していきます。
- * 地域の情報が広く市民に行き渡るよう、多様な媒体を活用した情報提供を進めていきます。

◆それぞれの取り組み◆

「自助」 市民等の役割

- “市長へのたより” 等で、意見や提案を伝えましょう。
- 市広報紙や社協だより(きずな)に目を通し、大切な情報に気を配りましょう。
- 身近な場所でのサロン活動や会合に参加して、地域の情報や出来事への関心を高めましょう。

「共助」 地域等の役割

- 声のボランティアと協力して、障がいのある方等への情報提供を行いましょう。
- 福祉に関する講演会やイベント等の開催などについて、知らせしましょう
- 社会福祉協議会において、市民に親しみやすい広報紙(きずな)の作成や社会福祉協議会ホームページ・SNS等による最新情報の提供を強化します。

「公助」 行政等の役割

- 地域のボランティア団体が活動しやすくなるよう、活動を支援する制度等に関する情報を社会福祉協議会と連携して提供していきます。
- 地域の福祉情報を提供する手段として、広報紙やホームページ、回覧板、メールマガジン等の積極的な活用を図ります。
- 国や県の福祉制度等に関する情報収集とともに、地域の福祉サービス提供事業者の活動等の情報収集及び提供に努めます。

◇市等の主な事業・取組◇

- ボランティア活動を支援する制度等の情報提供 [社会福祉課]
- 各種情報媒体の積極的な活用（計画の概要版作成等）
[社会福祉課・高齢福祉課・子育て支援課]
- 国や県の福祉制度等に関する情報収集や発信
[社会福祉課・高齢福祉課・子育て支援課]
- 地域の福祉サービス事業所等の情報収集及び提供
[社会福祉課・高齢福祉課・子育て支援課]
- 情報提供の充実 [社会福祉協議会]

《アンケートで寄せられた声》

- 地域共生社会の実現に向けては、もっと世代を超えてつながれる工夫をしていく必要があるのではないか？（女性・40歳代）
- 福祉に関して市の問題を共有する機会がない。（男性・30歳代）
- 問題を抱えても、どこへ？だれに？と不安になっている方はいると思う。安心して相談できる場所を待っている。（女性・60歳代）
- 社協への需要がますます高まって体制が追いついていないように感じられる。財政上の問題等もあると思うが、職員確保体制の強化が必要と思う。（男性・60歳代）

(3) 福祉意識の醸成

◆取り組みの方向性◆

- * 地域共生社会のあり方が広く浸透するよう、福祉の意識を高める啓発活動を充実させていきます。
- * 児童生徒などの若者に対する福祉教育を充実させていきます。
- * お互いを理解し合えるよう、市民同士の交流活動を充実させていきます。

◆それぞれの取り組み◆

「自助」 市民等の役割

- 地域福祉や人権に対して関心を高めましょう。
- 市で開催される福祉に関するイベントや講座に参加しましょう。
- 社会福祉協議会の事業や講演会等に積極的に参加し、協力しましょう。

「共助」 地域等の役割

- 社会福祉大会やボランティア講座・講演会等への参加者が増えるよう、身近な地域の方々に知らせ、紹介しましょう。
- 小・中学生を対象とした福祉の体験学習・講座に参加し、福祉に対する理解や意識を高めましょう。
- 社会福祉大会を充実し、福祉に触れる機会を提供します。

「公助」 行政等の役割

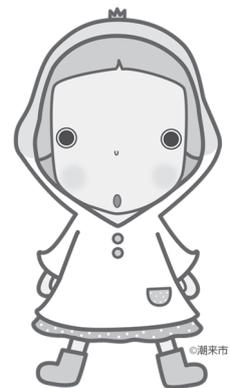
- 広報紙や各種チラシ、ホームページ等を活用して、地域福祉に関する情報を提供します。
- 学校における福祉教育を充実させるとともに、学校・家庭・地域が連携して、福祉への理解と興味・関心を育んでいきます。
- 福祉や人権に関する講演会等を通じて、市民の福祉意識の高揚と社会福祉の理解促進を図っていきます。

◇市等の主な事業・取組◇

- 地域福祉に関する市民への情報提供 [社会福祉課]
- 学校における福祉教育 [学校教育課]
- 児童生徒への福祉体験・講座の開催 [社会福祉課・社会福祉協議会]
- 福祉意識や人権の理解促進（講演会等）[総務課・社会福祉課・生涯学習課]
- 福祉意識の普及・啓発 [社会福祉協議会]

○ 「あやめ」からコメント ○

福祉って「我が事」なのね！
「他人事」ではないのよ！



潮来市PRキャラクター
あやめ

《基本目標2》課題を解決できる地域づくり

地域に手助けを必要とする人や困っている人が見つかったら、その人の話をよく聴き、その人のニーズや希望に沿ったしっかりした相談対応をしていくことが大切です。福祉ニーズは、従来の高齢者、障がい者、生活困窮者、児童福祉といった1つの問題だけでなく、課題が複合的に複雑に絡み合っている場合があります。

そのため、しっかりした相談対応をして、コーディネート体制を確保しながら、困りごとや相談ごとがあった際は決して断らないことが大切です。

そして、必ず解決の糸口を見つけられるように専門職による支援によって、各種相談機関とも連携をとりながら、課題を解決させていく必要があります。

【主な現状】

○複合・複雑化した相談や対応が増えてきている

○気軽に相談しやすい環境にない（施設、専門職が少ない）

○民生委員児童委員や社会福祉協議会の認知度がまだ低い

【課題】



◆困りごとは決して断らず解決できるよう、多職種との連携を強化した相談対応体制づくり。

(1) 福祉・保健拠点の整備

◆取り組みの方向性◆

* 保健・福祉に関する各種相談等に総合的に対応できる福祉・保健拠点の必要性を検討していきます。

◆それぞれの取り組み◆

「自助」 市民等の役割

- 解決が難しい地域の課題は、市や関係機関と協力して取り組みましょう。
- 福祉サービスを利用するうえで不便な点があったら、改善を提案しましょう。

「共助」 地域等の役割

- 社会福祉協議会と市の施設が一体となった福祉・保健拠点のあり方について、検討を進めます。

「公助」 行政等の役割

- 地域の身近な相談場所として市窓口の対応をはじめ、市の関係機関と連携して各種相談に総合的に対応できる福祉・保健拠点のあり方を検討します。

◇市等の主な事業・取組◇

- 福祉・保健拠点のあり方についての検討 [社会福祉課・社会福祉協議会]

(2) 総合相談体制の整備

◆取り組みの方向性◆

- * 高齢・障がい・児童・生活困窮者など複合的な課題に対応できる相談体制の整備を図ります。
- * 市民の困りごとを解決できるよう、関係機関（司法・医療・県行政等）との連携を強化していきます。
- * 市と社会福祉協議会において専門職を確保し、体制の強化を図ります。
- * 様々な相談に対応できるコーディネート機能を高め、充実させていきます。
- * 福祉サービス事業所との連携を強化していきます。
- * 支援を必要とする人を見逃さないよう、訪問活動（アウトリーチ）を行える体制の整備を図っていきます。

◆それぞれの取り組み◆

「自助」 市民等の役割

- 専門的な相談ができる窓口があることを、日ごろから知っておきましょう。
- 困っている方がいたら、身近な相談窓口を紹介しましょう。
- 虐待が疑われる場合には、市や関係機関等に必ず知らせましょう。

「共助」 地域等の役割

- 支援が必要な方々に対して、関係機関と連携を深めながら対応できる体制整備を推進していきましょう。
- 児童、高齢者、障がいのある方への虐待などの相談対応、心の悩みの相談への対応を迅速に進めるため、行政等との連携を深めておきましょう。
- 社会福祉協議会において、保健・福祉・医療関係者と地域住民が連携して見守り、必要な支援を行っていく「地域ケアシステム」の機能強化を図っていきます。

「公助」 行政等の役割

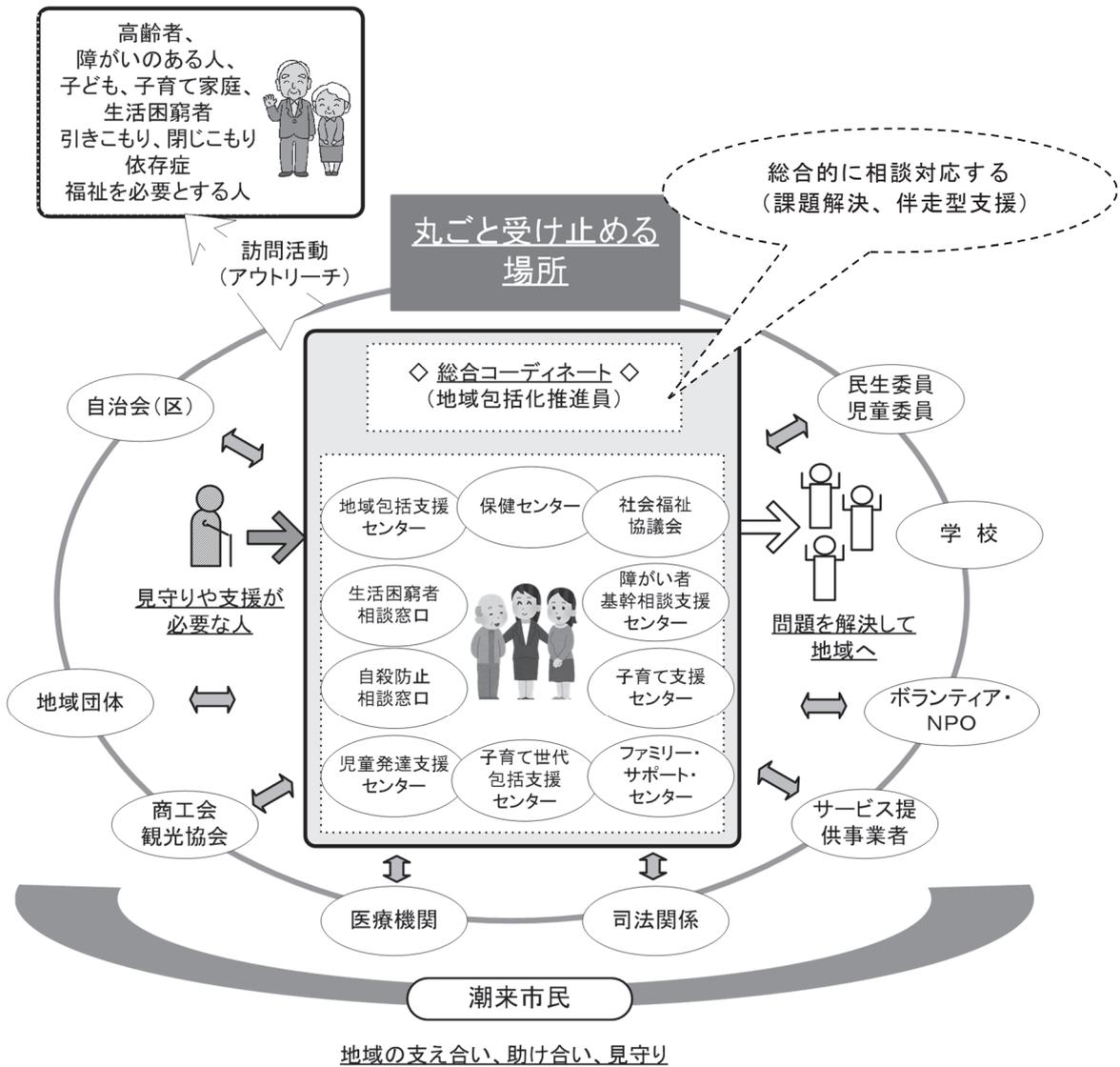
- 各種の相談に対して、「丸ごと」受け止められる体制を確保するため、専門職を確保します。
- 多職種が連携して対応できる「総合相談窓口」を整備し、総合相談体制を機能させていきます。
- 支援を必要とする人を見逃さないよう、訪問活動（アウトリーチ）を行える体制づくりを進めます。
- 社会福祉協議会において、悩みや不安など、困っている方の心配ごとについて福祉心配ごと相談員が応じます。また、法律相談は弁護士が相談に応じます。
- ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方について、保健・福祉・医療関係者が連携してケアチームを組み、見守り、必要な支援を行っていきます。

◇市等の主な事業・取組◇

- 重層的支援体制整備の検討
[社会福祉課・高齢福祉課・子育て支援課・社会福祉協議会]
- 相談支援包括化推進員の配置検討 [社会福祉課]
- 総合相談窓口の設置検討・多職種連携の検討 [社会福祉課]
- 障がい者の相談対応体制の強化検討 [社会福祉課]
- 地域包括支援センター及び高齢者総合相談センターの強化検討
[高齢福祉課・社会福祉協議会]
- 子育て家庭の相談支援 [子育て支援課]
- ファミリー・サポート・センターの運営 [子育て支援課]
- 子育て世代包括支援センターの体制 [かすみ保健福祉センター]
- 訪問活動の実施
[社会福祉課・高齢福祉課・子育て支援課・かすみ保健福祉センター・社会福祉協議会]
- 総合相談体制の充実 [社会福祉協議会]
- 相談事業の充実（福祉心配ごと相談・法律相談） [社会福祉協議会]
- 地域ケアシステム推進事業の充実
[社会福祉課・高齢福祉課・かすみ保健福祉センター・社会福祉協議会]

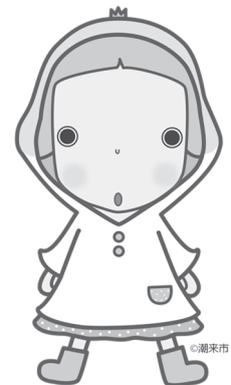
■総合相談体制のイメージ

専門職を確保し、多職種が連携しながら、市民からの困りごと、相談に対して、「丸ごと」受け止められる体制を確保していきます。



○ 「あやめ」からコメント ○

様々な困りごとをしっかりと受け止められる相談体制が大切ですね！



潮来市PRキャラクター あやめ

《基本目標3》サービスの切れ目と隙間のない地域づくり

しっかりと話を聴き相談対応のうえ、解決の糸口が見つかったら、次は「サービス提供の課題」となります。ニーズに応じた支援やサービスの利用につなげていく必要があります。アンケート調査では、介護保険サービスや障害福祉サービスといった公的サービスのほか、声かけやゴミ出し、外出の同行といった身近な生活支援の充実が求められていました。また、サービスを受けようにも、そもそも地域にどういったサービスがあるかわからないといった課題も見受けられました。

そのため、地域の福祉サービス基盤を充実させていくとともに、様々な資源を組み合わせることが重要であり、支援策やサービス内容を、しっかり必要な人に周知していくことが非常に重要となります。そのことで、隙間のない福祉の輪を構築していくことが大切です。

【主な現状】

○福祉サービス基盤や支援策が不十分

○サービス内容が必要な人に届いていない

○社会福祉協議会の活動に求める期待が高い

【課題】

◆地域のサービス基盤の充実とともに様々な資源を組み合わせながら、隙間のない福祉の輪を構築すること。

(1) 高齢者福祉・介護保険事業の充実

◆取り組みの方向性◆

*『潮来市高齢者福祉計画・介護保険事業計画』を踏まえ、高齢者の在宅福祉サービス、介護保険サービスを充実させていきます。

◆それぞれの取り組み◆

「自助」 市民等の役割

- 自らの健康管理に努め、毎日いきいきとした生活を送りましょう。
- 高齢者クラブ等の活動に参加しましょう。
- 一緒にスポーツや学習する仲間を増やしましょう。
- 介護保険サービスの内容を正しく理解し、必要になった場合は、適切に利用しましょう。

「共助」 地域等の役割

- シルバーリハビリ体操など手軽に身体を動かせる運動を紹介しましょう。
- 高齢者の生活支援や様々な活動の充実を図りましょう。
- 近所のひとり暮らし高齢者の安否確認など、在宅生活を支える活動に参加しましょう。
- 民生委員児童委員活動への理解を進め、地域のふれあい給食サービスボランティア等に協力しましょう。
- 社会福祉協議会において、認知症に対する理解を深める活動を市と連携して推進します。

「公助」 行政等の役割

- 「潮来市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、必要なサービス基盤の確保ならびに制度やサービスの情報提供に努めます。
- 日常生活で支援を必要とする市民のニーズに対応するため、サービス提供事業者間の連携を促進し、福祉サービス等の向上を図ります。
- 高齢者自らが健康づくりや生きがい活動を推進できるように、潮来市高齢者クラブ連合会の自主的な活動・取り組みを支援します。
- 認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現に向けて、認知症対策を推進します。
- シルバー人材センターと連携して高齢者の生きがいにも結びつく就労機会を確保します。
- 高齢者や障がいのある方が、住み慣れた家庭や地域で生活できるように日常生活をサポートする事業を実施していきます。

◇市等の主な事業・取組◇

- 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の推進 [高齢福祉課]
- サービス提供事業者間との連携 [高齢福祉課]
- 高齢者クラブ連合会の支援 [高齢福祉課]
- 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業（悠々塾等） [高齢福祉課]
- 高齢者福祉事業の推進（ふれあい給食サービス等） [社会福祉協議会]
- シルバー人材センターの運営 [高齢福祉課]
- 安否確認ふれあい事業 [高齢福祉課]
- 生活支援サービスの充実 [高齢福祉課・社会福祉協議会]
- 介護保険事業の運営 [社会福祉協議会]
- 認知症対策の推進 [高齢福祉課・社会福祉協議会]



(2) 障がい者（児）福祉の充実

◆取り組みの方向性◆

*『潮来市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画』を踏まえ、障がい者（児）の障がい福祉サービスを充実させていきます。

◆それぞれの取り組み◆

「自助」 市民等の役割

- 必要なサービスを受けられずに困っている人がいたら、市や民生委員児童委員に知らせましょう。
- 障害福祉サービスについて正しく理解し、必要な場合は適切に利用しましょう。
- 障がいの有無に関わらず、できる範囲で地域活動に参加しましょう。

「共助」 地域等の役割

- 障害福祉サービスの内容について、相談できる場を設けましょう。
- 生涯学習活動など、だれもが参加しやすい環境づくりに取り組みましょう。

「公助」 行政等の役割

- 「潮来市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づき、必要なサービス基盤の確保ならびに制度やサービスの情報提供に努めます。
- 障がいのある方の生活課題や困りごとの解消に向け、基幹相談支援センターの整備など相談支援の充実や、地域の支援体制の充実を図ります。
- 一般就労が困難な障がいのある方等の福祉的就労の場を確保します。
- 障がいのある方に対する相談対応の充実を図ります。
- 社会福祉協議会において、障がいのある方が安心して地域で生活できるように、多職種とも連携し、障害福祉サービス事業者として適切な運営を図ります。
- 社会福祉協議会において、障がいのある方が日中活動の場として創作的活動や社会生活に適應するため、機能訓練の機会を提供します。

◇市等の主な事業・取組◇

- 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の推進〔社会福祉課〕
- 基幹相談支援センターの設置〔社会福祉課〕
- 就労支援事業所の確保〔社会福祉課〕
- 相談支援事業所の確保〔社会福祉課〕
- 障害福祉サービス事業所の運営〔社会福祉協議会〕
- 心身障害者福祉センターの運営（指定管理者）〔社会福祉協議会〕

《アンケートで寄せられた声》

- 高齢者や障がいのある方たちが差別や偏見を感じる事がなく、気持ちよく暮らせる地域社会づくりのお手伝いをしたい。（民生委員）
- 地区内の高齢者が増え、また、高齢世帯の困りごとについて対応することは、やはり地域住民の方の協力が必要だと感じている。（区長）
- 有償ボランティアに対して少し偏見があると思うが、今後は有償ボランティアを増やさなければやっていけない世の中になっている。（ボランティア団体）

(3) 児童福祉・子育て支援の充実

◆取り組みの方向性◆

* 『潮来市子ども・子育て支援事業計画』を踏まえ、教育・保育施設の充実、地域子育て支援事業を充実させていきます。

◆それぞれの取り組み◆

「自助」 市民等の役割

- あいさつを交わしたり、日ごろからの子どもの様子に目を配りましょう。
- 子育て広場などに参加するなどして、親子の交流を深めましょう。
- 子育てに悩んだときは、かすみ保健福祉センター等に気軽に相談しましょう。

「共助」 地域等の役割

- 子ども食堂や遊び場など、子育てに困る前に集まれる場所をつくりましょう。
- 子育てに悩んでいる家庭があったら、市や社会福祉協議会に伝えましょう。
- 社会福祉協議会において、低所得世帯児童・生徒等への学習支援や「ファミリー・サポート・センター」との連携・強化を図っていきます。

「公助」 行政等の役割

- 「潮来市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、必要なサービス基盤の確保ならびに制度やサービスの情報提供に努めます。
- 「子育て世代（母子健康）包括支援センター」を設置し、子育てに関する専門職を配置する中で、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行います。
- 子育てについての悩みや不安を解消し、子育て家庭や親子の交流等が図れる地域の子育て支援の拠点等を確保します。

◇市等の主な事業・取組◇

- 子ども・子育て支援事業計画の推進 [子育て支援課]
- 「子育て世代（母子健康）包括支援センター」の運営 [かすみ保健福祉センター]
- 地域子育て支援拠点等の確保 [子育て支援課]
- 子育て支援の充実（学習支援等） [社会福祉協議会]

(4) 生活困窮者支援の充実

◆取り組みの方向性◆

* 生活困窮者の自立支援を充実させていきます。

◆それぞれの取り組み◆

「自助」 市民等の役割

○生活に困窮し、どうにもならない時は、制度による支援や自立に向けたアドバイスを受けられることを知っておきましょう。

「共助」 地域等の役割

○社会福祉協議会において、経済的理由により暮らしに不安や困難を抱えている人に対して、自立した生活に少しでも近づけるよう、地域と連携した対応を図ります。

「公助」 行政等の役割

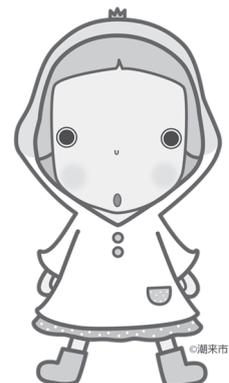
- 相談支援員兼就労支援員を配置し、生活困窮者のきめ細かな相談支援、就労定着への支援に努めます。
- 福祉部局と教育委員会が連携して、貧困家庭を含めた学習支援の強化を図っていきます。

◇市等の主な事業・取組◇

- 生活困窮者自立支援事業の推進 [社会福祉課]
- 学習支援の強化（まなびルーム等） [生涯学習課]
- 生活困窮者への自立支援 [社会福祉協議会]

○「あやめ」からコメント○

家族の困りごとを「丸ごと」解決
しちゃいます！



《基本目標4》生活の質の向上を目指す地域づくり

支援策やサービスの手が行き届いたら、次は、しっかりと見守って、生活の質の向上を図っていくことが大切です。生活の質の向上に向けて、だれもが、地域で安心して尊厳のある生活が送れるよう関係機関とのネットワークの構築をはじめ、地域住民による温かく寄りそった支援を継続していく必要があります。

そのためには、地域の一人ひとりの課題にきちんと寄り添う必要があり、地域で活躍いただいている「民生委員児童委員」や「区長」をはじめとした「市民」の見守り活動を通じて、地域の困りごと、新たな問題発見につながり、「気づきの課題」へとつなげていきます。

また、成年後見制度について、アンケート結果では認知度が約3割ですが、将来は利用したいという市民も多くいます。そのため、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

【主な現状】

○避難行動要支援者の把握、見守りの強化

○見守りの担い手、ボランティアが不足

○「成年後見制度」を知っている市民は約3割

【課題】

- ◆一人ひとりの課題にきちんと寄り添いながら、地域全体で温かく継続して見守っていける体制づくり。
- ◆「成年後見制度」の利用促進に向けて、具体的な取り組みを総合的かつ計画的に推進。

(1) 地域福祉活動の充実

◆取り組みの方向性◆

- * 地域コミュニティの基盤となる自治会（区）に加入しやすい環境づくりや組織の体制強化に努め、地域活動を活発にしていきます。
- * 「ふれあい・いきいきサロン」活動を充実させていきます。
- * ボランティア活動やNPO活動が活発になるよう取り組みます。

◆それぞれの取り組み◆

「自助」 市民等の役割

- 自治会（区）の必要性・重要性を理解し、地域と関わりを持ちましょう。
- 自治会等の活動に対して、出来ることは引き受けるようにしましょう。
- ボランティア活動やNPO活動に積極的に参加しましょう。
- 市や社会福祉協議会の広報紙などから福祉情報を積極的に収集しましょう。

「共助」 地域等の役割

- 自治会（区）への加入の必要性・重要性を理解し、活動内容をしっかり説明していきましょう。
- 転入者に、自治会（区）の必要性を理解してもらえるように地域と協力して加入促進を図りましょう。
- 地域福祉活動や社会奉仕活動に取り組める環境づくりに努めましょう。
- ボランティア活動を伝えるなど、ボランティアの育成に貢献しましょう。
- だれもがどこでも気軽に参加し、楽しく社会参加や健康づくりを行えるサロン活動を推進しましょう。
- 社会福祉協議会において、子どもと高齢者など世代間交流が可能なサロン活動などを充実します。

「公助」 行政等の役割

- 自治会（区）の必要性や意義、重要性を周知して、自治会（区）への加入促進を図ります。
- 社会福祉協議会と連携してボランティア講座・講習会の開催、団体活動の情報提供を行います。
- ボランティア活動への新たな参加者の確保や支援などを進めるため、ボランティアポイント制度や人材バンク制度の導入を検討します。
- 地域福祉の中核を担う社会福祉協議会を支援し、各種事業の推進において連携・協力を深めます。
- 社会福祉協議会において、ボランティアの活動拠点となるボランティアセンターの運営体制の強化を図り、専門性を有する個人ボランティア等のマッチングを進めます。

◇市等の主な事業・取組◇

- 区への加入促進、区長会等事業 [総務課]
- ボランティア講座・講演会 [社会福祉協議会]
- ボランティアの確保や支援（ボランティアポイント制度や人材バンク制度） [社会福祉課・社会福祉協議会]
- 社会福祉協議会への支援、連携・協力体制 [社会福祉課]
- 福祉団体への支援 [社会福祉協議会]
- ボランティアセンターの運営体制の強化 [社会福祉協議会]
- ふれあい・いきいきサロンの推進強化 [社会福祉協議会]
- 安否確認、見守り活動の推進 [社会福祉協議会]

(2) 権利擁護に対する支援

《潮来市成年後見制度利用促進基本計画》

◆取り組みの方向性◆

- * 問題を早期に発見し、だれもが地域で安心して尊厳のある生活が送れるよう関係機関とのネットワークの強化を図ります。
- * 地域と連携して、虐待、心の悩み相談等の迅速な対応を進めます。
- * 判断能力が十分でない人が、地域で安心して暮らし続けられるよう、成年後見制度の利用を促進していきます。

○ 成年後見制度とは

認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方が「契約」をしたり「財産管理」をしたりすることが困難な場合、本人に不利益が生じないよう支援する人（成年後見人等）を設ける制度です。

この制度は、福祉サービスの利用や入所・入院の契約、または不動産や預貯金などの財産管理を代理あるいは補助することにより本人の権利と暮らしを守ることを目的としています。

「成年後見制度利用促進基本計画」の位置づけ

本市における「成年後見利用促進基本計画」は、「潮来市地域福祉計画・地域福祉活動計画」と一体的に策定し、成年後見制度の利用促進や、権利擁護事業を実施することで、地域福祉の充実を図っていきます。

成年後見制度利用促進法 抜粋

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

《潮来市成年後見制度利用促進基本計画》

認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力が不十分で成年後見制度が必要な方を適切な制度利用へつなげられるよう、多職種が連携して取り組みを推進していきます。

1) 中核機関の設置

権利擁護支援の地域連携ネットワークの「中核機関」(ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関)の設置について、市ならびに社会福祉協議会において検討を進めます。

■中核機関の機能

広報機能	<ul style="list-style-type: none"> ▶市広報紙やパンフレットの作成・配布 ▶講演会等の開催
相談機能	<ul style="list-style-type: none"> ▶成年後見制度に関する相談 ▶適切な支援機関や制度利用へのつなぎ
成年後見制度 利用促進機能	<ul style="list-style-type: none"> ▶受任者調整(マッチング)等の支援 ▶担い手の育成・活動の促進(市民後見人や法人後見の担い手などの育成・支援) ▶日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
後見人支援	<ul style="list-style-type: none"> ▶後見人の後見活動の相談
(不正防止)	上記が効果的に機能することで、後見人等の孤立化や不正を未然に防ぐ効果が期待されます。

■成年後見制度の利用状況(潮来市)

(件)

成年後見制度利用者数 (R1.7.1時点)			市長申立件数 (H30年度実績)
後見	補佐	補助	
21	2	1	1

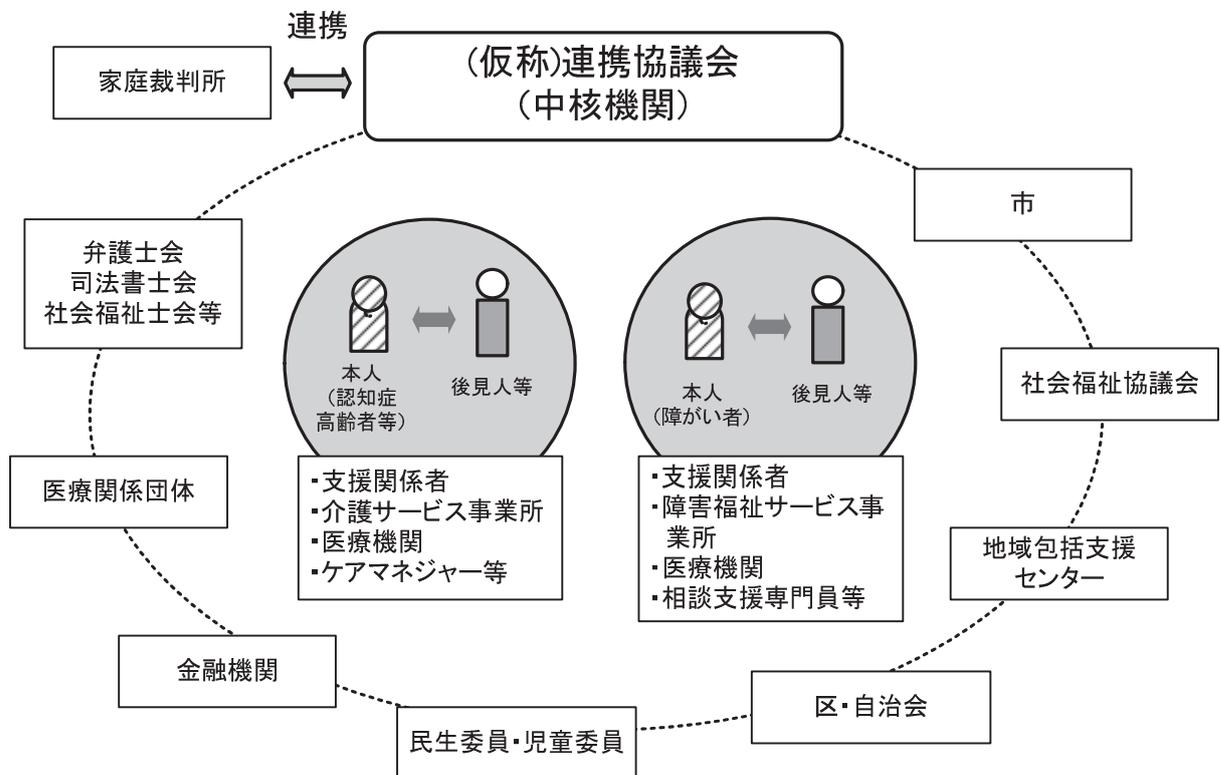
資料：社会福祉課

2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備

成年後見制度の利用促進のために、権利擁護支援の地域連携ネットワークを整備する必要があります。このネットワークや相談窓口を整備することで、全国どの地域でも、必要な人が、本人らしい生活を守るため、成年後見制度を利用することが可能となり、地域で権利擁護支援の必要な方を見つけ、適切な支援につなげていくことができます。

市・社会福祉協議会において検討を進め、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、精神保健福祉士などの専門職に対し、地域連携ネットワークの中心的な担い手として、積極的に協力を依頼していきます。

■地域連携ネットワークのイメージ



◆それぞれの取り組み◆

「自助」 市民等の役割

- 高齢者等に対する悪質商法、振り込め詐欺に注意しましょう。
- 見守りを必要とする人を見つけたら、民生委員児童委員等に知らせましょう。
- 虐待や暴力被害を発見したら、適切な窓口にすぐに通報しましょう。

「共助」 地域等の役割

- 児童、高齢者、障がいのある方への虐待などの相談対応、心の悩みの相談への対応を迅速に進めるため、行政等と連携した体制を確保しましょう。
- 民生委員児童委員や自治会（区）等が活動しやすいよう、連携・協力できる体制をつくっておきましょう。
- 自立した生活が不安な方には、権利擁護事業（日常生活自立支援事業、成年後見制度）等の利用を勧めましょう。

「公助」 行政等の役割

- 児童、高齢者、障がいのある方への虐待などの相談対応を迅速に進めるため、各相談機関とのネットワーク化を図ります。
- 消費生活相談体制の充実を図るとともに、権利擁護事業（日常生活自立支援事業、成年後見制度）の周知等を進めます。
- 判断能力が不十分で成年後見制度が必要な方を適切な制度利用へつなげられるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制を整備します。
- 社会福祉協議会において、権利擁護事業（日常生活自立支援事業、成年後見制度）の啓発及び利用促進に努めます。

◇市等の主な事業・取組◇

- 障害者虐待防止センター等 [社会福祉課]
- 地域包括支援センター等 [高齢福祉課・社会福祉協議会]
- 要保護児童対策地域協議会等 [子育て支援課]
- 虐待の防止 [社会福祉課・高齢福祉課・子育て支援課・社会福祉協議会]
- 権利擁護事業の周知等 [社会福祉課・高齢福祉課]
- 消費生活センター、消費生活相談 [観光商工課]
- 権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制の整備 [社会福祉課・高齢福祉課]
- 権利擁護の充実（日常生活自立支援事業、成年後見制度の利用促進等） [社会福祉協議会]

(3) 防犯・防災体制の充実

◆取り組みの方向性◆

- * 地域の自主的な防犯活動を推進し、防犯意識を高めていきます。
- * 災害等に備えて安心して生活できる地域を目指し、それぞれの役割分担と連絡体制づくりを進め、防災体制の充実に努めます。

◆それぞれの取り組み◆

「自助」 市民等の役割

- 防犯パトロールなど、地域の防犯活動に積極的に参加しましょう。
- 交通安全教室などに参加し、交通マナーの理解を深めましょう。
- 防災訓練に参加し、自主防災組織の必要性を理解しましょう。
- 災害時は、まず自分の身を守り、手助けが必要な人がいたら助けましょう。
- 避難の際に支援が必要な方は、避難行動要支援者名簿の登録をしましょう。
- 災害ボランティアとして活動するために、必要な講習を受講しましょう。

「共助」 地域等の役割

- 地域住民やボランティア団体と協力して地域の防犯活動を強化しましょう。
- 自主防災組織や消防団と連携して、地域の防災力を高めていきましょう。
- 防災訓練に参加し、自主防災組織や消防団の活動に協力しましょう。
- 日ごろから災害時に支援を迅速に行えるよう関係機関と連携して避難行動要支援者の把握に努めましょう。

「公助」 行政等の役割

- 区長、民生委員児童委員、消防団と協力して、自主防災活動の充実を図ります。
- 大規模な災害などに備え、災害ボランティアの養成や災害時のボランティア活動についての普及を図ります。
- 避難行動要支援者制度を周知し、関係機関と連携して災害時における要支援者の避難支援計画の作成を進めます。
- 子どもたちの登下校時の安全確保を図るため、防犯パトロールを推進します。
- 振り込め詐欺などの犯罪による被害を未然に防止するため、関係機関・団体と連携し啓発活動を進めます。
- 交通事故等を未然に防止するため、交通安全教室や交通安全のキャンペーン等を開催し、交通マナーの向上を図ります。

◇市等の主な事業・取組◇

- 自主防災活動の充実（防災訓練等）〔総務課・社会福祉課〕
- 安心して暮らせる防災体制（災害救援ボランティアの養成等）〔社会福祉協議会〕
- 福祉避難所の確保〔総務課・社会福祉課〕
- 避難行動要支援者制度の推進〔社会福祉課〕
- 防犯パトロールの推進〔総務課〕
- 防犯活動の促進〔社会福祉協議会〕
- 特殊詐欺の防止〔観光商工課〕
- 交通安全対策（交通安全教室や交通安全のキャンペーン等）〔総務課〕



(4) 福祉のまちづくりの充実

◆取り組みの方向性◆

* 地域で暮らす人が地域で孤立しないよう、見守りと支え合いのネットワークづくりを推進します。

◆それぞれの取り組み◆

「自助」 市民等の役割

- 子どもたちの登下校時に、お互いにあいさつを交わし、見守りましょう。
- 地域で支援が必要な人の見守り活動に参加しましょう。
- 地域のお祭りやイベントなど、交流の場に参加しましょう。
- これまで培った技術や能力を地域活動に生かしましょう。
- 地域で解決できる課題は、知恵を出し合い地域で協力して解決しましょう。

「共助」 地域等の役割

- 地域で困っている人、見守りが必要な人がいたら、民生委員児童委員に情報を伝えましょう。
- 社会福祉協議会において、地域福祉の充実を図るため、会員の確保と会費増強に取り組みます。
- 社会福祉協議会において、地域福祉を推進していく体制づくりを進め、市民に最も近い団体として使命感をもって取り組みます。

「公助」 行政等の役割

- 地域活動やボランティア活動、生きがいづくりに高齢者の力を発揮してもらえるよう、生涯学習活動や社会参加の場を推進します。
- だれもが安心して外出できるように、高齢者や障がいのある方など交通弱者の移動手段の確保に努めます。
- 既存の公共施設等におけるバリアフリー化を進めるとともに、施設の改修等に合わせユニバーサルデザイン^(※)の考え方を取り入れた整備を推進します。

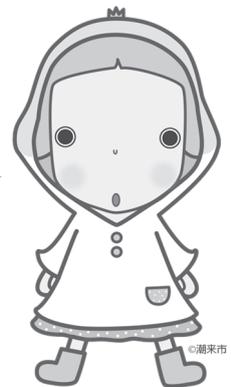
※ユニバーサルデザインとは、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすることをいいます。

◇市等の主な事業・取組◇

- 福祉に関する公民館事業 [生涯学習課]
- 福祉有償運送、外出支援 [高齢福祉課・社会福祉課]
- 広域路線バスの運行 [企画調整課]
- 公共施設等のバリアフリー化 [財政課・高齢福祉課・社会福祉課]
- 自主財源の確保 [社会福祉協議会]
- 社協体制の強化 [社会福祉協議会]

○「あやめ」からコメント○

あなたらしく、私らしく、
いきいきと暮らしましょう！！



潮来市PRキャラクター
あやめ

第4章 潮来市地域福祉活動計画

第4章 潮来市地域福祉活動計画では、『社会福祉協議会』を市民に愛着を持って、より親しみをもっていただけるよう、『社協』という表現を用いています。

みんなの手で
ちいきをつくろう



はんどちゃん

「はんどちゃん」は、「福祉コミュニティづくり県民運動」のキャラクターです。

(中とびら裏白)

1 基本的な考え方

- 『潮来市社会福祉協議会（社協）』は、地域福祉の推進を担う中心的な組織として、「みんなで めざそう 福祉の輪」をスローガンとして、地域福祉活動の充実に取り組んできたところです。
- 地域福祉の推進にあたっては、市が策定する「潮来市地域福祉計画」と共通の重点課題及び基本理念を共有して取り組んでいます。
- 社協としては、より一層、取り組みを充実させる中で、社協活動の必要性や大切さを市民に根気強く伝え、理解していただき、“あの人がいるから『社協』へ行こう！”と思ってもらえる“顔の見える社協づくり”を引き続き展開していきます。

顔の見える社協づくり

あの人がいるから『社協』へ行こう！

「共助」の合言葉は、

みんなで、
がんばっぺ！

い っしょに

た すけあう

こ みゅにてい



2 社協の役割

■ 社協の役割の重要性

- 国は、福祉課題が複合・複雑化する中で、これまでの高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者といった従来の縦割りの対応では解決が難しくなっていることから、新たに重層的支援体制の構築を目指しています。
- これらの重層的支援を行っていくためには、総合的に対応していく専門職や様々な相談に対して断らない支援体制を構築していく必要があります。
- このことを踏まえると、地域福祉活動を推進する社協が担うべき役割と重要性、市民の期待は今まで以上に増していくものと考えます。そのため、引き続き“顔の見える社協づくり”いわゆる地域との信頼関係を大切にしながら積極的に活動を展開していきます。

■ 地域福祉計画における「共助」を推進する役割

- 本計画の「第3章 潮来市地域福祉計画」で、社協は「共助」を推進する中心的組織として位置づけられています。
- そのため、この「第4章 潮来市地域福祉活動計画」においては、社協が行う活動や地域団体が行う活動の支援を通じて、地域の「共助」の取り組みを具体化し、充実させていく必要があります。
- 私たち社協は、地域における役割の重要性を再確認し、『潮来市地域福祉活動計画』において、「共助」の推進を中心に据えながら現在、実施している事業や取り組みを充実させていきます。

■ 社協における「公助」や「自助」の役割

- 私たちが行っている事業は、決して「共助」の枠だけに収まりません。特に、市から委託されている「地域包括支援センター事業」や「心身障害者福祉センター（ワークス）」の施設管理など、「共助」の枠を超え、専門的な「公助」の領域も担っています。
- それと同時に、福祉意識の向上をめざす「福祉体験講座」や「ボランティア支援」など、「自助」の領域となる事業も展開しています。これらの「公助」、「自助」の事業は、現在の潮来市全体の福祉活動を見たときに、私たち社協が今後も継続的に担う必要があるとともに、事業内容をさらに充実させていく必要があります。

3 活動計画の内容

《基本目標1》福祉が必要な人を見逃さない地域をつくろう！ 【気づきの課題】

◇福祉感度の良い、信頼ある人材を地域に増やしていきます◇

地域にどんな方が住んでいるかわからない、また、ご近所とのコミュニケーションがないといった家庭があります。そのため、本当に支援を必要とする人がどこに住んでいるのかわからない、支援に結びついていないといった課題があります。

社協では、福祉が必要な人を見逃さないよう、福祉感度の良い、信頼のおける人材がもっと増えていくよう、市と協働して地域における多様な交流や交流の場を確保しながら生活支援体制づくりを進めていきます。また、市民の地域福祉の理解促進や情報発信に努め、いち早く問題の発見につなげられる取り組みを進めます。

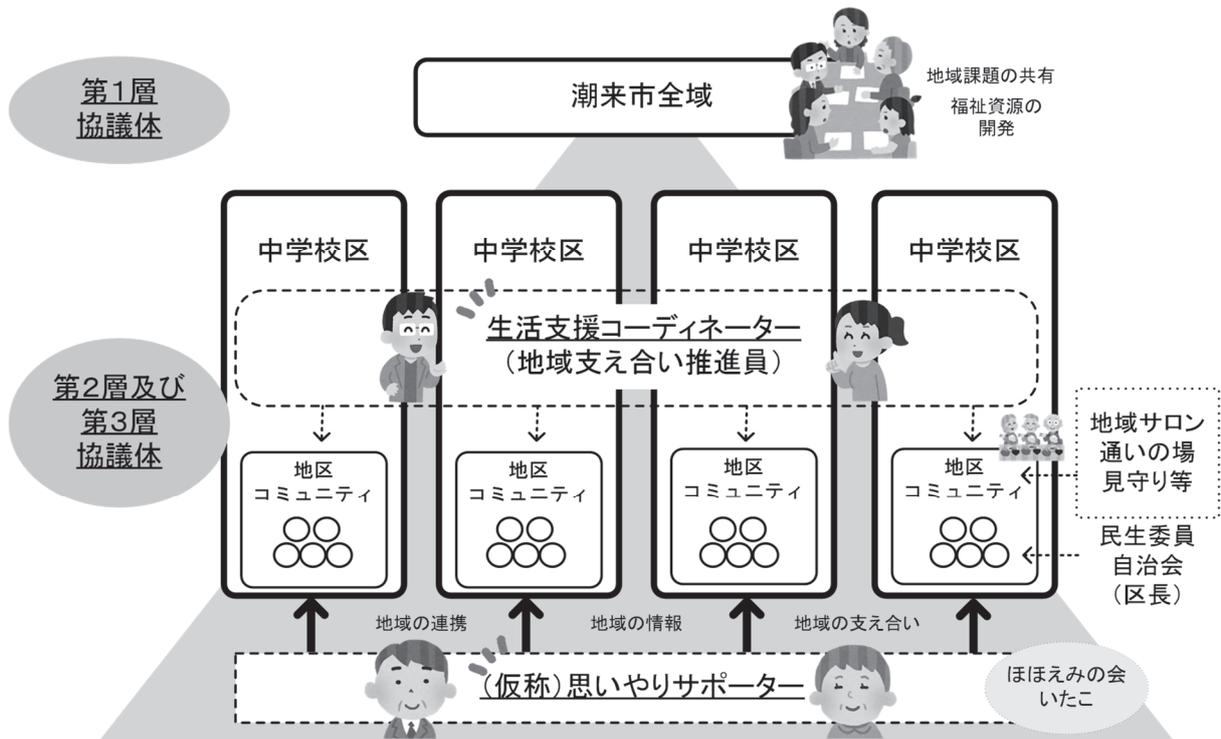
(1) 地域で信頼される人材の育成

施策名	方向性
生活支援体制整備の推進【新規】	○地域で福祉活動に携わり、信頼のおける人材を「(仮称)思いやりサポーター」として募集しながら、地域福祉活動を強化する体制づくりを進めます。
個別事業	取り組み
①(仮称)思いやりサポーターの募集【新規】	○市と連携を図りながら、「(仮称)思いやりサポーター」を募集して、地域福祉活動の推進を図ります。
②ほほえみの会いたこの推進【新規】	○生活支援体制の整備に向けて、毎月、地域座談会を開催しながら、地域の課題等について情報交換できる場づくりを進めます。

■生活支援体制整備事業のイメージ

地域住民が連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に行っていく体制を整備していきます。

おおむね中学校区の範囲で、生活支援コーディネーターを配置して、第2層及び第3層による地域ニーズ、地域資源の把握、地域づくり活動から推進していきます。

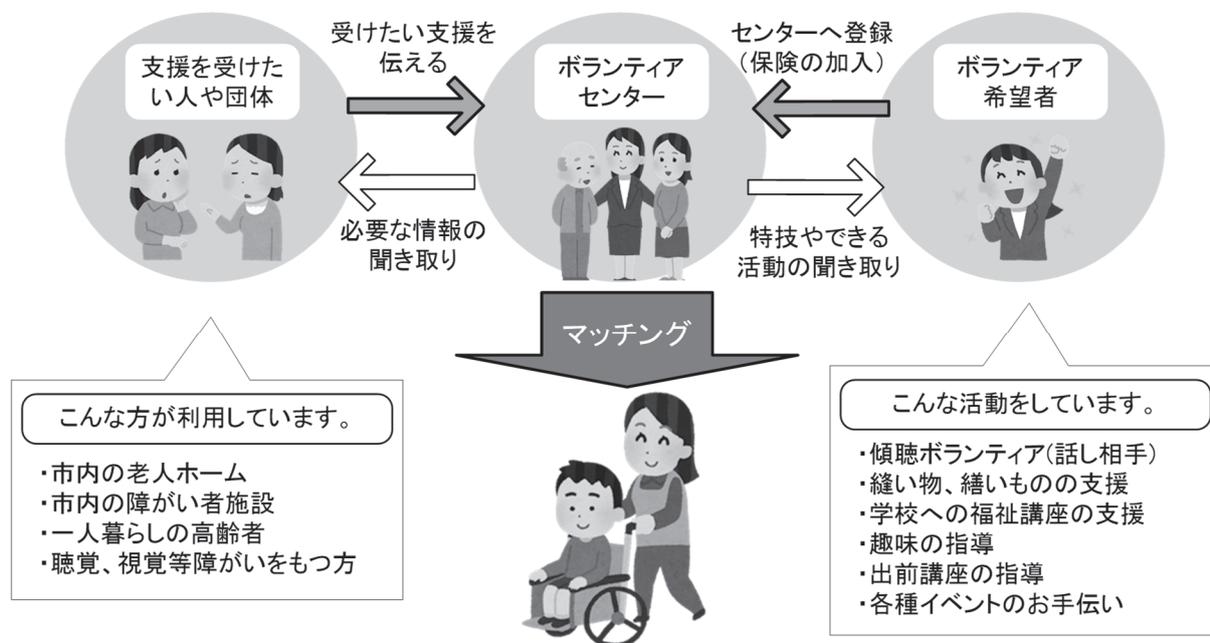


施策名	方向性
ボランティア活動の普及・啓発	○様々な知識や専門性を有する個人ボランティアの登録と活動を支援し、活動者の資質の向上と市民への活動の周知を進めます。
個別事業	取り組み
①ボランティアグループの把握と周知【新規】	○ボランティアの活動状況を把握し、「ボランティア活動ガイドブック」等を活用しながら市民への周知を進めます。
②ボランティアグループの活動支援	○ボランティアグループの資質向上と活動を支援するため、活動に必要な情報や活動の場の提供に努めます。
③個人ボランティアの活動推進【新規】	○夏休み期間を活用して高校生及び大学生ボランティアの活動を推進するとともに、個人ボランティアの登録制度を設けてボランティア情報や活動の場を提供します。
④手話奉仕員養成講座	○手話の普及啓発を図るため、鹿行広域で手話奉仕員養成講習会など開催します。
⑤助け合い活動（有償ボランティア）の推進	○地域の生活支援のニーズに対して、有償ボランティアなどによる助け合い活動を推進します。

施策名	方向性
ボランティアセンター（活動拠点）の充実	○ボランティアの活動拠点となるボランティアセンターの運営体制の強化を図ります。
個別事業	取り組み
①運営体制の充実【新規】	○ボランティアセンター運営委員会において、コーディネート機能など運営体制等の充実を図ります。
②活動拠点の確保【新規】	○「（仮称）潮来市福祉・保健施設に関する整備構想」の策定の中で、ボランティアの活動拠点を確保していきます。

■ ボランティアセンターのイメージ

「ボランティアセンター（社協内）」では、ボランティアをしたい人と、してほしい人との調整役を行っています。また、ボランティアセンター運営協議会を設置して、異なる団体との連携や多世代のボランティアの育成を図っています。



(2) 情報共有の強化

施策名	方向性
情報提供の充実	○市民に親しみやすい社協だより（きずな）の作成や、社協ホームページ、SNS等を活用して最新情報を提供します。また、声のボランティア等と協力し、障がいのある人等への情報提供を行います。
個別事業	取り組み
①社協だより（きずな）の発行	○広報委員会を中心に定期的な発行に努めていくほか、緊急性のある情報については特別号として最新情報の提供を行います。
②社協ホームページの充実	○見やすく、役に立ち、使いやすいホームページの作成に努めます。社協の最新情報のほか、関係機関との情報共有による講演会やイベント等の開催情報の掲載などホームページ情報の充実と適切な更新を行います。
③SNSの活用	○SNSの特性を生かした活用方法を検討し、社協のイベントや最新情報等の発信を行います。
④回覧板やポスターなどの活用	○回覧板を活用した情報提供に努めるとともに、公共施設掲示板等へのポスター掲示や商店等の協力による情報提供に努めます。
⑤声のボランティアの協力	○障がいのある人等への情報提供について、声のボランティアグループの協力を得ながら行うとともに、継続した活動を支援していきます。
⑥市広報紙の活用	○毎月発行される「広報いたこ」や「広報いたこ情報版」を積極的に活用して、市民への周知を強化します。



(3) 福祉意識の醸成

施策名	方向性
福祉意識の普及・啓発	○社会福祉大会の開催やボランティア講座・講演会等を通じて、地域福祉への関心を高める機会を提供し、市民の福祉意識の普及・啓発に努めていきます。
個別事業	取り組み
①社会福祉大会の充実	○福祉事業者や当事者団体、ボランティア団体等と連携して開催方法等を検討し、各種イベント等との共催を図るなど内容の充実に努めます。
②ボランティア講座・講演会の開催	○ボランティアを始めるきっかけづくりとしてボランティア養成講座を開催します。市民に対しては福祉に関する講演会を開催して啓発活動に努めます。
③障がい者施設展示即売会の実施【新規】	○「道の駅いたこ」において、地域の障がい者施設と連携しながら、障がい者（児）の交流促進を図ります。

施策名	方向性
児童生徒の福祉体験・講座の開催	○小・中学生対象に福祉の体験学習・講座を実施し、福祉に対する理解や意識を高めていきます。
個別事業	取り組み
①福祉体験学習・講座の充実	○小・中学校の児童生徒を対象とした福祉体験学習を行い、子どもたちの福祉に対する理解や意識を高めていきます。
②児童生徒のボランティア活動の推進	○教育委員会や小・中学校等と連携して、手軽に始めることのできる身近なボランティア活動等を推進します。
③夏休み小学生ボランティア体験学習	○長期間、自宅で過ごす夏休みを活用し、地域のふれあい・いきいきサロンへの参加などを通して地域との繋がりを深め、地域福祉への関心を高めていく機会をつくりま

《基本目標2》課題を解決できる地域をつくろう！

【相談の課題】

◇耳を傾け、ニーズに応じたしっかりした相談対応をします◇

支援を必要とする人が見つかったら、しっかりと話を聴き、その人のニーズに応じたしっかりした相談対応をしていく必要があります。

相談内容は、1つの事柄だけでなく、複合的に問題が絡み合っている場合があります。そのため、地域福祉の総合コーディネート体制を確保して、困りごとがあった際は決して断らず解決の糸口を見つけられるよう、多くの専門職や関係機関と連携を深めて対応します。

(1) 福祉・保健拠点の整備

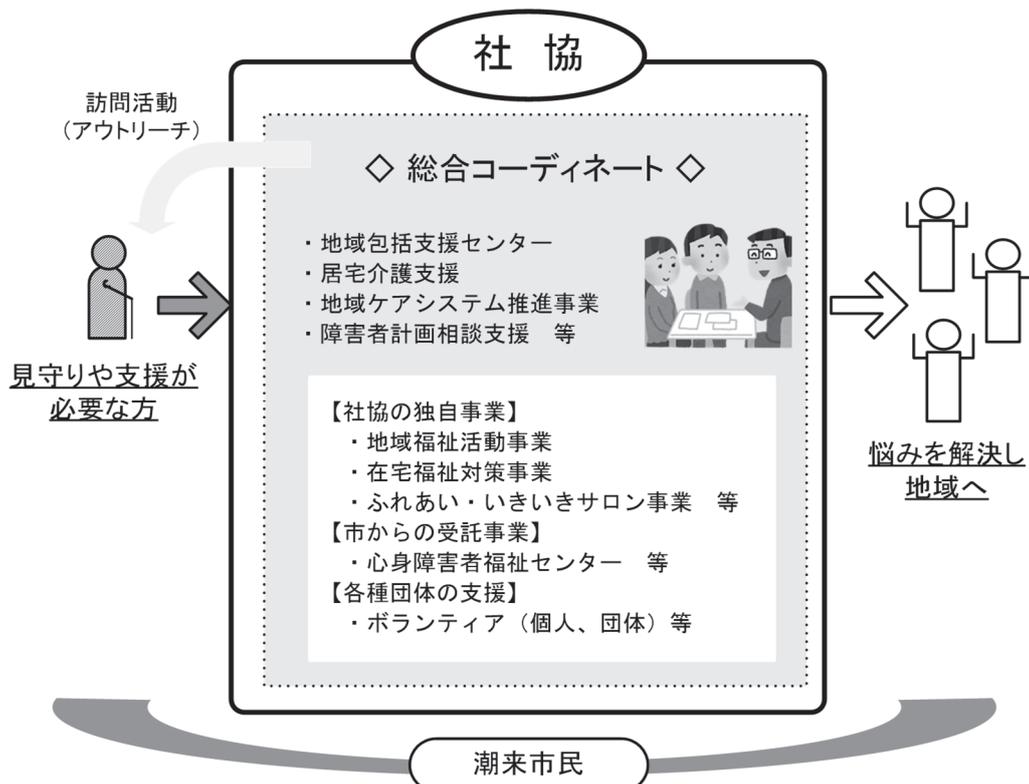
施策名	方向性
福祉・保健拠点のあり方についての検討	○市と一体となって、福祉・保健拠点のあり方について、検討を進めます。
個別事業	取り組み
①整備構想の検討 【新規】	○各種相談等を総合的に対応するため、市と連携した福祉・保健拠点のあり方について、検討していきます。

(2) 総合相談体制の整備

施策名	方向性
総合相談体制の充実	○支援を必要な方に対して、関係機関と連携を深めながら対応できる体制整備を推進していきます。
個別事業	取り組み
①総合相談体制の確保【新規】	○社会福祉士や精神保健福祉士、保健師の資格を有する専門的職員の確保を進め、関係機関と連携して対応できる総合相談体制を確保していきます。
②訪問活動（アウトリーチ）の実施	○福祉が必要な人を見逃さないよう、保健・福祉・医療関係者や地域住民からの情報をもとに訪問活動（アウトリーチ）を実施します。

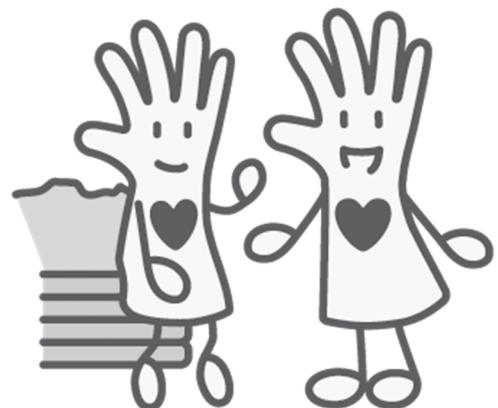
施策名	方向性
重層的支援体制整備の検討	○福祉課題の複合・複雑化した課題に対応していくため、重層的支援体制構築に向けて、市と協議を進めていきます。
個別事業	取り組み
①重層的支援体制整備の検討【新規】	○重層的支援体制整備に向けて、市と協議しながら社協の役割を検討していきます。

■社協の総合相談体制のイメージ

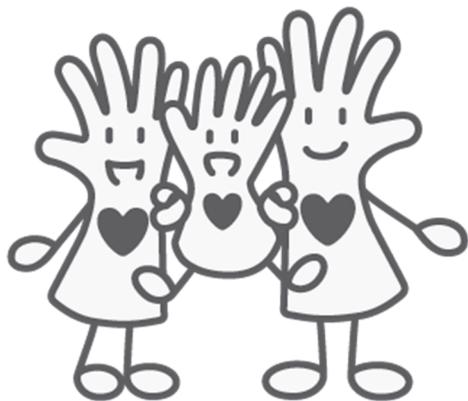


施策名	方向性
地域包括支援センター及び高齢者総合相談センターの強化検討（受託事業）	○高齢者の包括的な生活支援を推進していきます。また、地域福祉の総合コーディネーター役として、支援が必要な方に対して、関係機関と連携を深めながら多様な支援を行います。
個別事業	取り組み
①総合相談支援	○高齢者のワンストップ窓口として相談を受け止め、必要な支援を把握し地域における適切なサービスや関係機関及び制度の利用に繋げる等の支援を行います。
②権利擁護の推進	○社会福祉士などの資格を有する専門的職員を確保し、成年後見制度等の普及、市と連携した高齢者虐待等困難事例の迅速な対応を図ります。
③包括的・継続的ケアマネジメント支援（介護支援専門員研究会）	○主治医と介護支援専門員の連携をはじめ、多職種との協働や関係機関との連携を図るとともに、介護支援専門員の個別支援や質の向上のため、月1回の研究会を開催します。
④在宅医療・介護連携の推進【新規】	○医療と介護の連携に向けて、在宅医療・介護連携のための多職種協働による勉強会等を推進します。

施策名	方向性
地域ケアシステム推進事業の充実（受託事業）	○多様な支援を必要とする方について、保健・福祉・医療関係者が連携してケアチームを組み、見守り、必要な支援を行っていきます。
個別事業	取り組み
①地域ケアシステム推進事業	○支援を必要とする対象者を把握し、保健・福祉・医療関係者と地域住民が連携してケアチームを組織し、見守りや必要な支援を行っていきます。
②地域ケアコーディネーターの確保	○保健・福祉・医療に精通した専門的職員を確保し、地域ケアシステム推進事業を推進していきます。



施策名	方向性
相談事業の充実	○福祉心配ごと相談は、悩みや不安など困っている方の心配ごとについて相談員が応じます。また、法律相談は、専門的な手法により弁護士が相談に応じます。
個別事業	取り組み
①福祉心配ごと相談事業	○社協だより（きずな）や市広報紙等により福祉心配ごと相談事業の周知を図るとともに、専門的知識を有する相談員を確保し、相談対応体制の充実に努めます。
②法律相談事業	○社協だより（きずな）や市広報紙等により法律相談事業の周知を図るとともに、法律の専門である弁護士と連携し、専門的な相談対応体制の充実に努めます。



《基本目標3》サービスの切れ目と隙間のない地域をつくろう！ 【サービス提供の課題】

◇支援やサービスの利用に確実につなげていきます◇

相談対応の上、解決の糸口が見つかったら、支援やサービスの利用に確実につなげていくことが大切です。

社協で実施している介護保険サービスや障害福祉サービスのほか、ちょっとした声かけやゴミ出し、外出の同行といった身近な生活支援やサービスが求められています。地域に不足しているサービスや事業を認識し、サービスを充実させていくとともに、様々な福祉資源と組み合わせてサービス提供に努めていきます。

そして、サービスや事業を必要とする方にしっかり周知して、隙間のない福祉の輪を構築していきます。

（1）高齢者福祉・介護保険事業の充実

施策名	方向性
介護保険事業の運営	○地域に密着した介護保険事業所として、居宅介護支援事業をはじめ、訪問介護事業の適切な運営を図ります。
個別事業	取り組み
①運営方法の検討	○「潮来市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を踏まえ、介護保険サービスの運営方法の効率化を検討し、地域に密着した介護保険事業所として適切な運営を図ります。
②居宅介護支援事業	
③訪問介護事業 (ホームヘルパー)	
④要介護認定調査事業	

施策名	方向性
生活支援サービスの充実	○高齢者や障がいのある方が、住み慣れた家庭や地域で生活できるように日常生活をサポートする事業を実施していきます。
個別事業	取り組み
①特殊寝台及び車椅子貸出の実施	○要介護認定を受けていない方や障がいのある方、疾病や負傷により福祉用具の貸与が必要な方に特殊寝台や車椅子の貸出を行います。
②在宅高齢者等家族介護用品支給事業（受託事業）	○市と連携を図りながら事業内容等の周知を行い、高齢者や障がいのある方の日常生活を支援していきます。
③軽度生活援助事業（受託事業）	○市と連携を図りながら事業内容等の周知を行い、高齢者の日常生活を支援していきます。
④介護予防（安否確認）事業（受託事業）	○市と連携を図りながら事業内容等の周知を行い、高齢者などの日常生活を支援していきます。
⑤外出支援サービス事業（受託事業）	○市と連携を図りながら事業内容等の周知を行い、高齢者や障がいのある方の日常生活を支援していきます。

施策名	方向性
認知症対策の推進	○認知症の方やその家族の日常生活を支援するため、関係機関と連携しながら認知症対策の推進を図ります。
個別事業	取り組み
①認知症施策の推進	○認知症初期集中支援チームの活動とともに、認知症の状態にあわせ、標準的なサービス内容を説明した認知症ケアパスを活用して、認知症の方やその家族の日常生活を支援していきます。
②認知症カフェ「いたこハートカフェ」の支援【新規】	○グループホームや介護支援専門員等の協力を得ながら認知症カフェの開催を支援し、認知症の方やその家族に対して認知症に関する情報提供を行います。
③認知症サポーターの養成等【新規】	○認知症に対する正しい理解と地域における見守りを推進するため、自治会（区）や職場、小・中学校の児童生徒を対象に認知症サポーター養成講座等を開催します。
④あたまの体操・楽習塾の推進【新規】（受託事業）	○認知症サポーターなどの協力を得ながら、認知症予防の取り組みと終講後のフォローアップ教室を推進します。

施策名	方向性
高齢者福祉事業の推進	○ひとり暮らし高齢者の安否確認など、在宅生活を支える活動を、民生委員児童委員や地域のふれあい給食サービスボランティア等と協力して推進します。
個別事業	取り組み
①ふれあい給食サービス事業	○70歳以上のひとり暮らし高齢者への安否確認などのため、民生委員児童委員や地域のふれあい給食サービスボランティアの協力を得ながら給食サービスを実施します。
②ふれあい日帰り遠足事業（お楽しみ遠足）	○70歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に外出の機会と参加者間の交流を図るため、民生委員児童委員の協力を得ながら日帰り遠足を実施します。
③シルバービューティーサービス事業	○寝たきりなどの高齢者を対象に心身のリフレッシュを図るため、美容師の協力を得ながら自宅に出張して頭髪のカットや化粧を行います。

（2）障がい者（児）福祉の充実

施策名	方向性
障害者自立支援給付事業の運営	○障がいのある方が、安心して地域で生活できるよう多職種とも連携しながら、障害者自立支援事業者として適切な運営を図ります。
個別事業	取り組み
①居宅介護（ホームヘルプ）	○「潮来市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」を踏まえ、多職種と連携をしながら障害福祉サービスの指定事業者として適切な運営を図ります。
②計画相談支援事業	○「潮来市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」を踏まえ、多職種と連携をしながら障害福祉サービスの指定事業者として運営の充実を図ります。

施策名	方向性
心身障害者福祉センターの運営（指定管理者）	○地域活動支援センター（Ⅱ型）事業として、障がいのある方が日中活動の場として創作的活動や社会生活に適應するための機能訓練の機会を提供します。
個別事業	取り組み
①ワークス運営方法の検討【新規】	○日中活動の場として創作的活動や日常生活の支援、相談の対応ならびに、「共生型サービス」の実施など利用拡大に向けた運営方法について検討します。
②工賃報酬の向上	○「障害者優先調達推進法」の趣旨に基づき、市や関係機関と連携をして請負業務の開拓や工賃報酬の向上に向けた取り組みを行います。

(3) 児童福祉・子育て支援の充実

施策名	方向性
子育て支援の充実	○子育てに困る前に集まれる場所をつくったりするなど、市との連携を図ります。
個別事業	取り組み
①低所得世帯児童・生徒等への学習支援	○学習教室の準備や学習ボランティアの募集などの体制を整備し、学習支援を行います。
②ファミリー・サポート・センターや子育て広場との連携強化【新規】	○ファミリー・サポート・センターや子育て広場の事業内容の周知等を行いながら、連携を強化して子育て家庭の困りごと等に対応します。

(4) 生活困窮者等支援の充実

施策名	方向性
生活困窮者への自立支援	○経済的理由により暮らしに不安や困難を抱えている人に対して、自立した生活に少しでも近づけるよう、地域と連携した対応を図ります。
個別事業	取り組み
①援護事業の推進	○医療費の低額診療制度の支援や歳末慰問金支給事業、母子家庭新入学児童祝金の支給などの援護事業を推進します。
②生活福祉資金の貸付	○生活再建をするために必要な一時的な金銭の貸付を県社協と連携して対応します。
③フードバンクの実施（食材提供事業）【新規】	○きずなBOXを設置して食材の寄附を受けながら、「食」に関する現物支給を行うことにより、生活に困窮している方の自立した生活を支援します。

■きずなBOX

このような食品が特に必要とされています

レトルト食品 インスタント食品

各種缶詰 お米 調味料

※食品は賞味期限が切れていなければ、その期限に応じて社協が活用いたします。

《基本目標4》生活の質の向上を目指す地域をつくろう！

【見守りの課題】

◇しっかりと継続して見守る体制を確保します◇

支援やサービスの手が行き届いたら、次はしっかりと継続して見守っていくことが大切です。自分らしく生活を改善し、生活の質の向上を図れるよう、温かく寄りそった支援を継続していくことが大切です。

そのために、地域と一緒にあって、一人ひとりの課題にきちんと寄り添っていきける活動を展開していきます。その見守り体制を強化していく中で、また、新たな地域の困りごと、問題発見につながり、再び、福祉が必要な人を見逃さない「気づき」の課題へと結び付けていきます。

(1) 地域福祉活動の充実

施策名	方向性
ふれあい・いきいきサロンの推進強化	○小地域ごとに誰でもどこでも気軽に参加し、楽しくお金をかけずに社会参加や健康づくりを進めるサロン活動を推進します。また、子どもと高齢者の多世代がふれあえる機会を充実します。
個別事業	取り組み
①ふれあい・いきいきサロンの運営強化	○ふれあい・いきいきサロンの事業活動の周知を行い、誰もがどこでも気軽に参加し、楽しく社会参加や健康づくりを行えるサロン活動を推進し、多世代が交流することができる機会を企画します。
②介護予防事業（健康教室）の推進	○介護予防事業修了者による自主活動「達人の会」や「にっこり健集会（やさしい体操）」を推進し、継続的に活動していくため高齢者総合相談センターとも連携して推進します。

施策名	方向性
安否確認、見守り活動の推進	○ひとり暮らし高齢者や障がいのある方等など、在宅で安心した生活が送れるよう生活意欲の助長促進等を図っていきます。
個別事業	取り組み
①定期訪問活動（安否確認）の充実	○地域のふれあい給食サービスボランティアによるお弁当づくりや民生委員児童委員の安否確認事業を推進し、問題の早期発見に繋げていきます。

施策名	方向性
福祉団体への支援	○福祉団体の自主的な運営や活動を支援します。
個別事業	取り組み
①身体障害者福祉協議会、遺族会等の事務局体制の検討【新規】	○各種福祉団体の活動内容を把握し、生きがいきくりと社会参加を支援しながら、自主的な運営をしていくための事務局体制を検討します。
②福祉団体への助成	○各種福祉団体の活動内容を把握し、生きがいきくりと社会参加を支援しながら、自主的な運営をしていくための活動助成をします。

(2) 権利擁護に対する支援

施策名	方向性
権利擁護の充実	○地域で安心して尊厳のある生活ができるよう、日常生活自立支援事業、成年後見制度等の啓発及び利用促進に努めます。
個別事業	取り組み
①日常生活自立支援事業の充実	○社会福祉士などの資格を有する専門的職員を確保し、日常生活自立支援事業の周知を図るとともに、事業の推進をするため専門員（社協職員）と生活支援員（市民）を養成し、相談・支援体制の充実に努めます。
②成年後見制度の啓発及び利用支援	○社会福祉士などの資格を有する専門的職員を確保し、成年後見制度の周知を図るとともに、自立した生活を営むことができるよう支援していきます。
③法人後見制度の導入【新規】	○社協が成年後見人等に就任し後見事務を行うため、体制の整備を進めていきます。
④「市民後見人」の養成【新規】	○法人後見制度を推進するため、社会貢献型「市民後見人」養成講座を開催します。

施策名	方向性
虐待の防止	○児童、高齢者、障がいのある方への虐待などの相談対応を迅速に進めるため、市等と連携した体制を確保します。
個別事業	取り組み
①相談対応体制の確保	○社会福祉士などの資格を有する専門的職員を確保するとともに、市と連携し児童・高齢者・障がいのある方への虐待等の迅速な対応を図ります。

(3) 防犯・防災体制の充実

施策名	方向性
防犯活動の促進	○市をはじめ、地域住民やボランティア団体との連携による防犯活動を促進します。
個別事業	取り組み
①防犯活動の充実	○市を中心に、各種団体や地域住民、ボランティア団体等と連携し、「誰もが住み慣れた潮来で、いつまでも安心して暮らせるまちづくり」を推進します。

施策名	方向性
安心して暮らせる 防災体制	○災害救援ボランティアの養成や、災害時のボランティア受入れ体制の検討、関係機関と連携した避難行動要支援者の把握などに努めます。
個別事業	取り組み
①災害ボランティアセンターの確立	○潮来市災害ボランティアセンター運営マニュアルを活用し、受け入れ体制等の立ち上げ訓練を実施します。
②災害救援ボランティアの養成【新規】	○災害等に備えて災害救援ボランティアを養成する内容の講座を開催し、それぞれの役割分担と連絡体制づくりを進めていきます。
③避難行動要支援者等支援活動の推進	○支援が必要と思われる方に対して避難行動要支援者名簿への登録について説明し、災害時に支援を迅速に行えるように関係機関と連携体制を確立します。

(4) 福祉のまちづくりの充実

施策名	方向性
自主財源の確保	○社協活動を推進する上で、会員の確保と会費増強に取り組めます。また、善意銀行の金品預託などを行い、市民の善意を形にするための取次を行います。赤い羽根共同募金、歳末たすけあい運動等を行い、地域福祉の進展に努めます。
個別事業	取り組み
①会員の確保と会費増強	○市民や企業に対して社協の役割や事業内容等の説明を行い、社協事業に賛同していただけるための周知活動を展開します。特に、企業の社会貢献活動とも連携しながら会員の確保と会費増強に取り組めます。
②善意銀行（寄付）事業の推進	○善意銀行事業に対する寄付文化の醸成を図るために周知を行い、金品預託を預託者の意思を尊重してボランティア活動に配分します。
③善意の箱の設置	○善意銀行事業と合わせた周知を行い、市内店舗等に対して設置協力の依頼と設置協力店の広報をし、設置場所を拡充します。
④共同募金の推進	○関係機関の協力を得ながら、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい運動の活動を展開して安定した事業財源を確保します。
⑤福祉バザー、チャリティーゴルフの開催	○市民等からの寄付による福祉バザー商品の募集を行い、社会福祉大会において福祉バザーを実施します。チャリティーゴルフは協力会場を増やして開催します。



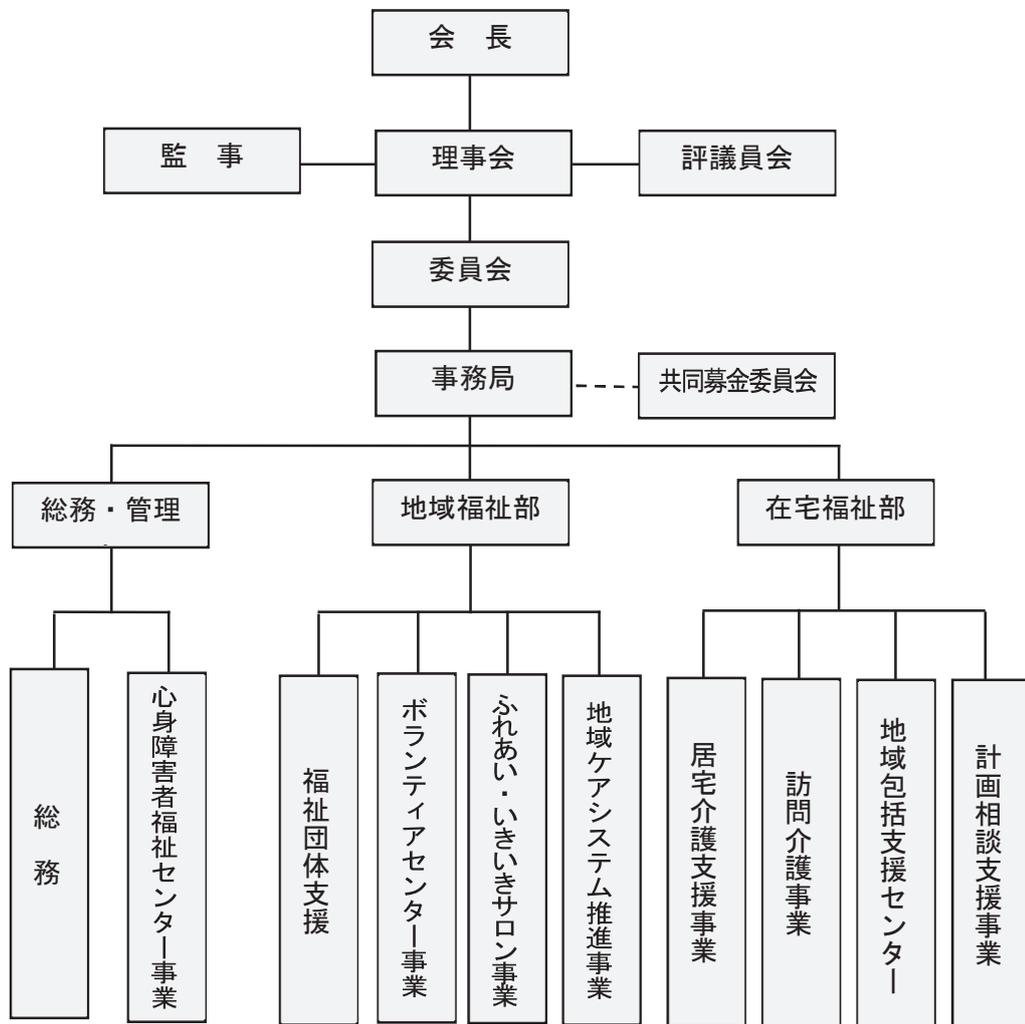
施策名	方向性
社協体制の強化	○相互の円滑な連携を図り、事業を推進していく体制づくりを進めます。市民に最も近い団体として使命感をもって取り組みます。
個別事業	取り組み
①理事会・評議員会、委員会活動の充実	○理事会及び評議員会、各種委員会は必要に応じて開催し、それぞれの役割を明確にして社協事業に対するチェック機能を強化していきます。
②専任職員の確保	○総合相談体制を確保していくため、社会福祉士や精神保健福祉士、保健師、主任介護支援専門員などの資格を有する専任職員を確保します。
③社協窓口、相談コーナーの改善	○市民や相談者等、来庁者の目的に合わせた窓口案内と分かりやすく懇切丁寧な対応を心がけ、市民に最も近い団体として使命感をもって業務を遂行します。
④職員間の情報共有	○毎日の朝礼や月1回のミーティングにより情報共有を図りながら社協職員一丸となり、顔の見える社協づくりを展開していきます。

4 社協の機能強化

地域福祉活動計画は、「市民」、「行政」、「民間事業所」等がともに協力して取り組んでいく必要があります。これらの取り組みを総合調整し、相互の円滑な連携を図り、事業を推進していく役割を、私たち「社協」は担っています。

社協は、民間の社会福祉団体として、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉社会を目指して、市民をはじめ、各種団体、ボランティア、市などと連携しながら、地域福祉活動を展開しています。

■社協の体制（令和2年度現在）



① 自主事業の充実・強化

地域社会における社協の役割の重要性を再確認し、必要な人に必要なサービスが、必要な時に提供できるよう、必要な自主事業の充実に努めます。

また、新たなサービスの実施や運営等に併せて事務局体制を見直していきます。

② 受託事業の運営・管理

現在、社協は潮来保健センターを拠点として、市民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図る活動を展開しています。地域包括支援センター事業をはじめ、地域ケアシステム推進事業、在宅高齢者等の支援、外出支援などの受託事業を総合的に行いながら、地域に不足しているサービスの充実に努め、適正な受託事業の運営・管理に努めます。

③ 心身障害者福祉センター（ワークス）の管理運営

障がいのある方が、創造的な活動等を通じて日常生活の訓練を受けられるよう、自立支援、生活訓練支援を通じて、地域に密着した活動の充実に取り組めます。また、「共生型サービス」の実施など利用拡大に向けた運営方法について検討します。

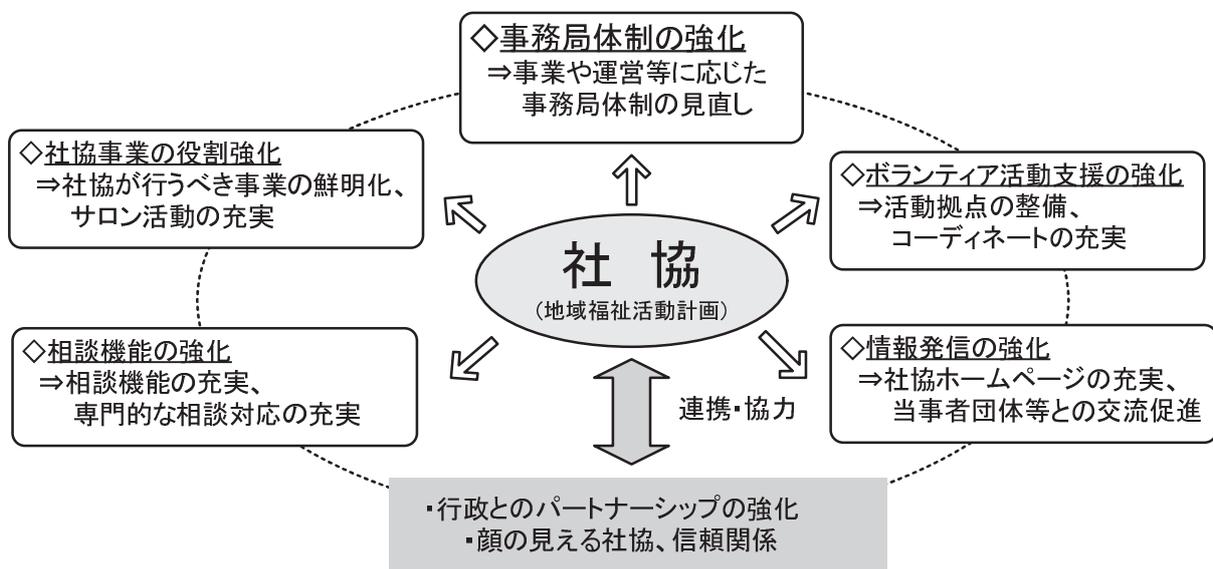
④ 社協活動の体制強化

理事会・評議員会、委員会活動を充実し、社協活動の一層の充実に図るとともに、市民への理解促進に努め一般会員及び賛助会員、特別会員の確保に取り組めます。

計画の実現を図るうえで、地域福祉活動の担い手となる社協の機能強化が不可欠です。そのため、職員の知識や技術の向上に日々努め、福祉人材の育成と確保に努めていきます。また、実施事業や運営、事務局体制を見直し、組織機能の強化を図っていきます。

さらに、市民に対しては、社協活動の理解促進を図るとともに、社協会費、共同募金配分金等の自主財源の確保に努めながら、行政とのパートナーシップのもとに潮来市の地域福祉の推進に努めていきます。

■社協の機能強化の内容



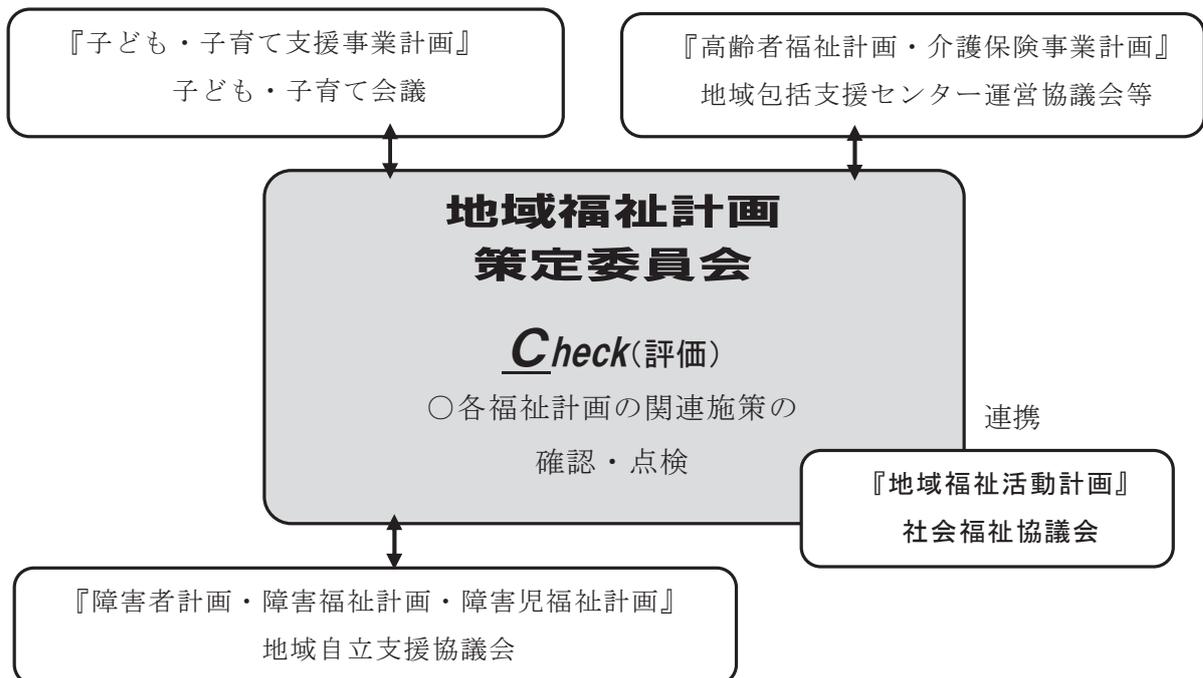
第5章 計画の推進と評価

(中とびら裏白)

1 計画を着実に推進する体制の確立

- 「地域福祉計画策定委員会」において、本市の各福祉計画の関連施策について確認・点検を行いながら、地域福祉を着実に推進していきます。
- 高齢者福祉の推進に関しては、地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービスの運営に関する委員会の運営を充実させていきます。
- 障がい者福祉の推進に関しては、地域自立支援協議会の運営を充実させていきます。
- 児童福祉の推進に関しては、子ども・子育て会議の運営を充実させていきます。
- 社会福祉協議会の取り組みについては、理事会・評議員会、委員会活動を充実させます。市民と行政とのパートナーシップのもとに引き続き社会福祉協議会活動を着実に推進していきます。

■地域福祉を推進する体制



2 協働による推進体制

- 複合・複雑化する福祉課題に対応していくためには、市民と市、社会福祉協議会等の協働による取り組みが不可欠です。市民や地域も積極的に関わりたいくなるような気持ちにさせる地域づくりを進めていく必要があります。
- 「潮来市地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、福祉先進都市を目指して、市民の役割、地域の役割、行政の役割を着実にそれぞれが行動に移し、それぞれの立場で協力し合う「協働」によって計画の推進を図ります。

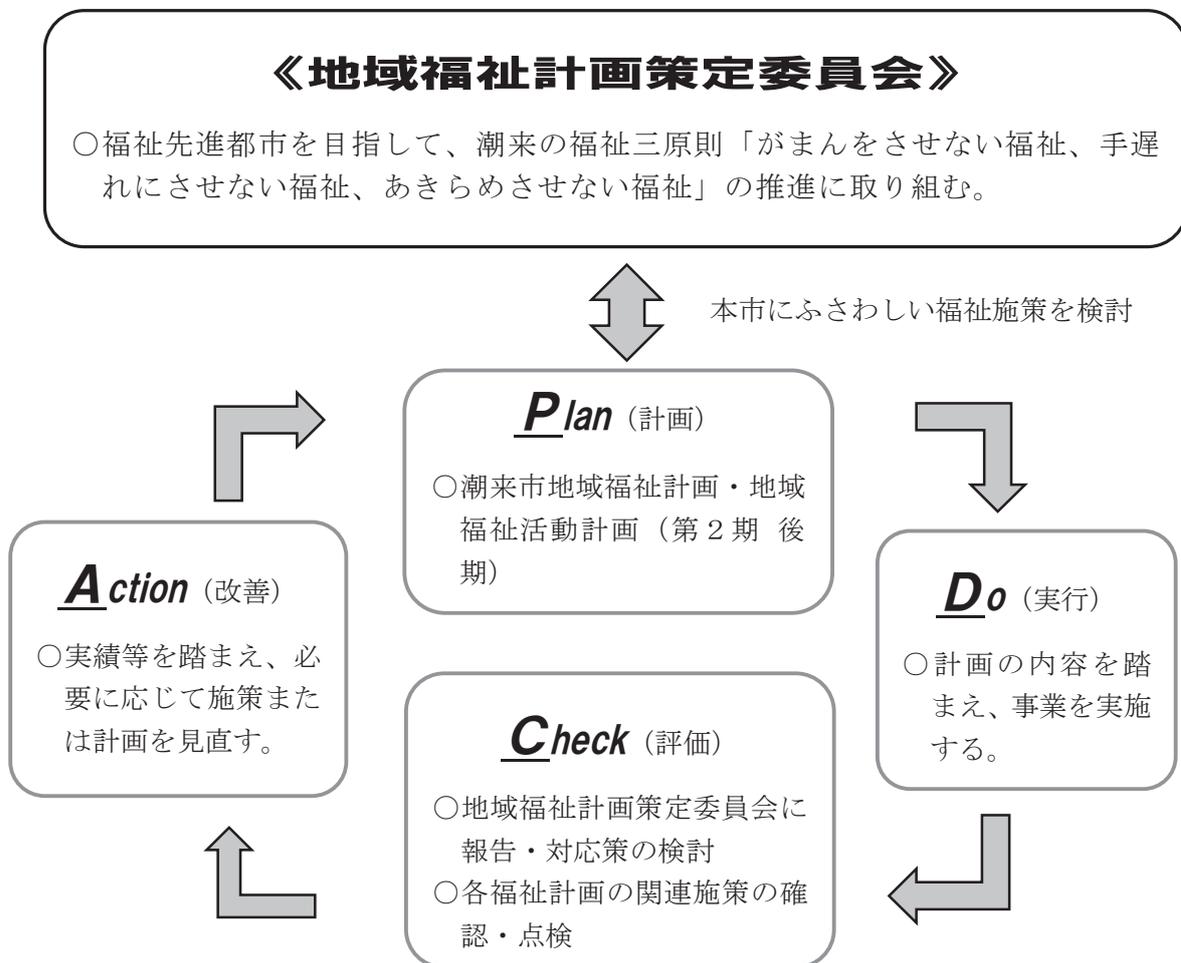
■「潮来市地域福祉計画」と「潮来市地域福祉活動計画」との関係

区 分	潮来市地域福祉計画	潮来市地域福祉活動計画
策定主体	潮来市	潮来市社会福祉協議会
理念・方向性	◇ みんなで変える！ 変わる！ 潮来の福祉 ◇ = 福祉先進都市を目指して =	
性 格	○市の計画 市民・地域・行政の取り組み	○社会福祉協議会の活動計画 施策、個別事業の取り組み

3 計画の評価・点検

- PDCAサイクル（計画：Plan、実行：Do、評価：Check、改善：Action）に基づき、計画の進捗状況を把握します。
- 計画の進捗状況については、毎年度「地域福祉計画策定委員会」に報告し、対応策を検討します。
- 計画の見直し時には、福祉意識を把握するアンケート調査等を実施し、分析のうえ評価します。
- さらに、評価を踏まえて、計画の見直しに向けた改善のうえ、新たな計画を策定します。

■計画の進行管理（PDCAサイクルのイメージ）

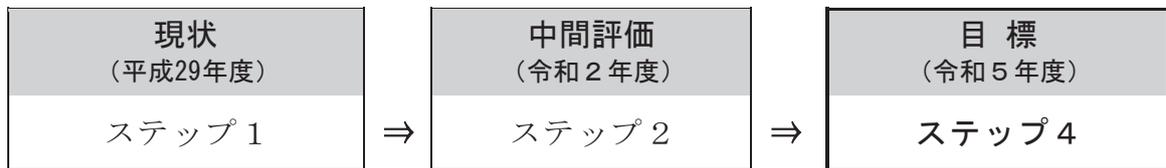


4 目標指標

- 計画の推進にあたっては、市民の福祉活動の活発化や多職種・多機関の連携強化が必要不可欠なため、厚生労働省が示した「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業による「地域共生社会の実現に向けた評価指標」を活用した目標指標を設定しています。
- また、社会福祉協議会の役割や市民の望ましい地域福祉のイメージづくりが重要視されることから、「潮来市地域福祉に関する市民アンケート」の中から、目標指標を設定しています。

「地域共生社会の実現に向けた評価指標」

《目標指標 1》市民を中心とした話し合いの場や集いの場の把握を行う。

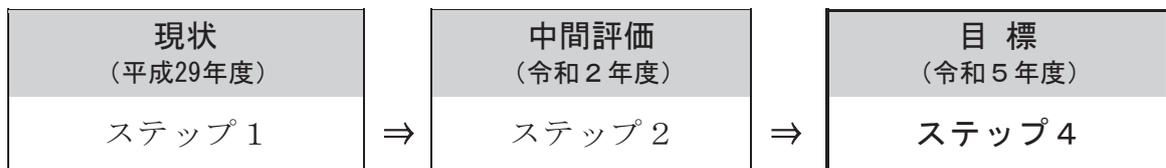


- 「ステップ 1」 地域に点在する場の一部は把握できているが、網羅的には把握できていない。
 「ステップ 2」 網羅的に把握ができている。
 「ステップ 3」 2に加えて、場を通して地域課題が把握できる仕組みが機能している。
 「ステップ 4」 3に加えて、これまで気づいていない地域課題に気づくために、新しい情報を提供する機能も発揮できている。

[指標の考え方]

この指標は、市民が福祉を「我が事」と捉える地域づくりを築くための指標です。

《目標指標 2》支援の担い手となる人に向けて、情報発信や学習会を開催する。

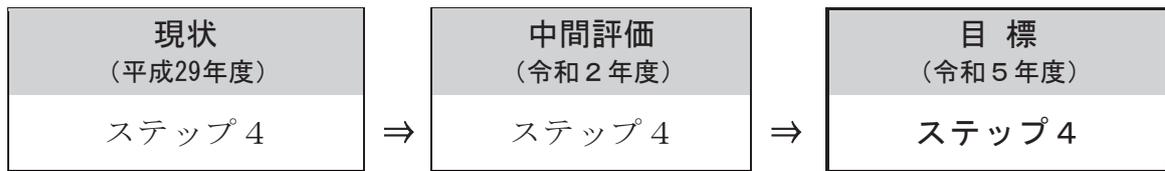


- 「ステップ 1」 ほとんどできていない。
 「ステップ 2」 市民もしくは高齢や障がい、児童、困窮等の福祉関係者や医療、教育部局の関係者に実施している。
 「ステップ 3」 市民と高齢や障がい、児童、困窮等の福祉関係者や医療、教育部局の関係者に実施している。
 「ステップ 4」 3に加えて、総務や環境経済等の福祉以外の関係者にも実施している。

[指標の考え方]

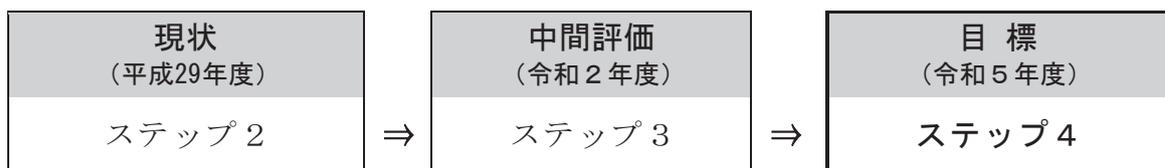
この指標は、市民が福祉を「我が事」と捉える地域づくりを築くための指標です。

《目標指標3》 潮来市の地域の福祉ニーズや課題を把握する。



<p>「<u>ステップ1</u>」ほとんど把握できていない。</p> <p>「<u>ステップ2</u>」 日常業務や他機関と連携する中での情報、行政の分野別計画、他分野で実施するアンケート結果等を利用して把握している。</p> <p>「<u>ステップ3</u>」 関係機関等が集う会議や交流会の中で、聞き取りを行い把握している。</p> <p>「<u>ステップ4</u>」 アンケート調査や悉皆調査を実施して把握している。</p>
<p>[指標の考え方]</p> <p>この指標は、福祉課題を「丸ごと」効率的に把握するための指標です。</p>

《目標指標4》 潮来市内の各関係機関と連携する。



<p>「<u>ステップ1</u>」ほとんどできていない。</p> <p>「<u>ステップ2</u>」 高齢や障がい、児童、困窮等の福祉分野と連携を図っている。</p> <p>「<u>ステップ3</u>」 2に加えて、医療や教育、住まい、就労、雇用といった分野と連携を図っている。</p> <p>「<u>ステップ4</u>」 3に加えて、総務や環境経済等の福祉・医療以外の関係者と連携を図っている。</p>
<p>[指標の考え方]</p> <p>この指標は、福祉課題を多機関との協働による包括的な支援体制により解決するための指標です。</p>

「潮来市地域福祉に関する市民アンケート」

《目標指標 5》「社会福祉協議会」の認知度を上げる。

現状 (平成29年度)	⇒	中間評価 (令和2年度)	⇒	目標 (令和5年度)
「1」回答 26.7%		「1」回答 26.4%		「1」回答 35.0%

問 あなたは「潮来市社会福祉協議会」をご存じですか。(1つに○)

- 「1」名前も活動内容も知っている。
- 「2」聞いたことがあるが活動は良く知らない。
- 「3」名称も活動内容も知らない。

[指標の考え方]

この指標は、地域福祉活動を推進する社協の認知度を図るための指標です。

《目標指標 6》行政と市民が協力して地域で支え合いをする。

現状 (平成29年度)	⇒	中間評価 (令和2年度)	⇒	目標 (令和5年度)
「3」回答 70.5%		「3」回答 66.7%		「3」回答 80.0%

問 「福祉」のあり方は、どのようにあるべきと思いますか。(1つに○)

- 「1」家族や親せきが面倒をみればよい。
- 「2」行政(国や自治体)の責任で行うべき。
- 「3」行政と市民が協力し地域で支え合う。
- 「4」その他

[指標の考え方]

この指標は、地域共生社会の実現に向けて市民とともに取り組むための指標です。

資料編

(裏白)

1 策定経過

	内 容
令和2年 5月18日 6月11日 7月1日 7月14日	<ul style="list-style-type: none"> ○業務委託契約の締結（株式会社まち研） ○地域福祉、障がい福祉、高齢福祉 合同打合せ ○計画策定方針の決定 ○第1回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定方針について ・地域福祉に関するアンケートについて ・今後のスケジュールについて
8月5日～21日	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉に関するアンケート調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・一般市民2,000人、民生委員71人、区長66人、ボランティア個人・団体42件、市内中学2年生全員、潮来高校生徒全員 ○アンケートの実施・分析方針
9月7日～24日	<ul style="list-style-type: none"> ○関係課等調票シート調査
10月6日～7日	<ul style="list-style-type: none"> ○関係課等ヒアリング調査
10月中	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉団体、サービス提供事業者ヒアリング（障害者計画の策定と合同）
11月17日	<ul style="list-style-type: none"> ○庁議 中間報告
11月20日	<ul style="list-style-type: none"> ○市議会全員協議会 中間報告
11月26日	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果について ・地域福祉計画の中間評価について ・パブリックコメントについて
令和3年 1月12日～2月12日	<ul style="list-style-type: none"> ○パブリックコメント（意見の聴取）の実施
2月16日	<ul style="list-style-type: none"> ○第3回策定委員会（書面会議） <ul style="list-style-type: none"> ・計画案について
3月16日	<ul style="list-style-type: none"> ○庁議 策定報告

2 設置要綱と委員名簿

潮来市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく、潮来市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び円滑な実施の推進等を図るため、潮来市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討協議を行う。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進捗状況の点検及び評価に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 市民代表
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係事業者
- (4) 社会福祉関係団体
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(ワーキングチーム)

第8条 委員会の所掌事項を調査、研究等のため、委員会にワーキングチームを置くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、社会福祉担当課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年12月1日から施行する。

この告示は、令和2年1月17日から施行する。

社会福祉法人 潮来市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを目指して、潮来市における地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するため、潮来市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討協議を行う。

- (1) 計画の策定に関する事。
- (2) 計画の進捗状況の点検及び評価に関する事。
- (3) その他会長が必要と認める事。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、社会福祉協議会会長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 市民代表
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係事業者
- (4) 社会福祉関係団体
- (5) その他会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(ワーキングチーム)

第8条 委員会の所掌事項を調査、研究等のため、委員会にワーキングチームを置くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、潮来市社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月19日から施行する。

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

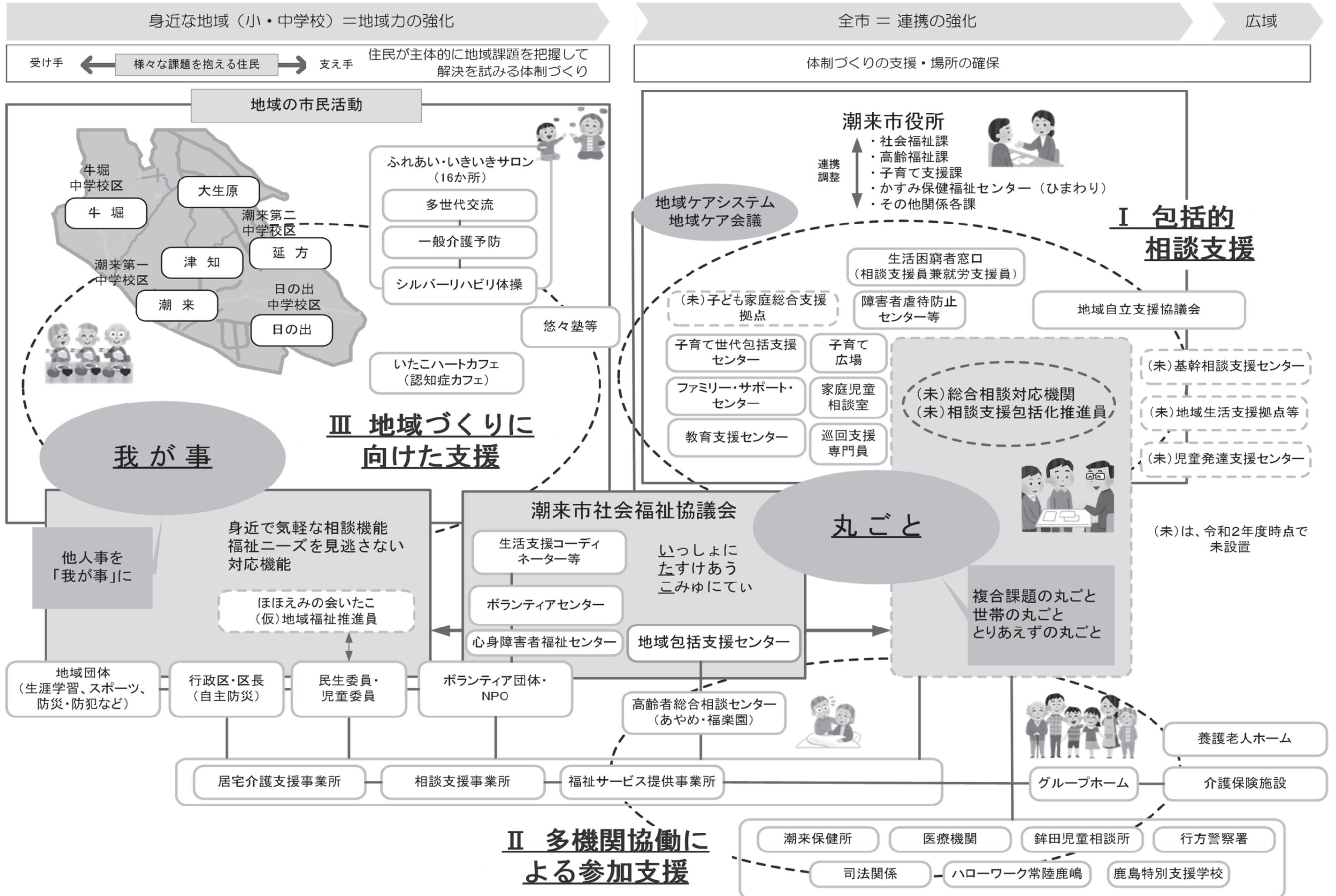
潮来市地域福祉計画兼潮来市地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

(順不同、敬称略)

	選出区分	所 属	氏 名	備 考
1	1. 市民代表	潮来市議会	笠 間 丈 夫	議長
2		潮来市区長会	仲 澤 富 正	会長（貝塚区長）
3		潮来市 PTA 連絡協議会	浅 利 和 寿	会長（津知小学校 PTA 会長）
4		潮来市高齢者クラブ 連合会	小 峰 義 雄	会長
5	2. 保健医療関係者	水郷医師会	松 崎 弘 明	常南医院院長
6		潮来保健所	石 田 久美子 井 澤 智 子	所長（～10/30迄） 所長（11/1～）
7	3. 福祉関係事業者	認定こども園こひつじ園	平 山 豊 治	園長
8		NPO 法人れいめい	森 實 和 子	理事長
9		有限会社 茨城まごころ 介護サービス	高 橋 勝 弘	代表取締役
10	4. 社会福祉関係団体	潮来市民生委員児童委員 協議会	荒 原 茂	会長
11		社会福祉法人 潮来市社会福祉協議会	大 平 幸 一	理事
12		潮来市ボランティア センター	飯 島 康 弘	運営委員長
13	5. その他	潮来市役所	額 賀 浩	総務部長
14		潮来市役所	小 沼 雅 義	市民福祉部長兼 福祉事務所長

任 期：令和2年7月1日～令和5年6月30日

3 潮来市重層的支援体制整備のイメージ図



「潮来市地域福祉計画・地域福祉活動計画(第2期後期)」

発行日／令和3年3月

発行・編集／潮来市 市民福祉部 社会福祉課
〒311-2493 茨城県潮来市辻626
電話0299(63)1111(代表)

社会福祉法人 潮来市社会福祉協議会
〒311-2421 茨城県潮来市辻765
電話0299(63)1296(代表)



潮来市地域福祉計画・地域福祉活動計画(第2期後期)

発行日：令和3年3月

発行・編集：潮来市 市民福祉部 社会福祉課
〒311-2493 茨城県潮来市辻626番地
電話番号：0299-63-1111(代表)

社会福祉法人 潮来市社会福祉協議会
〒311-2421 茨城県潮来市辻765番地
電話番号：0299-63-1296(代表)